

平成29年3月定例会

# 浪江町議会会議録

平成29年3月 7日 開会

平成29年3月17日 閉会

浪江町議会

# 平成29年浪江町議会3月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号 (3月7日)

議事日程	3
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため出席した者の職氏名	6
開会の宣告	9
開議の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
諸般の報告	10
行政報告	10
一般質問	18
渡邊泰彦君	18
鈴木幸治君	34
馬場 績君	39
請願・陳情の付託	55
議案第9号から議案第49号一括上程、説明	55
延会について	109
延会の宣告	109

## 第 2 号 (3月16日)

議事日程	111
出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	113
職務のため出席した者の職氏名	113
開議の宣告	114
議事日程の報告	114
議案第29号の撤回の件	114
議案第9号の質疑、討論、採決	114
議案第10号の質疑、討論、採決	115

議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	1 2 9
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	1 3 2
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	1 3 4
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	1 3 7
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	1 3 7
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	1 3 8
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	1 3 8
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 4 6
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	1 6 1
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	1 6 3
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	1 6 3
延会について	1 6 4
延会の宣告	1 6 4

### 第 3 号 (3月17日)

議事日程	1 6 5
出席議員	1 6 6
欠席議員	1 6 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 6
職務のため出席した者の職氏名	1 6 6
開議の宣告	1 6 7
議事日程の報告	1 6 7
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	1 6 7

議案第40号の質疑、討論、採決	196
議案第41号の質疑、討論、採決	197
議案第42号の質疑、討論、採決	198
議案第43号の質疑、討論、採決	200
議案第44号の質疑、討論、採決	200
議案第45号の質疑、討論、採決	201
議案第46号の質疑、討論、採決	202
議案第47号の質疑、討論、採決	202
議案第48号の質疑、討論、採決	203
議案第49号の質疑、討論、採決	204
議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	207
復興・特別委員会報告	210
請願・陳情審査報告	213
陳情第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	214
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	215
町長あいさつ	216
あいさつ	217
閉会の宣告	218

浪江町告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月8日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成29年3月7日（火） 午前9時
  
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
浪江町役場二本松事務所 大会議室

○応招・不応招議員

応招議員（14名）

1 番 渡 邊 泰 彦 君  
3 番 鈴 木 幸 治 君  
5 番 平 本 佳 司 君  
7 番 山 崎 博 文 君  
10 番 山 本 幸一郎 君  
12 番 佐 藤 文 子 君  
14 番 三 瓶 宝 次 君

2 番 佐々木 勇 治 君  
4 番 吉 田 数 博 君  
6 番 松 田 孝 司 君  
9 番 佐々木 恵 寿 君  
11 番 泉 田 重 章 君  
13 番 紺 野 榮 重 君  
15 番 馬 場 績 君

不応招議員（0名）

3 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

平成 29 年浪江町議会 3 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 3 月 7 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- |        |            |   |
|--------|------------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第 2  | 会期の決定      |   |
| 日程第 3  | 諸般の報告      |   |
| 日程第 4  | 行政報告       |   |
| 日程第 5  | 一般質問       |   |
| 日程第 6  | 請願・陳情の付託   |   |
| 日程第 7  | 議案第 9 号    | 浪江町復興計画【第二次】の策定について   |
| 日程第 8  | 議案第 10 号   | 東日本大震災等による被災者に対する平成 29 年度の町税等の減免に関する条例の制定について                             |
| 日程第 9  | 議案第 11 号   | 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 12 号   | 浪江町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について   |
| 日程第 11 | 議案第 13 号   | 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 12 | 議案第 14 号   | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費弁償に関する条例の一部改正について                                       |
| 日程第 13 | 議案第 15 号   | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  |
| 日程第 14 | 議案第 16 号   | 職員等の旅費に関する条例の一部改正について   |
| 日程第 15 | 議案第 17 号   | 浪江町税条例の一部改正について   |
| 日程第 16 | 議案第 18 号   | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について                                     |
| 日程第 17 | 議案第 19 号   | 浪江町介護保険条例の一部改正について  |
| 日程第 18 | 議案第 20 号   | 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                          |
| 日程第 19 | 議案第 21 号   | 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改   |



		正について
日程第20	議案第22号	浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第21	議案第23号	浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について
日程第22	議案第24号	字の区域の変更について
日程第23	議案第25号	浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定について
日程第24	議案第26号	工事請負契約の締結について（浪江町共同調理場新築工事（建築））
日程第25	議案第27号	売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第1期）
日程第26	議案第28号	委託に関する変更協定の締結について
日程第27	議案第29号	工事請負契約の変更について（幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事）
日程第28	議案第30号	土地の取得について
日程第29	議案第31号	平成28年度浪江町一般会計補正予算（第8号）
日程第30	議案第32号	平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第31	議案第33号	平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）
日程第32	議案第34号	平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第33	議案第35号	平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第34	議案第36号	平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第35	議案第37号	平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第36	議案第38号	平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第37	議案第39号	平成29年度浪江町一般会計予算
日程第38	議案第40号	平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第39	議案第41号	平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第40	議案第42号	平成29年度浪江町国民健康保険直営診療

		施設事業特別会計予算
日程第41	議案第43号	平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第42	議案第44号	平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第43	議案第45号	平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第44	議案第46号	平成29年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第45	議案第47号	平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第46	議案第48号	平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第47	議案第49号	平成29年度浪江町水道事業会計予算

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業振興課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	三瓶徳久君	帰町準備室長	鈴木政己君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務所長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	清水中君	会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君
教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	次長	横山秀樹
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

---

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から6年が過ぎようとしております。3月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。おなおりください。

「議会だより」に掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますのでご了承ください。

また、報道機関からテレビ撮影等の申し出がありますので、これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

会議の前に、浪江町議会永年勤続功労者の表彰及び全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（清水佳宗君） 三瓶宝次議員におかれましては、現任期をもって議員在職24年となります。浪江町議会議員の表彰等に関する規定第2条第1項の規定により表彰状及び写真を贈呈し、表彰を行います。

また、紺野榮重議員におかれましては、議員在職期間が15年以上となりました。全国町村議会議長会の表彰を受けられましたので、議長から表彰状の伝達を行います。

議長、演壇の前へご移動ください。

まずは、永年勤続功労者の表彰から行います。三瓶議員、前へお進みください。

○議長（吉田数博君） 表彰状。三瓶宝次殿。あなたは、浪江町議会議員として24年の永きにわたり、町政の枢機に参画し、地方自治の高揚と町政の進展に大きく貢献されました。

よって、ここに多年の功績をたたえ、掲額して表彰いたします。

平成29年3月7日。浪江町議会。

[拍手]

○事務局長（清水佳宗君） 続いて、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

紺野議員、前へお進みください。

○議長（吉田数博君） 表彰状。福島県浪江町、紺野榮重殿。あなたは町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここに表彰します。

平成29年2月8日、全国町村議会議長会会長、飯田徳昭。

[拍手]

- 事務局長（清水佳宗君） 以上で浪江町議会永年勤続功労者の表彰及び全国町村議会議長会表彰の伝達を終了します。
- 

#### ◎開会の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は14人であります。  
定足数に達しておりますので、平成29年3月浪江町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

#### ◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 

#### ◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

#### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、3番、鈴木幸治君、5番、平本佳司君、6番、松田孝司君を指名します。
- 

#### ◎会期の決定

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。今期定例会の会期は本日から17日までの11日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から17日までの11日間といたします。  
会期中の会議についてお諮りします。7日、16日及び17日を本会議とし、8日から15日までは委員会等のため休会といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。  
よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。
-

### ◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

---

### ◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

本日ここに、平成29年浪江町議会3月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

定例会の開会にあたり、行政報告に先立ちまして、改めてこの震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、いまなお、県内外に避難を余儀なくされ、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

さて、先日の全員協議会でもお伝えいたしましたが、避難指示の解除にあたっては、議員各位をはじめ町民の皆様から様々なご意見をいただきました。もちろん、放射線や生活環境に対する不安などから時期尚早とのご意見も頂きましたが、何よりも「浪江町を残してほしい」、「いつか必ず町に戻りたい」という町民の皆様からの声に強く背中を押され、「町のこし」をし町を創建するという断固たる決意のもと判断いたしました。

解除容認にあたっては、3月3日に「浪江町の避難指示解除後の復興・再生に向けて」と題する合意文書を締結いたしました。これは、解除後の町の復興に向けた取り組みに対し、国・県が財政面及び実施体制面を含め、着実かつ誠実に履行するように最大限の支援を行うことを書面にて確認したものであります。

議員各位におかれましては、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成29年度の当初予算について述べさせていただきます。

平成29年度は復興計画に掲げる「本格復興期」のスタートとなる年であり、これまで策定してきた各種計画を実現化していくため、

特に町内での生活環境の充実と、新たな雇用の創出に向けた産業関連事業に重点を置いた予算の編成となっております。

このため、今期定例会に上程される平成29年度一般会計予算案は、前年度と比較して26.2%増となる、268億1200万円で過去最大規模であった昨年度予算をはるかに上回る規模の予算となっております。

歳入においては、自主財源の確保が見込めない脆弱な財政基盤であるため、国の交付金等あらゆる復興財源を活用し、各種事業の財源確保に努めました。

歳出においては、新規事業として、町内での生活環境整備のため「住宅清掃費補助」、「住宅再建支援補助」、「サポートセンター設置」、「デマンドタクシーの運行」などを実施するほか、「帰還困難区域における復興拠点等整備計画」の策定にも着手いたします。さらには、町の復興・創生の拠点となる「交流・情報発信拠点整備」や「産業団地整備」、「水産加工団地整備」などにも本格的に着手してまいります。

そのほかにも、全国各地で生活を送られている町民同士のつながりを維持するため、「タブレット端末の活用」、「町民交流会の開催」、「復興支援員の配置」などの取組みについても、引き続き実施してまいります。

町の復興そして「町のこし」に不退転の決意をもって全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、12月定例会以降の町政執行状況について、ご報告させていただきます。

はじめに、準備宿泊の状況について、ご報告いたします。

3月1日現在で、申込状況が316世帯で743人、そのうち実際に宿泊した方は、249世帯569人となっております。ホテルなみえには164人が宿泊いたしました。宿泊された町民の方々からは、生活する上での不便さや人がいなくてさびしいという声を頂くこともあれば、自宅での生活の快適さを笑顔でお話しされる方もおられます。

こういった貴重なご意見を踏まえ、今後ともふるさとの再生を加速させてまいります。

次に、消防団活動について、ご報告いたします。

今年度は消防団の将来像内部検討会を5回開催し、町内の活動について検討を重ねてまいりました。

その結果、各分団員が避難をしている現状では、火災発生時の初期消火など、スピードが求められる対応は既存の組織体制では困難



であるため、役場職員を構成員とする分団を組織するという結論に至り、今期定例会において関連議案を上程させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

地域を守る消防団の存在は非常に重要であり、帰町する町民の皆様を安心して迎えられるよう、町としても後押ししてまいります。

次に、地域防災計画の改訂状況について、ご報告いたします。

帰町後の町民の皆様の安心・安全確保のため、昨年度より地域防災計画の改訂作業に着手してまいりましたが、3月6日の防災会議において改訂版の策定という運びとなりました。

今後は、本計画をもとに作成する防災ガイドブックを全町民に配布する予定となっております。

また、本計画に基づき町民の皆様と訓練を重ねながら、浪江町ならではの震災の教訓を活かした実効性のある避難計画や災害に強い町づくりに努めてまいります。

次に、避難指示解除に関する住民懇談会について、ご報告いたします。

1月26日から2月10日まで、県内外10会場で開催いたしました。

環境省からは「浪江町における除染及び廃棄物処理」について、内閣府からは「浪江町の復興・再生に向けた取組」についての説明があり、町からは「フォローアップ会合報告書」及び「復興計画【第二次】案」について説明いたしました。

延べ1249名の方にご参加いただき、会場での発言やアンケート調査などにより、多くの皆様から貴重なご意見を頂くことができました。

次に、浪江町復興ビジョン検討会議について、ご報告いたします。

12月19日に、検討会議において、中間報告書がとりまとめられました。

報告書には、町が「イノベーション・コースト構想」及び「福島新エネ社会構想」と密接に連携し、将来にわたって発展していくため「町が目指していく将来ビジョン」や「取り組むべきチャレンジ」について記載されております。

これら各施策を反映した復興計画【第二次】案を今期定例会に上程させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、「避難指示解除に関する有識者検証委員会」フォローアップ会合について、ご報告いたします。

1月5日に、フォローアップ会合から報告書が提出されました。

報告書には、平成29年3月に避難指示を解除するために最低限必

要な取組である「16の課題」や「避難指示解除後も継続して取り組むべき課題」について、進捗状況の評価が記載されております。

また、今後、町が意識的に拡充・強化すべき取組みについてもご提言いただいておりますので、これらを踏まえてしっかりと行政運営を行ってまいります。

次に、旧浪江・小高原原子力発電所用地に関する協定について、ご報告いたします。

2月11日に、町と東北電力株式会社で協定を締結いたしました。

この協定は、東北電力が東日本大震災及び原子力災害からの町の復興への協力という観点から、浪江・小高原原子力発電所の建設予定地約120haを町に無償でご提供いただくものです。

なお、当該用地については、復興計画【第二次】案において、雇用創出エリアと位置付けており、イノベーション・コースト構想に伴う、ロボットテストフィールドの滑走路や産業団地を整備してまいります。

復興計画【第二次】策定委員会について、ご報告いたします。

2月15日に、策定委員会から「浪江町復興計画【第二次】提言」が提出されました。

復興計画【第二次】案とともに、町民や関係団体などと一丸となって取り組むことや可能なものは前倒しで実施することなど、特に町が配慮すべき点についてご提言いただいております。

この提言に基づき、本定例会において、復興計画【第二次】案をご提出いたします。

次に、浪江町内での事業活動状況・支援について、ご報告いたします。

2月末現在の町内での事業者の活動状況については、再開・新規合わせて、45事業者49事業所となっております。

町としては町内で事業再開した事業所に対し電気料金を補助するなど、引き続き町内事業再開への支援を実施してまいります。

次に、企業誘致の取組みについて、ご報告いたします。

誘致活動については、現在、進出希望のある蓄電池関連企業やアスファルト材製造事業者などと誘致に向けた話し合いを進めているほか、進出に前向きな企業へのアプローチを進めております。

次に、帰還促進・事業再開支援事業について、ご報告いたします。

準備宿泊をされている町民の皆様の生活に必要な物品購入の支援と、町内において再開されている事業所の利用促進を図ることを目的とし、購入額の3割を補助する「購入時補助事業」を昨年11月1日から本年1月31日まで実施いたしました。

利用実績といたしましては、対象店舗24店舗、利用申請者は300人となっております。

次に、町内仮設商業施設の状況について、ご報告いたします。

仮設商業施設「まち・なみ・まるしえ」については、10月のオープン以来、多くの方々にご利用頂いております。1月からは、毎月第2土日を「まるしえの日」とし、町に賑わいをもたらすイベントを定期的で開催しております。

課題であった土日の営業や品ぞろえなども、こうした取り組みを通して各店舗において改善を図っていただいております。

次に、観光、産品振興について、ご報告いたします。

12月23日に東京都で開催された「ふくしま大交流フェア」に“大堀相馬焼”“浪江焼きそば”“親父の小言”“エゴマ”などが参加いたしました。

さらには、3月3日から5日にかけて福島空港において、“大堀相馬焼”「空港市」が開催され7窯元による展示販売を行い、被災地域の現状を伝えるとともに、浪江のふるさと産品の販売及びPRを実施いたしました。

引き続き、全国に避難中の町民の皆様にご負担を感じていただくことができる産品について、積極的に振興を図るとともに情報発信を行ってまいります。

次に、「いこいの村なみえ」の整備状況について、ご報告いたします。

町民の皆様のご憩い場所や滞在施設として利用するため、いこいの村なみえの改修整備を進めております。今年度は敷地周辺の除染作業が終了し、1月から改修工事に着手したところであります。

来年度も引き続き改修整備事業に取り組み、町民いこい場としての早期再開を目指します。

次に、農地保全の取り組み及び農業関連インフラの復旧について、ご報告いたします。

2月19日に「小野田行政区」において復興組合が設立され、2月末までに累計で19行政区13組合が設立されたところです。

農業関連インフラでは、棚塩排水機場・中浜排水機場の撤去工事が完了し、丈六ため池・小高瀬ため池・藤橋用水路1工区の復旧工事が進んでおります。

今後も町内における農地保全の取り組みを支援するとともに、営農再開に必要な農業関連施設について、国及び県の災害復旧工事に合わせ、整備・復旧を進めてまいります。

次に、水産業についての取り組みについて、ご報告いたします。

請戸漁港につきましては、岸壁工事がほぼ完了し、先月25日より一部漁船の係留が再開されたところであります。

さらには、水揚げされた魚介類を取り扱う水産加工業の再開に向け、再開意向のある事業者との話し合いを進めているほか、加工団地整備計画の策定を行いました。

内水面では、泉田川のふ化事業の再開に向け、組合の再開構想を具現化するため協議を進めております。

今後とも、町の基幹産業の一つであった水産業の復旧・復興を着実に進めてまいります。

次に、賠償支援の取り組みについて、ご報告いたします。

訪問支援事業につきましては、支援対象者を75歳以上の高齢者のみの世帯に拡大し、支援を希望された世帯へ順次訪問のうえ、請求書作成等の支援を進めております。

浪江町ADR集団申立てにつきましては、今般、ADRセンターの仲介委員が任意に選出した、高齢者1名の和解が成立いたしました。

1名だけの和解では不本意ではございますが、和解案どおりに東京電力が受諾した事例となり、和解案の内容が正当なものとして認められたものと考えております。

今後につきましては、ここまで長期化していることも踏まえ、過日の説明会における町民の皆様のご意見を参考に、弁護士と取り組みを検討してまいります。

次に、上水道事業の状況についてご報告いたします。

上水道の開栓状況ですが、2月末現在で667件の開栓をしております。

次に、1月より小野田取水場・谷津田取水場・大堀取水場・苅野取水場において、ゲルマニウム半導体検出器による、24時間放射線モニタリングを開始いたしました。現在までに、放射性物質の検出は確認されておられません。

また、飲料水等安全確保事業として、井戸のボーリング工事4箇所を発注いたしました。

次に、中心市街地再生計画策定事業について、ご報告いたします。

町民・有識者による検討委員会により、中心市街地再生計画の検討を進めてきましたが、先月末に報告書として町に提案がありました。

今後、町として具体的な事業化に向けた検討を進めてまいります。

次に、町内の住宅整備について、ご報告いたします。

町内へ帰還される方等を対象に、幾世橋地区に、木造平屋建て85

戸、集合住宅80戸の町営住宅の整備を進めております。

入居者につきましては、第一次募集を行い、本年6月から、順次入居いただく予定ですが、空きもあることから、今後再募集を行ってまいります。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告をいたします。

防災集団移転促進事業による宅地等の買い取りについては、契約手続き中を含め、面積比約90%の契約状況となっております。

また、移転先住宅団地の整備につきましては、幾世橋地区23戸については工事施工中、請戸地区42戸については工事設計中となっております。

次に、浪江診療所及び仮設津島診療所の進捗状況について、ご報告いたします。

浪江診療所につきましては、1月25日に工事が竣工し引き渡しを受けております。

また、2月17日には医療機器及び机等の事務用備品の納品が完了しております。

2月1日より木村医師をお迎えしまして、現在は、医療機関の指定申請など開所に向けた準備を進めております。木村医師は長年へき地医療に携わっており、「町民の健康を守り、帰還を後押しできれば」と浪江を医療人生の集大成の地にする覚悟で臨むとの強い意志を持ってお引き受けいただいております。

既にご案内のとおり3月27日に開所式を執り行い、28日より診療を開始いたします。

次に、仮設津島診療所につきましては、1月24日に工事が竣工し、2月17日に医療機器及び事務用備品の納品が完了しております。

既にご案内のとおり開所式を3月23日に執り行い、24日より通常診療を開始いたします。

次に、浪江町東日本大震災追悼式について、ご報告いたします。

3月11日に震災及び津波により犠牲となられた方々を偲び、復興に向けて力強く歩む決意を新たにするため追悼式を行います。

また、犠牲になられた方々の御霊を慰めるために、慰霊祭も遺族会の主催により行います。

加えて今年度は、町営大平山霊園に鎮魂と復興、後世への訓戒のために建立した慰霊碑の除幕式を併せて執り行います。

次に、臨時福祉給付金給付事業について、ご報告いたします。

消費税引き上げに伴う臨時的な措置として、町民税が課税されていない方を対象とし、臨時福祉給付金を支給いたしました。今年度は5754世帯、10798人へ支給いたしました。

次に、災害関連死について、ご報告いたします。

現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、2月末現在、申出受理件数が487件、うち審査済件数が464件、うち認定件数が400件であります。

次に、町民交流事業について、ご報告いたします。

3月4日に、二本松市安達文化ホール及び公民館において、第6回「なみえ3.11復興のつどい」を開催いたしました。名誉町民である原田直之氏のミニコンサートなど多彩な催しを通して、県内外から来場された多くの町民同士が、久々の再会を喜ぶ姿なども見られ有意義な交流イベントとなりました。

次に、仮設・借上げ住宅、及び町外の復興公営住宅の状況についてご報告いたします。

2月末現在の仮設住宅の入居状況は、建設戸数2763戸に対し入居戸数が1073戸、入居者数は1913人、入居率は38.8%となっております。

借上げ住宅については、昨年11月から契約更新事務を開始し、2月末現在、対象物件1749件中、1393件、約79.6%の契約書を県へ送付いたしました。

また、町外の復興公営住宅については、2月の定期募集が2月21日で締め切られましたが、募集戸数158戸に対し、申込み戸数81戸となっております。

入居状況につきましては、2月末日現在1560世帯の入居が決定し、そのうち1164世帯で入居が開始されております。

次に、生涯学習関連について、ご報告いたします。

平成29年浪江町成人式が1月8日に二本松安達文化ホールで行われました。避難先で6回目となる成人式には、新成人151名が出席し、式場の内外で久しぶりの再会を喜ぶ笑顔と歓声があふれておりました。

今年の成人者は被災当時の中学2年生で、新成人代表が家族や多くの人々への感謝の言葉と成人としての決意を述べて式を終えました。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、復興計画の策定案件が1件、条例の新規制定案件が3件、一部改正案件が11件、字の区域変更案件が1件、指定管理者の指定案件が1件、契約の締結及び変更案件が4件、土地の取得案件が1件、平成28年度の補正予算

案件が 8 件、平成29年度の予算案件が11件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告は終わりました。

---

### ◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第 5、一般質問を行います。

一問一答方式につきましては、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が 2 人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その案件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔をお願いをいたします。

---

### ◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（吉田数博君） 1 番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

1 番、渡邊君。

[ 1 番 渡邊泰彦君登壇 ]

○1 番（渡邊泰彦君） おはようございます。1 番の渡邊です。議長より質問の許可を得ましたので一問一答方式でよろしく願いいたします。

まず、質問に移る前に町長におかれましては、去る 2 月 27 日避難指示解除の容認、さらには 3 月 3 日のこういう文書の締結、国、県との交渉、協議、本当にご苦労さまでございました。解除は最もゴールではなくて、復興への新たなスタートであり、本当にこれからが大変な時期に入ってくるんだと私は認識しております。私も微力ではありますが、浪江の新たなステージに向けて頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

そこで、避難指示解除後の浪江町の復興の道筋ということについていくつか質問を用意させていただきましたのでお尋ね申し上げます。

まずは、町づくりの整備の推進ということでお尋ね申し上げます。

私は、今回避難指示解除後、浪江が大きく復興の道筋をつけて、新たなシンボルとなるのは情報交流発信基地の整備、これにかかっ

ているのかと私は思っております。例えば1丁目1番地になるのがこの道の駅と呼ばれている情報・交流発信拠点の整備だと思います。そこで課長にお尋ねしたいんですが、現在、いろんな会議の中でこの進行を今していると思いますが、現在のところ、用地の買収の工程、造成の工程、さらには建設工事の工程が明確に分かっているようであればお尋ね申します。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

情報・交流発信拠点施設整備につきましては、現在、施設整備の基本計画を検討しているところであり、来年度から用地取得並びに実施設計、その後、敷地造成、施設整備を行い、32年度オープンを予定しております。

用地取得につきましては、来年度より契約が行えるよう、準備を進めているところでございます。

また、工事の着手については、用地補償契約後になりますので、32年度オープンに向けて、計画的に工事着手できるよう、地権者の皆様方のご理解とご協力を得るよう努めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

会議の内容等々もよく聞いておりますが、中々難しいというのが町長の方針であります。金太郎飴のような道の駅ではだめなんだと。浪江独自の道の駅でないと浪江らしさが出ないということは聞いておりますので、中々難しい課題なのかと思っております。それで細かく少し質問させていただきますが、計画全体の予算、そして面積等、私も課長から資料は頂いているんですが、現在、今基本計画の中で、計画全体の予算です。全体の面積が分かれば教えてください。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えいたします。

現在、基本設計中であり確定しておりませんが、概算で約47億円を見込んでおります。面積につきましては、約3.5haを予定してございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） わかりました。

それで、予算後なんですけど、こういったこの予算組みをすると資材の高騰とか人件費の高騰等がこれにまた乗っかってきて、最終的な予算がオーバーしていくというのが、大体こういう計画のあれな



んで、その辺基本の方針を決めるにあたって、予算の中で最大限どのようにできるのか、果たしてその予算で本当にこれでできるのかというのは確認していただきたいと思っています。32年度ということは33年の3月までオープンするという目標でやっているということなのですが、ちょうど29年度なんでちょうど3年後ということになります。道の駅の用地を見るとかなり莫大な用地でありますし、造成もたぶん埋め立てか何かになって平らになっていくような形のものになるのかなと私は思っています。そうすると、造成工事も相当な期間を見込まないと中々計画どおりにはいかないのかと思いますので、その辺基本計画を立てながら次の実行に移った時のスケジュール等々も常に頭に入れながらやっていかなきゃいけないのかと思っております。今回、避難指示解除になって、一步目のスタートを切ると、町民の方々に戻れる方が戻って復興にということになっていくかと思いますが、その先発隊の次の浪江町民が戻る一つの大きなきっかけとすると道の駅が完成して絵姿が出て、そして稼働した時にさらにまた町民の帰還が加速されると私は考えております。

ぜひ、この計画は大変な計画だと思っておりますが、是非一つふんどしを締めてやっていただきたいと思っております。

そこで、道の駅の中のゾーン分けなんです。基本的には子どもゾーン、一番大切なのは情報発信基地のゾーンだと思うんですが、各ゾーンが設定されております。地域振興ゾーンとか多目的ゾーンとか、駐車場ゾーンももちろんありますが、このゾーン分けに関して現在の基本計画の中ではどのような計画がメインになっているのかお答えください。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 各ゾーンの具体的な用途というご質問でございます。

基本計画におきまして、整備内容により、施設イメージをゾーン分けしてございます。

まず、「地域振興・情報発信ゾーン」といたしましては、地場産品を活用したフードコート・交流スペース、さらに今自由に利用できる多目的会議室等を整備いたします。

その他、親子ふれあい広場を整備いたします「子供、緑化・景観ゾーン」、さらには道の駅機能としての交通情報スペース、あるいはトイレ、電気自動車の急速充電設備を備えた駐車場等を整備する「道路機能ゾーン」等を整備する計画でございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 各ゾーンの中で、目玉になっていくものという

のは必ず出てくるんだと思います。そこで、「地域振興・情報発信ゾーン」の地場産品というところなんです、浪江の場合は地場産品というところと当然海産物がまず入ってきます。それと大堀相馬焼が入ってきます。さらには酒蔵が入ってくるということなんで、請戸でとれた海産物の加工商品になるんだとは思いますが、海産物の加工品の販売、それと大堀相馬焼の製造販売、さらには酒蔵ということでこの3点について具体的に計画に入っているのか教えてください。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えいたします。

震災からの復興のためには地場産業、地場産品の進行は欠かせないものと認識してございます。そのため海産物の販売につきましては、当施設内に生鮮食品の販売スペースを設ける予定としてございます。

さらには、大堀相馬焼につきましては、現在安達に仮設事務所がございまして、当施設内への移転につきまして、大堀相馬焼協同組合と協議しているところでございます。

酒蔵につきましても、震災前、町内に3銘柄の酒蔵が営業していたという伝統もございまして、公募による誘致を検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

海産物に関しては、今浪江の中で一番明るい話題というところ、請戸に船が戻ってきて、試験操業を開始すると。浪江というのは海があって、山がもちろんあるんですが、海産物というのは道の駅の中でも特出されるべきかと思っております、現在浪江だけではないんですが、風評被害というのがどうしても今出ているので、当然請戸の海産物に関しても風評被害というのはかなり苦しい項目なのかなと思っております。そんな折でこの情報発信基地にきっちり風評に対する対策も立てながら商品を充実させて、そして一步一步やることが必要なかと思っております。大堀相馬焼に関しては、県内各地である程度窯元が復活してきて、少し色々動きが盛んになってきて、ただ今二本松にある組合がちょっと寂しくなっているというのが現状だと思います。そういった中で大堀相馬焼をあそこのゾーンの中に入れて、集約するというのではなくて、大堀焼は浪江のものなんだということを示していく必要があるのかと思っております。

酒に関しては、山形で今やっているんですけど、ただ、請戸にあ

った酒蔵で結局、津波の被害に遭って、山形に移転してということになっているので、できれば浪江に戻っていただいて、酒蔵を作っていただいて、そこで製造したものを売るというような体制を町が率先してやっていかないと、中々商売としては難しいことになってくるのかなと思っています。これは予算の中でもということになるかとは思いますが、事業再開をするというような助成金を重ねて、例えば4分の3を使うとか、そういったものでいろんな手当てをしてあげて、できるだけ戻ってくるにあたって酒蔵にしろ、大堀相馬焼にしろ、戻りやすいような、そこで営業しやすいような形を複合的に考えていただきたいと思います。その辺どう考えているか教えてください。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 議員のお質しのとおり、酒蔵につきましては、今使える補助金といたしまして先ほどありました、自立帰還支援雇用創出企業立地補助金というような補助金もございます。こちらについては、中小企業4分の3補助とかございますので、そういった面で支援的なご相談等もしていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 課長おっしゃったとおり、予算も限られています。一番最初に言ったんですが、中々膨らんでいくというのが予算なので、この基本的な予算を守りながら、より最大に活用するためには他のものもとってこないといけないと思うんです。今課長が言ったとおりそういったものをきちっと組み合わせをして、実はこの予算で作った以上のものが実はできてきたんだという姿が必要なのかと思います。それと、その中で今事業再開のいろんなメニューができておまして、その中で私が一番気になっているのは浪江町で作った農産物の扱い。今いろんなものが作れるようになりました。農地組合等々色々できております。その中でいざ試験操業、試験栽培、さらには本格栽培になっているんだと思いますが、この農産物をどう道の駅で扱うのかということが一つと、それで今復興のシンボルとしているなみえ焼きそばがあります。そのなみえ焼きそばがここでどういう扱いになるのか。さらには花卉栽培、いろんな花を栽培して、今度ロードも花で飾るようになるんですけど、この新しい事業の花の扱い、この3点どう考えているのかお答えください。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） まず、農産物につきましても、地場産業の振興ということにつきましては、震災からの復興に欠か

せないということも考えてございますので、当分は当該施設の中で販売スペースを設ける予定としてございます。

さらには、なみえ焼きそばにつきましても、町の重要な産業でございませう。現在、役場前の仮設商店街で販売してございますが、将来的には当該施設の販売について誘致を考えていきたいと考えてございます。

さらに花につきましても、生産農家の方と相談になると思ひますが、是非、当施設内での販売をしていただきたいということをお協議していきたくお思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 私も議員として、道の駅を視察に行ったことありませうし、個人的にいろいろな遊びというか、旅行とかそういった時に道の駅にいろいろなところに寄ってみますと、その土地で採れたなんというんですか、野菜というんですか、そこで高い山に行くと植物が鉢植えであつたりして、やっぱり自分のところでできたものを大切に販売しているんですよ。浪江も花に関しては新しい事業なのかも分らないんですが、一つの農産物というか、それとはまた別個に考えていただいて、その辺は花の町浪江というようなイメージもつけやすいのかと思ひておいますので、是非その辺ご検討お願いしたいと思ひます。

それと次に、この情報発信基地をお年寄りに何か優しいリラックゾーンと言つたら良いんですか、そういったものもこの中に繰り入れる計画をしていただきたいなど、これ希望なんですけど。というのは、帰還しました、その時にたぶん私の想像の中の話でしかないんですけど、たぶんお年寄りの方がかなりの方がまず浪江を空けた場合に入ってくるんだと思ひます。若い方とか子供の方はその後になるのかなと私自身は思ひています。その中で戻つたお年寄りの方が、例えば集まって、今までですと各地域に老人会みたいなのがあつて、そこでみんなで集まっていたんですが、たぶんばらばらに帰ってくると思ひるので、各地区の老人会が中々機能しないようなところがあるんで、例えばそこに浪江の老人の方々が集まってお話し合いをしたり、例えば、お風呂に入つたり、そういったことで帰還したお年寄りがそこに集まって、リラックスできるリラックゾーンと言つたら難しいというか表現ができないんですけども、そういったものはこの道の駅の計画に入れられるのかどうか、また、逆に入っているのかどうかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えいたします。

今議員お質しにありましたように、温浴施設というのも当初計画していたこともありましたが、これにつきましては町内に同様の施設があること、また利用面積等の制限から当施設の整備検討は見送っているところでございます。

しかしながら、お年寄りの施設ということではございませんが、当該施設にはふれあい広場、あるいは地場産品の販売コーナーなどもございますので、気軽にお年寄りの方も立ち寄っていただきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 今の浪江の仮設商業施設の中にも最初からのコンセプトであった町民が集える場にしようということで各店舗の中にテーブルを置いて無料でお茶を振る舞うということ各店舗で今やっております。何を言いたいかというと、買い物にこなくてもそこに来てお茶を飲む、そういう方々が多いんですよ。例えば食堂とかそういったところで食事をするのではなくて、本当に来た人がたまたまそこで会って、しばらくぶりに話をしようかと。それもご年配の方が多いので、そういったまち・なみ・まるしえでやっているようなスタイルも、やっぱり取り入れていただきたいと。全体的なお年寄りのリラックスの場にしていただきたいということがあるので、是非その辺の計画を密に入れていただきたいと要望したいと思っております。

課長には、中々大きな課題かも分からないですけれども、その浪江町の道の駅、要するに情報・交流発信拠点の最大の目玉というんですか、浪江町のアイデンティティーというんですか、そういったものを何か考えているのかどうかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えいたします。

基本計画の中で、この施設につきましては、交流・発信・成長、この三つをコンセプトといたしてございます。そのため道の駅としての機能に加えまして、町民の交流、いこいの場であり、町民と来訪者との新たな出会いの場、さらには震災からの復興をリアルタイムで発信し、後世に伝えていくという役割を担うものと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

本当にこれは最大で最高難しいと私も思っておりますので、是非、33年のオープンに向けて邁進していただきたいと思っております。続きまして、同じく町づくり整備の推進の中で道の駅も関係あると思う

んですが、ここの114号線の第2工区の拡幅についてと、それに附帯して津島の中を走ってきている114号線の拡幅についてお尋ね申し上げます。

まず、114号線の第2工区の拡幅なんですが、課長もご存じのとおり、いろんなこれからの114号線は拡幅して、いろんな道路として利用されることになるかと思えます。当然何かあった時の避難するための避難道、今各市町村であります廃棄物の搬入、そういったものにも利用されてくるのかと思っています。前回環境省が輸送の話をした時も114号線も使うというルートも向こうで提示してきております。その流れで今のままであれば、とてもじゃないですが、町民が利用するような道にはならないんだと思えます。そこで拡幅はいち早く進めていきたいと思えます、していただきたいと思っておりますが、まず、買収の工程、当然道というのは買収から始まらないといけないので、買収の工程も1年前からいろんなことやっているんですけど、中々形が見えてきていないので、その買収の工程はいつまで買収を完了する予定なのか。

次、今度は買収が終われば解体しなきゃいけません。解体、造成の工程はどのように考えているのか、さらには道路はいつできるんですか。お尋ねします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えします。

国道114号第2工区の拡幅事業につきましては、事業主体である福島県から、平成27年度事業着手・平成30年代前半の完成を目指し、現在、設計及び用地・物件の調査を進めており、用地買収につきましては、3月12日と14日に地権者に対する用地補償説明会を開催すると説明を受けているところでございます。

さらに、事業予定地内の家屋解体につきましては、用地補償契約後、順次、速やかに行われると伺っているところでございます。

さらに、工事の着手につきましても、その後となりますので、現在のところ、詳細な工程については伺っていないところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 分かりました。

買収は3月に説明があって、それから買収ということになってくると思いますが、解体の件なんですが、3月31日に避難指示解除になると言ったところで114号線の拡幅するところは、同然のことながら除染もしていない。解体もしていない。解体できない理由というのは実はあって、買収の金額が決まるまでは解体は待てよという

ことで止まっている部分もあります。30年代前半の開通ということで、その前に解体となってくるのかと思いますが、この買収の金額が決まれば解体して良いはずなんですよ。

ということは3月に提示があって買収にすれば、要するに来年度4月以降解体しても良いということになるかと思います。

そうすると、どういう現象がおきてくるかというところ、半壊以上のところは解体、解体しないところは多少、少しリフォームするという作業になってくるかと思います。

それが1年、2年でできるのであれば、そういうことも考える必要はないんですが、これだけ長期間になってくるといろんなスタイルが出てくるんだと思います。環境省との兼ね合いもあるかと思いますが、拡幅のための解体ではなくて、除染のための解体というのも絡んでくると私は今思っているんです。さらには解体したくても除染そのものをしなきゃいけないというそういったことが絡んでくるかと思うので、課長、説明会なんかの時にその辺のスケジュールをきっちり地権者に説明してもらいたい。皆さんどうするか迷っているというのが実は現状で、31日に解除にして、とりあえずそこに住もうかなという人も実はいるんですね、拡幅の地権者の中で。その辺、今度の説明会でもいいんですが、町ではきちっと行程表を出してあげないと地権者がいろんなことを考える、迷う、それがどんどん拡幅工事が遅れてくる原因にもなるかと思うので、その辺よろしくお願ひしたいかと思ひます。これに関しては町だけではなくて、国と県との連携になってきます。買収にあたっては個別の事情、東電が得意な話なんです、個別の事情が当然絡んでくるんですね。その個別の事情の一番大きいのは代替地なんです。代替地をどうするのかというのを町としては頭に入っているのかだけお答えください。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えいたします。

代替地につきましては、用地の交渉の中で移転を希望される方につきましては、町の町有地、分譲地もございますので、そういった面では色々ご相談にのれるのかと思います。ただ、農地の代替地となると難しいとは考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 本当に細かくやっぺいかないといけなひのかと思ひていませう。それで今言った解体の件に関しても、代替地に関しても中々難しい問題なのかと私も認識はしているんですが、地域の地権者とすれば、町の復興のための道路に使うという意味で大変協

力的になっているところなんです。

ですから、その辺細かにやっていってもらえば割とスムーズに進むのかと私自身は感じているので、是非その辺よろしくお願いしたいと思います。

とりあえず最終的な道路の絵姿、これを提示することが一番大切なのかと思います。そんなことでこの114号線の拡幅に関しては、一日も早く、そして具体的になっていくようお願いしたいと思います。さらにはその114号線がずっと津島地区まで伸びてくると、私もいつも不便に思うんですが、どうしても細いところがあって、センターラインが引けない部分があるんですね。前回、全協の場だったと思うんですが、その辺、他の議員の方々からもいろんな意見が出ました。その時は県の担当者はお答えがなくて検討するみたいなことだったんですが、その後、114号線の細い部分の拡幅については何かアクションがあったのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 114号の津島に行くトンネルの先の工区3.5キロくらいあるところなんです、そこについて、私には全員協議会の後、現在調査に着手したと聞いております。今後、用地取得のための調査をしているんですが、なにぶん避難先が色々ありますので、遅れないように拡幅を進めていく工程にしたいと聞いておりまして、また改めてそれについては議会に県として報告したいと聞いております。

○議長（吉田数博君） 1番、申し上げます。

通告の中に第2工区と明記されておりますので、その通告に従って質問をお願いします。

1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 申し訳ございませんでした。見間違っていました。

その件に関してはよろしく申し上げます。

続きまして、商工業の発展について若干ご質問をお願いしたいと思います。

まず、今回浪江が避難指示解除になったと、そうした場合に今一生懸命商工業、要するに町並みをきちっとする、商工業を戻す、そういった施策が盛んに取り始められていると思ひまして、その中で今浪江町の商工業、特に商業含めて何ですが、浪江に戻って事業を再開する、そうして生業を取り戻すためにはどうしても福島相双官民合同チームの力を借りないと、中々うまくいかないという現状なわけです。課長にお尋ねしたいんですが、福島復興官民合同チーム



も今までは一つの合同チームとしてやっていましたが、今グループ分けをしているんです。というのは何かというと、経産省からの執行が多かったので、例えば農業に詳しくないとか、水産業に詳しくないとかという方がおられましたので、そういった方々を派遣していただいて、一つの合同チームの中に今グループ分けをしているんです。ご存じだと思いますが、商業と工業、工業といっても生産なんですけど、それと農業、水産業。林業というのが入ってきているらしいんですけど、浪江は中々林業があれなもんですから、課長、商業、工業、農業、水産業、具体的なものがどんなもので今グループ分けして上がってきているか教えてください。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

平成29年1月から福島相双官民合同チームにおいて、事業者への支援を充実するための専門的なグループが設置されました。グループとしては総務調整グループ、地域・生活支援グループ、企画グループ・事業者支援グループ、営農再開グループとなっております。

なお、持続的・効果的な支援体制確立のため平成28年12月には福島相双復興推進機構を公益社団法人に移行し、平成29年2月には福島相双復興推進機構を福島特措法に位置づけることが閣議決定されたところです。

今後についても、町と官民合同チームが積極的に各事業者とかかわり支援してまいります。

また、それぞれの段階における事業者ニーズについて、町としてもかかわってまいります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 官民合同チームが主体となっている原子力被災者12市町村に対する支援事業の補助金なんですけど、第一次募集で38、第二次募集で400件程度ということで非常に利用しやすいものだから、かなり採択になっているんです。今回第三次募集にかかっているんですけど、38億円アップしているんですよ、要は予算が足りなくなっただということなんです。その内容を調べると浪江町、大熊町、双葉町、富岡町、要するに被災のそばの利用よりも、そこから離れているところの利用件数が実は多いんです。例えば南相馬だとか、あとは田村市とか。要は事業再開するにあたって避難指示解除になってなかったばかりに中々踏み切れなくて採択の中に入れないというのが今、現実あります。そんな折、官民合同チームでいよいよ避難指示解除したところで使ってもらわなきゃいけないということで、予算を38億円アップしているんですよ。やっぱりそれは浪江

で使ってください、富岡で使ってくださいというお金だということなものですから、やっぱりそのグループ分けしたところが細かにやっていって大雑把な支援ではなくて、細部にわたる支援をさせるべきかなと思っています。やっぱり町と商工会、それと農協、漁協、この辺のつながりも今後必要なのかと思っていますけど、課長、その辺どう考えているか教えてもらって良いですか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

官民合同チームとは町と一体となって議員お質しの商業とか農業とか水産業等の部門についてそれぞれ深く内容に入っていて、各事業者の意見要望、色々な諸問題について解決をしていきたいと思っています。これは今までもやっていることなんですけど、さらに今後29年度も発展拡充をしていきたいと思っていますところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 浪江の庁舎に行くと、官民合同チームは大体1週間に2回くらい役場を訪問しているんでいろんな情報は共有しているのかと思っておりますが、3月31日避難指示解除するということが当然起爆剤になるので、もっともっと官民合同チームと話をしながら情報を共有して1件でも多い事業再開をお願いしたいと思っております。それで、その中で今非常に問題になっているというか大変なのが従業員なんです。事業再開をしました、従業員がおります、その従業員が浪江には住んでいない分けなんですね。今は南相馬から通ったり、二本松から通ったり、本宮から通ったりとしているのが現状で、先々週の事業再開グループとの懇談会の中で一番出たのがそこなんです。例えば5時に仕事が終わって、帰るのに1時間半ぐらいかかる。朝来るのも1時間半ぐらいかかると。特に建設業の方々なんかはかなりの通勤で労力を使うというんですか、疲労していると。そんなところで従業員が浪江町に今後アパートを借りて、もちろん浪江の町民なんですけど、例えば自分の家がないんだ、解体してとか津波に流されて被害に遭ったなんていう方々がアパートを借りる時に家賃補助ができていますよ。それともう一つは引っ越しの費用の補助もできているということで、この辺役場として事業再開をしているところにきちっとその制度を説明して悩んでいるというか、私もその時にちょっとこういうことがあるんでということで話はしたんですけども、その辺周知徹底してないと思うので、その辺きっちり負担が増えるわけではなくて減るほうなので、今後31日に解除になった時に浪江のアパート、そういったものもき

ちっと紹介できるようなスタイルをとっていただきたいと思いますと思うんですがどのように考えていますか。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

今お質しの家賃の補助、それから引っ越し費用等について、これにつきましても官民合同チームとの活動内容というか町と一緒に活動内容の中で家賃補助については、厚生労働省の中にその制度がございます。それについては家賃の4分の3の補助をすとか、それから引っ越しについての支度金、これについては官民合同チームの国で予算をとっているんですが、人材確保支援ということで人材マッチングの中に支度金がございます。これについても今周知徹底が悪いんじゃないかというお質しでございます。これについてこういう制度が国で既にありますので、この周知を図るような仕組みも考えたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 明快な答えありがとうございます。

それから少し変わって2番目の商店街の再生の整備に両方関連するので、どうしてもこうなってしまうんですが、2番に移るというんですか、質問が。それで、将来の浪江町の町並みをどうしていくのかと商工会でも色々と協議している最中でありまして、では浪江の昔の町並みはどうなんだというのと、浪江の駅から114号線に突き抜ける西病院の前の通り、それと新町通り、さらには6号線、要するに3本があると、それに縦に入ってくるのが駅から警察署をずっと通って6号線に出るところ。それと今拡幅やる114号線、ちょうど火の字になるというので、そんなようなことで今商工会でそれを色々練っている最中でありまして。要は何を言いたいかというのと、そのメインとなっている道路のところ解体している店舗があるので、その方々が色々商工会と話をすると、どうするかということなんです。解体したのは良いんだが、もう一回再生の物を建てるのか、そのまんま手放すのか、さらには町の計画はどうなっているのか、例えば道路が広がるのであれば、別なところにやったほうがいいのかとか、そういう事態になってきているんです、課長。それで、その町の再生の中で相双官民合同チームがそこにもう一度入ってきていて、その町の計画がきちりしないと、3年後、4年後どうなるのか、5年後6年後どうなるのかということが知りたいということになっているので、官民合同チームの中に町の計画をどんなように盛り込むかというのは今後大切になってくるのかと思います。例えば、今のままの道路でそのまま再生していくのか、それとも将来こ

ういう姿になるのかどうかは速く示していかないと、将来の町並みの姿が全く見えないような感じがするので、その辺どう思っているのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先般まとまった中心市街地再生計画の報告書においては、大きな目標として「集う、にぎわう、つながるまちづくり」という柱が立てられました。その中の施策の一つとして、今議員がお質しとおりの「人が集まる商店街の再生」が盛り込まれております。

町としましては、この柱の計画を従来の手法ではなくて新しい手法、新しい発想でなんとかそれらを模索しながら検討して、一つの事業体に具現化をしていきたいと思っております。まずは、官民合同チームの話がありましたが、そのチームと連携をとりながら、従来の事業者の再開をする事業者については、しっかりと支援して、そしてこれから空き家、空き店舗が非常に出てくると考えられますので、その利活用促進をこれから図っていききたいということがまず第一の眼目になってくると思うんです。そういうものを促進しながら、にぎわいを創出していく。そのためには従来の事業者さん、あるいは新しい事業者さんもあるかもしれません。そういう方々、あるいは地域の皆さんと一体となって新たな商店街を形成していく、そういう考え方でこれからは取り組んでいかななくてはならないのかなと感じがしています。今までの既存の価値観、既存の状態を一旦、白紙にした中での発想というのが必要だと考えております。そういうことですから大変難しい課題ではありますけれども、やっぱり帰ってきた方々、あるいはこれから戻ってくる方々のために町の賑わいというのはそういう一つの商店街といいますか、そういうものの塊が出てこないとか中々町としても成り立っていきませんし、また帰ってこれる方々についても不安な点もあると思っておりますので、是非そこは色々と手法を駆使しながら再生を図っていききたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 町長、ありがとうございます。

町長の考えをお聞きしたのでだいぶ私も納得したところなんですが、スクラップアンドビルドになるんだと思います。やっぱり解体して新しく作っていくと。町長、例えば、議長にまた怒られて申し訳ないですけど、114号線が今拡幅になって、その拡幅の道路のどこまでとられるんだというのがみんなに渡っているんです。ここまで道路になるんだと。そうすると今度はここまで残るんだというの

が絵姿として出てきているんです。それに応じてうちはここまで残るんでここに新しいものを建てるとか、そういう具体的になってきているんですよ、町長。やはり同じように考えて新町商店街、駅前、そういったものもある程度町が先にこうなるよと、こうしたいんだよということ言えば、それに合わせられるんですよ、我々というか職業者がなるほどと、うちの店は全部なくなっちゃうと、ちょっと他のところに移転しようかと、うちは残るよね、残るのであればここに店舗を構えたいというのがある程度判断つくんですよ。

それが今114号線の拡幅、新しい第二工区の中でそれが出ているんです。うちはほとんどなくなるんで、ちょっと違うところに土地を買おうかなとか。例えば、南側だととられる部分が少ないので残る部分が多いんです。そこに新たに建てようかとなっているんで、是非その辺の絵姿を町長も大変だと思いますが、ある程度早めに提示していただきたいと思います。

さらにまち・なみ・まるしえに関しても一つの商工業の発展の中には大きく起用する部分も出てくるのかと思っているんです。今は事業を再開して帰ってくる町民の方々が不自由しないように最低限のものをということでやっております。ある方に言わせれば、子供だましみたいだな店だと言われていたところもあります。そう思われていること自体が非常に腹が立つんですが、そのまるしえそのものもある程度パワーアップして、例えば、今ある10店舗以外に第二まるしえを造って3店舗、4店舗新たなものを入れるなんていう方法もそろそろ必要になってきているのかなと。特に3月31日に解除になって町民が戻って、いろんなことが起きてくると思うんです。それに対するある程度の構えというんですか、まるしえとしての構え、町民の集いの場としての構え、そういったものもそろそろ考える時期なのかなということで少し準備をしたらどうかと思うんですが、課長どう思いますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今の議員お質しのとおり、新しいものに挑戦していくということで、大変難しい課題があると思いますけれども、やっぱり私も広島市長、慰霊のために訪問を数年させていただきました。なにせ原爆投下されて町が瓦解して本当に瓦解の状態の中からあれだけ復興したのかなということ色々市長さんとか広島の町づくりの方とお話したことがあります。やっぱりその人たちの情熱とか、町に対する思いとかそういうものの話が主だったんですけれども、その方々のエネルギーというのはあの当時すごかったのかなと感じがします。ですから私どももそういうエネルギーを集約して、

なんといいですか、具現化に向かって一つの模型ではありませんけれども、そういうものを一つ一つ積み上げていくしかないのかなと感じがしています。当然今までの既存の方々の中心市街地のお住まいになっていた方々がおりますので、その調整が非常に難しくなってくると、それは議員のご提案のあった町から一つのモデルを出してもらえれば、なんとかそれなりに賛同すると言いますか、理解を得られると言いますか、そういう状況になるということで、確かに町として、なんとか絵姿を出してみたいなという感じではあります。非常に難しいです。それは地権者の問題もあります、それから所有者の問題もあります。その辺はこれから進めていかないと一つのものになりませんので、町としても具体化の提案をできるだけ早く示していきたい、そういう考え方であります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 町長、ありがとうございます。

私も全く同じ考えだと思いますので、新たな町づくりというのは私も相当な覚悟が必要なのかなと思っておりますが、町長、やらないとだめだと思うんです。できないではもうどうしようもないと思うので、是非、町長には色々と頑張っていただきたいなと思っています。

時間の配分が間違ってしまったので、最後の避難指示解除について①と②について1問だけにします。

今回なにかといったら例の高木プランについてなんです。この高木プランに関しては、私も長くまでみました。本当によく網羅されている計画だなと私は思っております。そこで今後いろんなことでこのところで町との相当協議をしながら現実に向けて向かっていく一つのバイブルといったらいいんですか、道しるべというんですか、それになるんだろうなと私は判断しております。そこで共通認識として持っておきたいことなんで一つだけ時間がないので質問します。この高木プランそのものなんですが、浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組み、これ一つ教えていただきたいのは、このフォローアップの枠組みの計画は国が考えて、こうですよ、こうしてあげますよと作ってきたものなのか、それとも町が様々な交渉をしながら、これが必要だ、これが必要だ、これが必要だというのを網羅して国が挙げてきたのか、その二者のどちらなのか教えてください。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えいたします。

このプランにつきましては、国から提示があったわけでございま

すが、避難指示解除日の提案がある以前から町として例えば、避難指示解除に関する課題とか、除染に関する課題とか、これを掘り下げてその検証をするため検証委員会を立ち上げまして、作業を行って、さらには昨年6、7月の住民懇談会、あと準備宿泊者、また特別宿泊者との懇談会、それらも踏まえていろんな課題を積み上げてきたところでございます。その際頂いたご意見を整理しまして、さらには、充実させるべき施策は何か、全庁的にも検討いたしました。これらの要望、提言、報告を整理分類した上で国に要望書も提出したところでございます。それらを踏まえて国から要望書への回答とか、フォローアップの枠組みの仕組みが提示されたところでございます。これについては解除後も国として町の復興を全面的に支援していく決意を示したものと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 分かりました。

そうであれば、浪江の第二次復興計画と連動すると私は判断しました。であれば、この短期、中期、長期と書いてありまして、かなり具体的になってくるので、町とすれば、これは国と協議をしながら進行が遅れないようにやっていく必要があるかと思えます。向こうから押しつけられたものであれば、向こうにやってくださいということになるんですが、やっぱりこっちがこういった要望をしてこういうものを作っていたんで、町から発信しながら国の逆に支援をするだけ、やるのは町だというような姿でやっていきたいと思えます。

これ以上やると別な質問しますのでやめます。以上です。

○議長（吉田数博君） 以上で、1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで10時45分まで休憩をいたします。  
(午前10時29分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前10時45分)

---

◇鈴木幸治君

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木幸治君の質問を許可いたします。  
3番、鈴木君。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をします。

(午前10時45分)

---

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前10時47分)

---

○議長(吉田数博君) 3番、鈴木君。

[3番 鈴木幸治君登壇]

○3番(鈴木幸治君) 大変失礼をいたしました。

3番、鈴木幸治、議長の許可を得ましたので通告に従い一般質問を行います。質問は一問一答方式により行います。

まず、職員研修について伺います。

浪江町復興という長い道のりが始まります。その最前線に立つ職員の皆さんは心身ともに健全でなければならないと思います。その上で、町復興には何が重要、何がいらぬのかを判断する目が必要です。幸い町には研修基金があります。全国の良いところ、悪いところを自分の目で見て、自分の体で感じてそういうことが大事だと思えます。震災と原発事故という世界でも例を見ない現実の中での確な復興を実行するため、研修基金を活用した職員研修についての考え方を伺います。

○議長(吉田数博君) 総務課長。

○総務課長(佐藤良樹君) ご質問にお答え申し上げます。

職員研修につきましては、業務遂行能力開発のため、庁内研修以外に県が運営するふくしま自治研修センターや市町村アカデミーなどの各種研修機関へ職員を派遣しているところでございます。

各行政事務等における先進地研修は毎年予算に行政課題研修旅費を計上しているところでございますが、震災後は業務負担の増加などにより、ほぼ実施に至ってございません。

議員ご指摘のとおり、他の自治体等の状況を目で見て、体で感じることは、個人の資質向上はもとより、復興を担う人材を育成するために有効な手段であると考えております。

今年度は、研修基金を財源とした職員研修費を昨年度より増額計上しておりますので、職員の自由な発想による先進地研修が多く実施できるよう努めてまいります。

○議長(吉田数博君) 3番、鈴木君。

○3番(鈴木幸治君) 是非、職員皆様の視野を広げていただきたいと思えます。

次に、漁業者の待機所設置について伺います。

現在、請戸漁港には26隻の船舶が係留しています。しかし、漁業



者の避難先は、南相馬市をはじめ福島市やいわき市など広域に散在しているのが実態であります。

請戸漁港に戻ったものの最も心配なのが台風や津波等に対する船の管理であります。緊急時に速やかに対処できるよう仮設住宅などを利用した待機所が必須かと思われます。設置する考えがあるかどうか伺います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

漁協からも同様の要望を受けており、公共施設を貸してもらえればとのことであったため、場所や施設規模などの希望を確認し、浪江町公民館幾世橋分館の利用を希望されたため、教育委員会から使用許可を得て、現在利用していただいている状況です。

台風や緊急時の夜間滞在についても、これを利用していただきたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） 避難者の方々は遠いところにおりますので、中には、是非宿泊も可能なそういう番屋的なものをご検討をいただきたいと思ひます。

次に、津波被災世帯への助成について伺ひます。

津波被災世帯とそうでない世帯の東電の賠償には極めて大きな差が生じているのは、皆さんもご承知のとおりでございます。住宅再取得に関しては、賠償限度額の差が2000万円から3000万円以上もあるのも事実であります。政経東北の2月号に浪江町の津波被災者の現状が載ってました。その中で、浪江町は帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、そして避難指示解除準備区域内の津波被災者に分けられると述べられていました。全くそのとおりだと思います。家があるかないかで2000万円から3000万円のお金を出すか出さないか、大きな差であります。請戸や南棚塩に住んでいたからだと言われます。確かに、請戸や南棚塩に住んでいます。

しかし、浪江町に住んでいたということも忘れないでいただきたいと思ひます。

自力再建が強いられている津波被災世帯に対する町独自の助成の考え方を伺ひます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

津波被災者の方々は、自然災害による被災ということもあって、今議員お質しのとおり賠償を含め様々な面で生活再建がより厳しい状況に置かれているということでもあります。

これまで、津波被災者の住宅再建につきましては、防災集団移転促進事業による移転先団地の整備、あるいはそれに伴う移転元宅地を買上げ、さらには住宅再建補助金の支給等、国の補助による支援を行ってきたところであります。

しかしながら、住宅再建には必然的に移転を伴うことから、新たに宅地を求めて住宅を再建することになり、より多大な負担を伴うこと。さらには、震災後の復旧復興需要による建設資材等の高騰によって、非常に困難な状況にあると認識をしております。

この件につきましては、以前よりご指摘をいただいておりますが、このたび町として津波被災者の方々の住宅再建、自立支援のため来年度予算において、町独自に住宅再建補助金の追加支援を計上させていただきますところでございます。

今後とも、津波被災地の方々を含めた町民の皆様様の生活再建支援にしっかりと取り組んでまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） ありがとうございます。平成29年度の一般会計の予算資料の中にその予算が計上されております。本当にありがたいと思いますし、前回質問した時にとった予算の面もあるのでという答弁をいただきましたけれども、今回町長の英断によりまして、津波被災地の方々にこのような手厚い施策を練っていただきまして、本当にありがとうございます。

次に、浪江町復興について伺います。

「浪江町復興」という未知の世界に立ち向かう決意をお伺いしたいと思います。これまで様々な場面で町長ほかあと両副町長、教育長のご意見、お考えは聞いておりますけれども、改めてここで町長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私の「決意」についてのご質問について、お答えをいたします。

今般開催しました住民懇談会におけるアンケートにおきましては、「町に帰りたい方」が30.3%、「避難先と浪江町での二重の生活を考えている方」が21.3%おられました。従って、合計をいたしますと5割を超える方々が今後も浪江町にかかわっていきたいというお考えでありました。

さらに、移住をお考えの方も含めて、町民の皆様どの方も今後浪江町が荒廃し、消滅に近づくことに「心が痛まぬ方はいない」と思っております。

従って、避難指示解除を契機として、より一層「町のこし」に取り組んで、町民の皆様の「ふるさとへの思い」という負託に応えていかなくてはならないと思っております。

今回の大災害においては様々な局面で町の役割、在り方というものを変えて考えさせられることがございます。

地方自治法には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする。」とあります。当然ながら住民サービスというのが町の役割であります。

しかし、改めて私どもに与えられた最重要項目の一つとして、町土の再生・保全というものが浮かび上がってまいりました。このことが、町民の皆様が望む最大公約数の一つではないかと思っております。

帰還困難区域の再生、農地の再生、中心市街地の再生、請戸漁港の再生など成しとげなくてはならない課題が非常に多くございます。そして、これらのことをリーダーとして牽引をしていくのが私の使命であると思っております。

復興計画第二次案にも、復興の基本方針として掲げております「先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ、“ふるさと”なみえを再生する。」これを成しとげることが町の存在意識ではないかと思っております。

これからの取り組みはすべて前例のないもの、目の前に道はございません。しかしながら、勇気を持って踏み出した一步一步が結果として道になるのであると思っております。

厳しい環境の浪江町にすぐにでも帰りたいという方がおられます。そのような方々の生活、努力が、次に帰る方の環境を整えます。

従って、町は帰還される町民パイオニアの皆様を最大限支援してまいりたいと思っております。

そして、私はその先頭に立って、この困難に向って一步一步歩みを進み続ける覚悟でございます。道なき道でありますので、多くの難事が予想されますけれども、議会の皆様にはこれまでどおり、またより一層のご指導を賜りまして、町の再生にこの困難に、住民、関係団体、議会、町が一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） 力強いお言葉本当にありがとうございました。

本間副町長は今年9月30日で丸2年になります。就任以来浪江町に絶大なるご尽力をいただきました。来年4月県に戻る予定かと思っておりますが、本間副町長県の事情もあると思っております。来年4月以降も

浪江町に是非お力をお貸しいただければと思います。これは、ご要望としてお聞き願いたいと思います。

今、町長から力強い決意をいただきました。浪江町再建は町長をはじめ役場職員の皆さん、そして町議会はもちろん全町民の心と英知が必要です。NHKの番組でプロフェッショナルという番組があります。最後にプロフェッショナルとはと問われます。出演した方々が日々努力とか、自分に厳しくなどと答えますけれども、東京築地でマグロを専門に扱うフジタ水産というものがあります。その藤田社長が出た時に、こう言いました。「どうでもいいところにこだわる。」私は、この藤田社長は本当のプロだと思います。みんなが目をつけないところにこだわる、だからこそ何かが見えてくると私はそういうふうに思います。

役場職員の皆さん、そして町長どうか皆さんの手で新しい浪江町のDNAをつくってください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 以上で3番、鈴木幸治君の一般質問を終わります。

---

#### ◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 続いて、15番、馬場 績君の質問を許可いたします。

15番、馬場君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番（馬場 績君） 一問一答で質問をしたいと思います。

町長の力強い決意がありましたけれども、2月27日の全員協議会で3月31日の避難解除を容認するという方針を示されました。もちろん浪江町の復興は何かあっても進めなければならないと考えています。同時に、3月31日浪江町の避難指示解除を聞いた町民は、期待の半面大きな不安を抱いているというのが実態ではないかと思えます。

そこで、都合10回町民懇談会を開いたわけですがけれども、町民の避難解除に対する総意を把握するためになぜ避難解除に関するアンケートをとらなかったのか、端的にお答えください。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 今回の住民懇談会における会場アンケートにつきましては、時間の制約もあり発言者の方が特定の方に限られるという中で、可能な限り懇談会に出席される方のお考えを把握するため実施したものでございます。解除の時期についてはな

く、帰町に関するお考え、帰還意向を聞くなど昨年6月、7月に開催した住民懇談会における会場アンケートの選択肢と同じものを用いました。

これは、件数や割合など、結果を比較、分析する上で前回と同じ選択肢を用いることが有効である。また、今年度実施した住民意向調査の帰還意向とも比較できるものと考えたためでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 苦しい答弁です。

町長は、たびあるごとに、今ほどの一般質問の答弁でも懇談会における町民アンケートでは50%を超す方々が浪江町に戻りたい、あるいは何らかの形で町にかかわりたいということでアンケートを重視して、それに基づく答弁をされているわけです。

そこで、3月3日の朝日新聞は、県民の意向を把握した結果を発表しました。そこで、私は興味深く見たのは、4月1日までの避難解除についてどう思いますか、「早すぎる」というのが19%、「遅すぎる」というのが9%、「妥当だ」というのが40%、「そもそも解除すべきでない」22%、だから県民全体で「遅すぎる」「妥当だ」というのが49%、一方「早すぎる」「そもそも解除すべきでない」41%です。これが県民の意向です。

従って、町民懇談会で出された様々な意見、さらに発言できなかった人もたくさんいるわけですから、避難解除に関する懇談会ということであれば、当然町民と真摯に向き合うその立場からも解除に関するアンケートをとるべきだったと私は考えますが、町長の考えお答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど復興推進課長が答弁いたしましたけれども、解除についてはいろんな様々なご意見があると思っております。私も色々住民懇談会ばかりではなくて、いわゆる地域の交流会、あるいは行政区の総会、そういうところに顔を出させていただきました。そういう中で、様々な解除については意見がございました。

特に、私が印象に残ったのは、自宅の畳の上で一生を終えたいという方もいらっしゃいました。それから、まだあんな整備されていないところに戻って大変不安だという声もございました。そういうことで、ただやっぱり私が強く思ったのは町に戻りたい、戻って元の生活はちょっとできませんけれども、何とか町の中でもう一度生活していただきたいという、いわゆるサイレントマジョリティと言いますか、小さな静かな声が非常にありました、いろんな会合の中で。そういう気持ちを尊重してあげなくてはならないということが一

つあります。

もちろん戻れない、帰れないそういう方々についても、色々考え方、あるいは置かれた状況そういうものもありますので、そういうことは最大限尊重していかなくてはならないということ。そういうことを色々私も含めまして非常に悩みましたけれども、戻れる方から戻っていただくという形の中で、そういうふう判断をしたわけです。

今回のアンケートについても色々自由記載欄もありましたので、そういうことにお書きをいただいて、解除に率直なご意見をいただきたいということで実施したものだと思っています。

ですから、あえて避難解除の質問項目1項目だけではないということだと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 答弁は短くお願いします、1時間しかないのです。

サイレントマジョリティと言いました。これはこの前もこの席で町長が言われたことで、私も色々考えました。サイレントマジョリティについては、帰りたいけれども帰れない、そういうサイレントマジョリティを正面から受け止めるということが本来の意味での、今回の問題でのサイレントマジョリティではないのかと私は思います。

色々町長言われましたけれども、結論から言うとアンケートもとらないと。繰り返すけれども、すぐ帰りたいというのは10.1%です。私は必ずしもそこにこだわらないけれども、しいて言えば解除に賛成だとうんと幅を広げて考えればそういう数字ではないのかと。これもあまりここにこだわる必要もない話ですけれども、そういうことで何を言いたいかということ、あれだけの意見が出たにもかかわらず3月31日避難解除容認ということは、3月31日解除ありきで懇談会に臨んだと、何のための避難解除懇談会だったのかということを重ねて言わなければならないと思います。

町長は、解除の判断について今も言われたけれども、町のこしだと言われました。行政報告でもそういうふう言われました。私は、町のこしに反対する町民100人が100人誰もいないと思います。しかし、こういう状況の中で避難解除は町のこしはためだという言い方は、これは国もそういうふう言っているんです。ここで言っている、会場でも言っている。真似したかどうかはどうでもいい話だけど、同じことを言っている。それで、町長も含めて我々もそうだけれども、全町避難の町民に対してどういうスタンスで臨むべきかと。一言で言えば、心に寄り添うということだと思っています。強制的に町

を追われてふるさとを奪われたと、そういう背景がありながら町のこしだと言って避難解除を受け入れるということは、町民の心情からも置かれる立場からも町のこしという表現については、全く違和感を覚えます。

そこで、避難解除の三要件について議論をしたいと思います。三要件については、ここでも色々言ってきましたから繰り返しませんけれども、一番の問題は20mSv安全論の問題です。これをどのように認識しているのかということを知りたいと思いますが、政府は20mSv以下が安全の基準だと、避難指示解除の条件だと、被害の有無の指標になる基準だとか言っていますけれども、町長は20mSvについてどういう認識をお持ちなのか改めてお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 20mSvにつきましては、非常に線量が高いと私は考えております。私もあまり詳しくは知りませんが、日本の全体の平均が2.1mSvと聞いております。従って、この20mSvからすれば日本の平均より10倍だということでもありますので、これは非常に高いという感じではあります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 全国平均2.1mSvの10倍になると、非常に高いと、それを一通り除染したからといってもホットスポット的に高いところもあると。戻って町民が生活することになるということは、要するに三要件の最大のポイントである20mSvについては、今の町長からすれば避難解除の要件としては問題があるという認識だと私は受け止めました。

そこで、今年度予算でガンマカメラの予算多分8300万円ほどとっています。去年の予算資料には、ガンマカメラの予算を説明するにあたって放射線によるリスクコミュニケーションをなくすためだと言っています。

あえてお聞きします。ガンマカメラのデータの整理とそれに基づく検証を行ったのかどうか。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ガンマカメラの撮影事業につきましては、今年度は浪江町除染等工事その1からその3までの地域までを行っております。

現在、撮影終了した地区ごとに報告書の確認を行い各権利者へ郵送を始めております。撮影結果につきましては、環境省と共有し、除染検証委員会やフォローアップ除染等を行う際の参考にしているところです。

- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） その1からその3までデータの整理はしたと、フォローアップ除染に生かすということですが、それではお聞きします。最大測定値はいくらでしたか。その場所はどこでしたか。
- 議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。
- ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 具体的な数字は今日は持ってきておりませんが、その1からその3の中では酒田の宅地がちょっと高めに出るといふ傾向はあります。
- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 8300万円の予算で事業やっているわけですから、線量基準で避難解除されるわけですから、そこが大きな不安を町民は持っているわけですから、高めに出たとかという他人事の話ではないです。分からないですか。
- 

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。  
(午前11時17分)

---

○議長（吉田数博君） 再開します。  
(午前11時20分)

---

- 議長（吉田数博君） 副町長。
- 副町長（本間茂行君） 今年度のガンマカメラの委託について撮影した件数は1180件に上っております。それについて、郵送中ということありましてすべてのデータを今整理中ということですが、一番高いところだとその1からその3のところでは酒田地区の農家をされている家の周辺の裏のところでは1.5 $\mu$ Sv程度のところが出ているという検証がありまして、これは環境省も一緒に計って、検証してそういうデータが出ておりまして、それによって今フォローアップ除染に入っているというところでございます。
- 議長（吉田数博君） 15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 高めのところで酒田1.5 $\mu$ Sv、私ども議会で環境省も同行して全くその場で測定しましたけれども、高いところでは私の記憶では5.7 $\mu$ Sv、この場でも議論になりましたけれども、側溝とか水路とかの除染はしていないと。私も2月に浪江町内権現堂を除いて測定してきましたけれども各所で2 $\mu$ Svとか3 $\mu$ Svとかというところがあるわけです。ガンマカメラで計って高いところで1.5 $\mu$ Svしかなかったというのは私は疑問ですけれども、一つはガンマカメラのデータを個人情報に支障のないような形で議会に示し



ていただきたい。

それから今一つは、ガンマカメラのデータをもとに環境省にフォローアップ除染を求めているということだけれども、度々議論してきたことなただけけれども、町として先ほど町長も言われたように全国平均でも2.1mSvだから最大譲歩するにしても年間2.1mSvを下回るという基準で国に、環境省に再除染を求めるべきではないかと思いますが、町長どうですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私は時間がかかっても1mSv以下を目標に除染をしていただくということで、この考えには変わりはありません。最低限2.1mSvこれは大変参考になる数字でありますけれども、私は1mSv以下まで落としていただくということが目標だと思います。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 答弁をそらさないでください。そういうことではないです。線量の高いところがあるでしょうと、避難解除したでしょうと、子供が戻れるかどうかはまだ推移を見ないと分からないけれども、長期的に1mSvこれもいつのことだか分からない、それ自体問題だけれども、全国平均2.1mSvだとすれば、当面、当面とは遠い将来ではないです、現実問題としてそこを基準に国に対して再除染を求めるべきではないですかと聞きました。

だから長期的1mSvの話ではない。そうされますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 最初の目標は1mSvが目標だということで、2.1mSvが全国平均ということにありますので、それ以下を目指しながらフォローアップ除染をきっちりやっていただくということを当面目標にしていきたいとは思っています。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 避難解除三要件は、限りなく現状回復の放棄につながる基準であると思います。長期的に1mSvを目指すということではなくて、町民が安心して戻れる生活環境を急いで実現するためにもガンマカメラのデータを最大限生かして早急な再除染を町として求めていくべきだと。

さらに、放射線の問題で大きな問題は、Dシャトルの配布をしております。これはこれで良いと思いますが、この問題は何かというと個人線量で放射線量を管理するということです。しかし、町民が戻るとすればいろんなところで生活するわけだから放射線被爆、町民との関係で言えば個人線量も大事だけれども生活空間を限りなく早い時期に1mSvを目指すということが必要だということを重ねて

指摘しておきたいと思います。

それから、いろんなところで一丁目一番地という話が出てきますけれども、基本的な問題としては一丁目一番地は福島第一原発の安全の問題だと思います。現状ではどうなるか分からないと、「サソリ」が入ってももう2時間でだめになってしまうという現状ですから、一丁目一番地原発問題の安全についてはしっかりこれからも県の監視委員会に対して町として強く意見を上げてもらいたいと思います。

次、避難解除と賠償・支援打ち切りの問題です。

一つ目に、現在の家賃賠償の件数、金額が分かったら金額。それから、仮設、借上げ住宅の延長については、現時点ではどうなっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、お答え申し上げます。

まず、前段の賠償の件数と金額でございますが、東京電力に確認しましたところ、平成29年2月8日現在、これまでの賠償件数が約3800件、賠償金額は約43億円でございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） お答えいたします。

現在、仮設、借上げ住宅の供与期間につきましては、平成30年3月末まで延長されるとされておりますが、それ以降につきましては、災害救助法施行令第3条2項の規定によりまして、避難者の状況を見ながら、県と国の協議の上決定されるということになっておりますので、現時点で町から延長か否かということについては、断言できない状況でございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 家賃賠償の件数が3800件ということですね。それと、供与延長については今のところはっきりしていないということは、3800件の人たちがあるいは仮設は1115戸の方が今入っているわけですがけれども、平成30年3月で打ち切りということになる可能性もあると考えて良いのですか。それ以降について、どういうふうに町民に伝えれば良いのですか。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 現在、平成30年3月まで延長が決定されているということでありまして。それ以降については、災害救助法施行令によりまして、避難者の状況を見ながら国と県が協議の上決定するというところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 同じことだけれども、そういうことになればそこから先は不透明だと、場合によって避難解除したのだから、そこで住宅の供与が打ち切りになる可能性もあるという判断になると思いますが、どうですか。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 仮設、借上げの延長については、国にも要望しておりますし、1月の段階で町長からも県知事に対して要望しまして、特にこれについては町長から言及をいただき要望しているところでございます。ただ、決定については、国と県の協議の上でなされるということです。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 不透明な部分はあるけれども、避難解除ということは、一方ではこういう問題が起きてくるということです。3800件、仮設には2月末時点で1115件、先ほどの行政報告ではもっと減っているけれども、継続、延長を強く要望しているけれども、まだ分からないということは、避難解除の問題とあわせて町民においては大きな不安だと思います。これは、絶対避難解除と交換条件にするような案件ではありません。生活基盤の根幹です。強く延長を求めるべきだと、あくまでも町長実現をせまるということをや約束してください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 馬場議員と視点を同じくしたいと思いますが、災害救助法というのは5年が一つの目安です。だから、避難指示解除をしたから延長を打ち切る、家賃補助を打ち切るということではないです。救助法は5年とある程度決まっていますので、今回の場合今提案がありましたように、これは解除についてのいろんな町民の不安そういうものをぬぐうためにこれから官民協議というのをやるという政府との約束があります。それについて、先ほど副町長から答弁があったように避難者の状況、どういう状況なのかを訴えていく必要があります。その中で、官民協議の中で私どもは延長、こういう状況だから延長しなくてはならないという要望を強くしていきたいということで、これは文書で財政面、政策の実施面これは担保すると言っていますので、これは確認書に基づいて力強く要請していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） これまでの協議の中ではこれを担保するということになっているということなら、非常に重要な答弁だと思います。住宅の問題とあわせて、町民にとって命綱の問題は医療、介護、

あるいは障害福祉等の免除の継続の問題です。これは、既にこの前の全員協議会で担当課長から浪江町の医療費免除については国から9月末までという通知がきたので、町民にはその旨お知らせすると、ただ、そこには条件があるということでしたけれども、これもどうなるか分からない。

それから、あわせて聞きますけれど就学奨励事業。これは、現在高校、大学なども含めて授業料の減免を受けている件数が何件になっているのか。これの減免継続は避難解除との関係でどうなるのか。

それから、災害関連死。今日の行政報告でもありましたけれども、487件の申請で400件認定されていると、これも避難の長期化で今後孤独死等も含めて災害関連死の増加が懸念される。避難解除の陰にこういう問題も打ち切りになるのではないかという心配が非常に大きいです。

現状と今後の見通しについて、それぞれ担当課長から端的にお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） お答えいたします。

医療費の一部負担金免除につきましては、2月23日に国民健康保険の被保険者の皆様へ「平成29年3月1日から9月30日まで」の一部負担金免除証明書を発送したところでございます。

10月1日以降の免除の延長につきましては、国の財政支援が決まり次第、速やかにお知らせをいたします。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 介護サービスの利用者負担免除につきましては、平成29年3月1日から9月30日まで延長されることになり、今月中に介護保険の被保険者の皆様へ利用者負担免除認定書を発送するところでございます。

10月1日以降の免除の延長につきましては、国の財政支援が決まり次第、早急にお知らせいたします。

障害者福祉についてですが、考え方は同様でございます。利用者負担の減免措置に対する財政支援は延長になる見込みでございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 東日本大震災後に各種規則・要綱により子育て世代への支援を実施しております。

一つ目は、保育料の助成であります。町外の保育所等で常時保育を受けている場合、その保育料を支払っている保護者に対して経済的負担の軽減を図るため保育料を助成しております。

二つ目は、幼稚園就園奨励費の補助でございます。幼稚園に就園している満3歳から5歳の子供の保護者に対して入園料及び授業料を補助しております。また、平成27年度から「子ども・子育て新制度」がスタートし、新制度に移行した幼稚園に通う子供の保護者の経済的負担の軽減を目的として入園料及び利用者負担額を助成しております。

三つ目は、就学援助事業であります。これは区域外就学等により小・中学校に通学している子供の保護者の方の経済的負担軽減を目的として、就学のために必要な学用品等の経費の一部を助成しております。

就学援助につきましては、原発避難者特例法により原則として避難先自治体で実施することとなっておりますが、認定基準等が避難先各自治体で異なることから非認定とされた場合でも浪江町へ申請することができることとしております。

四つ目は、遠距離通学費助成であります。浪江町に住所を有したまま町立小・中学校以外に就学している児童、生徒について対象としております。

以上が子育て世代への支援となっており、これらは本議会で上程する平成29年度浪江町一般会計予算に計上してございます。

1番目の助成の人数でございますが、県内・県外で92名、2番目の幼稚園の助成でございますが公立幼稚園・私立幼稚園に対しての助成で196人、3番目の小学校・中学校で261名、4番目の遠距離通学につきましては7件でございます。

○15番（馬場 績君） 高校、大学は。

○教育次長（大原教知君） すみません。高校、大学は把握してございません。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 災害関連死につきましては、現在双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところであります。委員それぞれの専門的知識や経験をもって判断をしていただいております。

その判断材料となるのは、亡くなられた原因と震災との因果関係であり、避難指示解除そのものが影響を与えるものではありません。引き続き、申請があれば受理し、審査会に判定をお願いしてまいります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 災害関連死の審査、あるいは認定は避難解除とは関係ないという回答でしたけれども、それは間違いないと確認し

ておきます。答弁はいりません。避難解除になっても避難が継続するので災害関連死に伴う審査、あるいは認定は今後とも継続されるものというお答えでしたから、分かりました。

それから、医療費、介護あるいは障害福祉等については、平成29年9月30日までということで、これまでにはなかった免除通知です。色々条件はあるけれども、避難解除と連動してきていると、町民の命綱が1本1本切られていくのではないかと、こういう問題がある。ここに町民は大きな不安があるということです。

それから、質問通告していたわけだけでも、お答えがなかった高校、大学などの授業料減免についても災害救助法等でこれは申請をすれば該当になっているはずです。これは、県に聞くなり何なりで後で結構ですから調査の上でお答えください。調査回答を約束するかどうか、一言お答えください。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 県に確認して報告したいと思います。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 浪江町の課題と浪江町の再建の問題で、一つは、短期の人口の推計。復興の資料編42ページには、解除後4000人、5年後3583人、10年後3179人となっています。人口推計に基づく、一般財政の減収見込みはどのように試算されているのか。同時にその財源対策はどうなるのか。

これも一緒に上水道の減収額はどのように試算されているのか。避難解除されて当然上水道、あるいは下水道も含めて維持管理が必要かと思えます。その維持管理費はどれくらいになるのか。結果、不足が出ると、不足分についてはどのように財源手当をしていく考えなのか。

まず、担当課長からそれぞれお答えください。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 町税等、今自主財源確保が困難な状況になっていますが、普通交付税における人口特例がございます。さらには、震災復興特別交付税による税減収措置がございますので、これらの措置によって行財政運営を行っているところでございます。

人口ビジョンということで、人口が少なくなった場合の税収減の対策ということでございますが、復興創生期間中そういう措置が継続されるということを前提としておりますので、引き続きその財政措置を継続するよう求めてまいります。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 水道の減収見込みと財源対策であります。平成21年度決算の水道料金収入は3億3971万円でありました。平成27年度決算の水道料金収入は283万円でありました。この差額から運転経費を差し引いた分を東京電力から逸失利益分の賠償金として、平成23年3月より平成29年2月までの支払いを受けております。今後も賠償金の支払いについて東京電力が支払うよう強く要求してまいります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 短期人口の推計、復興計画によれば先ほど言った数字だけけれども、私は解除後まさか4000人、願望としてはそうだと思いますけれども、まさかそうはならないだろうと非常に心配しております。そこで、課長答弁されたけれども、復興期間中は復興交付税で補填されるということは間違いないですね。それは、法的に担保されているという受け止め方でよろしいのかどうか。

それから、それ以降について5年後3583人ですから、復興計画の推計人口でも減る、10年後は3179人減る、そうすると復興期間は既に終わった後になるわけです。そういった部分についての財源手当についてどういう見通しをお持ちなのか。

それから、上水道これは下水道や農集も同じだと思いますが、今の答弁では平成29年2月まで東電に賠償請求していると。これも、平成29年3月31日をもって解除になれば、東電としてはその維持管理はあくまでも事業体、あるいは公共団体の財政運営のもとでなされるべきだとなってくる危険がある。そのことについて、町はどのように現状を分析しているのか、端的にお答えください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 財源手当の関係ですけれども、これは復興創生期間が平成33年度までです。ですから、あと4年ちょっとになりましたけれども、それについての担保は原発事故は10年内で収まらないだろうというのが今の復興庁の考え方、あるいは内閣府全体の考え方です。そういうことで、11年目以降これが復興に向けてどうなっていくのかなということで国も心配しております。

私どもとしても、やはり復興創生期間の10年間はもちろん、それ以降の期間についても普通交付税これは2万1000人の人口の中で今まで受けていましたから、それは堅持していただくよう要請はしてまいりました。これから、要請をして先ほど前の質問で答弁いたしましたように官民協議で財源面、実施体制面これを担保すると約束していますので、それは先ほどの答弁と同じように強く要請していきたいと思っています。

ですから、上水道のこれからの維持管理の問題は必ず起きてきます。従って、賠償についてはまだはっきり打ち切るという東京電力の回答がありませんので、それは賠償は賠償として受け取りながら財源的にもこれだけの財産を持っているわけですから、それを減却するようなものになってはならないと考えて、上下水道についても今後維持管理については注視をしながら財源確保をしていきたいとこのように考えています。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 復興交付税については、官民協議でもこれを堅持するという約束をいただいているということですが、復興庁自身が11年目以降どうなるか分からないということですから、だから財源の問題と同時に政府組織についても、これは浪江町の問題だけではないです、福島県の問題であり、被災地の大きな問題です。これは、今後の行財政運営のためにもある意味では従来以上の権限を持った復興庁の組織の堅持を求めていくべきだと思います。このことについて、町長どういうふうにか考えるか。

それから、東電賠償と一言で言いますが、東電は商業の損害賠償、営業の損害賠償でも請求しても値切られると、請求したけれども該当にならなかったとこういう人が正直たくさんおります。そういう中で上下水道については平成21年決算で上水道は3億3900万円、下水道は1億3500万円、農集が1600万円これだけの事業収入があったわけです。1000人、2000人、3000人の帰還町民でこれらの事業費、維持費はかかるわけだから、これらの事業費は到底捻出できないと、極めて重要な問題だと。だから、避難解除にあたって官民合同チームでも担保堅持するということを確約してあると言ったけれども、一方では東電相手にこれから財源確保をしていかなければならない。全国に避難している町民の生活支援もしていかなければならない。新たな事業再開に対する支援もしていかなければならない。まさに、お金は幾らあっても足りない、しかしそれをきっちり担保する法整備はできていない、ここが問題です。それをどうするかということは、福島復興再生特措法の中に避難解除後も、いわゆる創生期間終了後も従来どおり財政支援を堅持するということを求めていくべきだと思いますが、町長どうされますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） まず、最初の問題で復興庁の在り方はこれまで復興庁ができて5人ほど大臣が変わっています。1年に1人ずつという形になりますけれども、その中ですべての大臣が創生期間の10年内には終わらないという話をしておりました。そういう状況でこ



これは岩手県、宮城県の復興がその間にはもうできるだろうと、残るのはやっぱり福島県だと、そういう形の中で福島復興庁をつくっても良いのではないかという大臣の申し合わせもあるようです。これは、組織上の問題ですから、どうなっていくのか分かりませんが、福島に光を続けていただくように復興庁的な組織は残していただきたいなということで強く要請してまいりたいと思っています。

それから、法制度の問題です。これは、議員と同じ考え方で福島特措法に法律にきちんとうたっていただくように要求、要請をしていきたいとこのように考えています。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 福島復興庁、我々議会も大いに力を入れて取り組むべき課題と思いますが、様々な問題で10年過ぎたから、もう既に5年過ぎたから、あるいは1年前の6月12日の福島復興再生の加速に向けて改訂版において遅くとも平成29年3月までには帰還困難区域を除いて解除すると、賠償についても平成30年3月で終了とすると、そのプログラムどおり進められてきているわけです。福島はどんどん忘れさられようとしてきている。しかし、町民の生活は依然としてあるわけだから、それこそ町のこしです。そこで、町のこしという言葉を使うんです。ということで、大いに被災地の要望に応えられる国の行政組織の発足を求めていく必要があると思います。

それから、次の問題で農業の再生の問題、あるいは商工業の帰町再開の問題について、ちょっと時間がおしてきていますので、詳しい資料の紹介は省略しますが、農業の再開、現状について内閣府が配布した懇談会の資料43ページには、現状色々書いてあります。極めて難しいということです、一言から言うと。

それから、同時に除染後から再開まで除草と保全管理を支援するとありますけれども、現状ではこれまでも議会で度々問題になったように3年間の維持管理の費用は出すけれども、それ以後の継続負担については明確でなかったわけです。内閣府の資料に書いてある解除後から再開までの保全管理を支援するということについては、町では具体的にどのように求めてきたのか。

それから、同時に帰還しない農業者の農地の管理、耕作の支援は国との関係でどのような約束になっているのか。

同時に、土壌汚染の問題です。土壌汚染調査改めて帰還者の安全・安心のために土壌汚染調査をする必要があるし、山砂や玉石の入った覆土ではとてもとても農業再開にはおぼつかないと、地力回復

の具体的な事業展開をどう進めていくのか。

それから、農業の問題では、帰って米をつくる人もいるでしょう。あるいは、その他の農作物をつくる人がいるでしょう。その買い入れ、販売対策について政府とどこまで詰めているのか。安心して帰ってくれと言われる状況になっているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、農業問題で最後になりますけれども、農業再生のプログラムに内閣府懇談会資料23ページにドローンを飛ばすとか、あるいは自動トラクターの運転を実施するとか、とても現実には理解しがたい、現場でどれだけそれが生かされるのかということになると甚だ疑問のビジョンが描かれております。実際、現実的なプログラムはこれとは別に農業再生の現実的なプログラムをどのように検討しているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） まず、第1点の農地の維持管理の費用負担は今後どうなるのかのご質問にお答えします。

平成28年度から平成30年度までについては、営農再開支援事業により作業にかかる経費について補助が受けられます。平成29年2月には小野田復興組合が設立され13団体（19行政区）において復興組合が設立され農地の保全活動に努めております。

平成31年度以降の営農再開支援事業については、平成29年度に実施する事業の実施状況等に係るレビューにおいて、県、町と協議してまいりたいと平成29年1月に原子力災害現地対策本部長から回答を得ているところです。

それから、帰還しない農業者の農地の管理はどうするかということですが、営農再開支援事業の中で3年間は農地として保全管理できるということがありますので、各復興組合においてその農地を管理するかどうかを話し合いながら農地の荒廃はしないような形で進められるのではないかと考えているところでございます。

それから、2番目の土壌汚染調査と地力回復をどう進めるのかのご質問にお答えします。

農林水産省は土壌汚染調査について、品目を見据えた土壌成分調査の支援は行いますが、震災から現在までの実証栽培の知見から放射性物質吸収抑制対策を実施することで作業の安全が確保できるとしております。

しかし、土壌汚染調査については、高濃度に汚染された箇所が発見された場合の対応を含め検討しないといけないことから、除染後の再汚染や土壌汚染に関するリスクコミュニケーションを含め、フ

オーアアップの除染などについて強く要望していきたいと考えております。

地力回復については、主に表土剥ぎをした地域において、課題となっております。そういった地域については、営農再開支援事業を活用して、地力増進作物の作付けや堆肥、土壌改良資材等を補助し営農再開を支援していきたいと考えております。本事業を活用する上で、町担当以外にも県の農業普及所やJAが農業者に関わり、営農再開後の品目を見据えた地力増進作物の選定や技術指導について、個々の農業者に支援を行ってまいりたいと考えております。

それから、コメなど主な生産物の販売対策についてですが、水稻の実証栽培において、酒田地区で生産された平成27年産米は農協に70俵を出荷したほか、酒米20俵、東大生協等へ販売したところです。

平成28年産米については、農協に110俵を出荷したほか、酒米20俵、東大生協10俵、ワーカーズコープ7俵を販売したところです。今後も販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、花卉については平成28年度にはトルコギキョウ、リンドウ等について東京大田市場、南相馬市の直売所に出荷・販売したところです。

それから、農業再生のプログラムでございますが、農業復興については、農協、共済組合、土地改良区、農業委員会、認定農業者協議会、酪農組合、福島県、農林水産省といった関係機関が一丸となって、営農再開に向けた取り組みを実施する必要があります。このことから、平成25年に浪江町地域農業再生協議会が「ふるさとなみえを再生する」という基本方針のもと、浪江町農業再生プログラムを作成しており、1番として農地保全・農地の集約化、2番として農業用施設整備、3番として実証栽培・担い手の育成の三つの取り組みを柱にプログラムを進めております。現在は復興組合立ち上げや農地保全から次のステップである営農再開に向けた地域との合意形成のステージにきております。復興組合や地域を中心に営農再開に向けた話し合いを深めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 町のこしの課題が山とあるということです。避難解除は町のこしではないです。浪江町の現状、町をどう残すかという課題が山ほどある、今の答弁でも明らかだと思います。時間がないから省略いたしますけれども、いずれにしても帰還しない農業者の農地管理の問題で答えがあったように、3年間は農地として管理すると、復興組合がお世話をするとそれ以降どうなのか、全く見通しがわからないわけです。現実に、目の前に浪江町の農業をどう残す

かそこからです。非常に大きな課題がある。このことについては、追ってまた議論したいと思います。

それから、次のところで商工業の問題で、問題だけを指摘しますが、内閣府の配布資料42ページには事業の再開が非常に厳しいという調査結果が数字的に示されております。これは間違いないと思いますが、避難解除後の条件整備はこれまた山ほどある。現状と再開の見通しについて、担当課も含めてそれこそプロジェクトチームを立ち上げて浪江町の復旧再生のためにまず全力を挙げて取り組むということが求められていると思います。意見だけにします。

それから、最後になりましたけれども、浪江町の病院、診療所、あるいは特老、老健施設等々安心して戻れる状況にはない。そういう状況を最後に指摘をして、避難解除まさに時期尚早このことを重ねて指摘をして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で15番、馬場績君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで午後1時30分まで昼食休憩といたします。  
(午後 0時05分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午後 1時30分)

---

#### ◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第6、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告を願います。

---

#### ◎議案第9号から議案第49号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） 会議規則第37条の規定に基づき、日程第7、議案第9号 浪江町復興計画【第二次】の策定についてから日程第47、議案第49号 平成29年度浪江町水道事業会計予算までを一括議題とします。

日程第7、議案第9号から日程第47、議案第49号までについて順次町長から提案理由の説明を求めます。

まず日程第7、議案第9号 浪江町復興計画【第二次】の策定について。

町長、提案の理由の説明をお願いします。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第9号 浪江町復興計画【第二次】の策定についてご説明いたします。

本案は、浪江町復興計画【第二次】策定委員会からの提言により、浪江町復興計画【第一次】以降の状況の変化に対応した取り組みの追加や変更、充実を図るため、浪江町復興計画【第二次】を定めることについて、浪江町議会の議決すべき事件を定める条例第1条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、復興推進課長。

**○復興推進課長（山本邦一君）** それでは、浪江町復興計画【第二次】の策定についてご説明いたします。

本計画の策定にあたりましては、有識者5名、住民等16名の計21名の委員からなる浪江町復興計画【第二次】策定委員会を6回にわたり開催し、2月15日に最終取りまとめを行い町長に提言をいただきました。

策定にあたりましては、住民懇談会や平成28年度の住民意向調査、または12月下旬から1月上旬に実施したパブリックコメントを踏まえて策定しております。その後庁議を経て議会に提案するものでございます。

説明は、復興計画【第二次】（案）で行います。表紙をおめくりください。

まず、目次でございますが、第1章 策定にあたってが1ページから7ページ。第2章 復興の理念と基本方針が8ページ、9ページ。第3章 復興までの各時期のあゆみと復興のすがたが10ページから29ページ。第4章 復興に向けた取組み・施策が30ページから58ページ。59ページに策定委員会の委員の名簿。60ページに策定経過が記載されております。

1ページをお開きください。第1章 策定にあたってでは、策定の目的、さらに位置づけ、推進体制を記載しております。策定の目的については、復興ビジョンや復興計画【第一次】に掲げた復興の理念、復興の基本方針を踏襲しつつも具体的な取組みについては、現在の状況にあわせた見直しが必要となりました。このため、平成29年4月から平成33年3月までの本格復興期の計画並びにその先の町及び町民の将来像を策定することを目的としております。

2ページをお開きください。位置づけについては、復興計画【第二次】は復興ビジョンに掲げた復興の理念、復興の基本方針を具現

化した復興計画【第一次】を状況の変化に応じて見直したものでございます。復興計画【第二次】に記載のない具体的な取組みについては、詳細が検討でき次第個別計画に盛り込むこととしますと位置づけしております。

3ページをお開きください。推進でございますが、推進については4ページに記載の図のとおりでございますが、復興ビジョン検討会議との関係性や町民や関係団体との協同、関係機関との連携について記載しております。

5ページに記載のとおり進行管理会議においてP D C Aによる進行管理について。

また、6ページにおいては、住民意向の把握、財源確保、人材確保計画の見直しについてそれぞれ記載しており、これによって計画を推進することとしております。

8ページをお開きください。第2章 復興の理念と基本方針では、復興の理念と基本方針を記載しております。理念については、復興ビジョンや復興計画【第一次】の理念である「みんなでともに乗り越えよう、私たちの暮らしの再生に向けて」を踏襲しております。

9ページは、復興の基本方針でございますが、基本方針の一つ目が、先人から受け継ぎ次世代へ受け継ぐふるさとなみえを再生する。二つ目が、被災経験からの災害対策と復興の取組みを世界や次世代に生かす。三つ目がどこに住んでいてもすべての町民の暮らしを再建するであり、それぞれの方針の下に実現目標を記載しております。

10ページをお開きください。第3章 復興までの各時期のあゆみと復興のすがたでは、10ページ、11ページに震災から3年平成26年3月31日までの緊急復興期のあゆみ。

さらに、12ページ、13ページでございますが、震災から6年平成29年3月31日までの復旧実現期のあゆみを記載しているところでございます。

続いて、14ページになりますが、ここから17ページまでは震災から10年平成33年3月31日までの本格復興期において震災と原発事故の被災を乗り越え活気と魅力ある町の創建に向けてスタートを切っているすがたや被災経験を二度と繰り返さないための後世に引き継ぐ取組み。さらには、生きがいつくりや健康的な生活が送れる生活環境整備という目標像を記載しております。

続きまして、18ページをおめくりください。18ページから21ページまで、ここには震災より10年後から未来に向けて本格復興期での取組みをさらに飛躍させることで本災害からの復興を成し遂げ、希望あふれる町づくりが実現している将来像を記載しております。こ

の将来のすがたを具体的に伝えるため22ページ、23ページには浪江町の町づくりのイメージ図、24、25ページにはさらに町づくりイメージの鳥かん図を掲載しているところがございます。

続いて、26ページ、27ページでは、復興計画を推進する取組みである復興ビジョン検討会議中間報告の概要を掲載しております。

28ページが目指す将来のイメージ像として、町内での先端産業が普及している状況をイメージ図として掲載しております。

30ページをお開きください。第4章 復興に向けた取組み・施策では、本格復興期に取り組む施策と目指す復興のすがたとして基本方針ごとに具体的な取組みを一覧としてまとめて記載しております。32ページ以降の具体的な取組みの目次となります。青色で記載している一つ目の基本方針では七つの施策、31ページになりますが、緑色で記載している二つ目の基本方針では三つの施策、オレンジ色で記載している三つ目の基本方針では六つの施策という構成になっております。

それでは、32ページをおめくりください。ここからそれぞれの施策ごとに目指すすがたと取組みを記載しております。まず、32ページ、33ページについては除染、放射線管理の推進と安全対策でございます。まず、町内の放射線状況の見える環境の整備、中段には除染検証委員会での検証等による環境回復。33ページに移りますが、長期目標の追加被爆年間1 mSv以下の達成、中段でございますが放射性廃棄物仮置き場の適切な管理と早期の処分の取組みを記載しているところがございます。

続いて34ページ、インフラの復旧、整備と主要交通網の確保では、まずインフラの復旧による社会基盤の再生、中段に道路の復旧、整備による町内の交通環境の向上の取組みを記載しております。

35ページから38ページについては、住まいの再建と町づくりの推進でございます。こちらでは町全体の再生の考え方、35ページにはその考え方と進め方、さらに36ページには中心市街地再生計画の概要についてそれぞれ記載しております。また、各自が選択できる住まいの再建、37ページ下段ですが除草や有害鳥獣対策の推進。さらに38ページには、エネルギーの地産地消の仕組みづくりの推進の取組みを記載しているところがございます。

次に、39ページ、40ページでございますが、防災対策等の推進と廃炉に向けた安全強化では、まず災害に強い防災、減災の町づくりが39ページでございます。40ページに福島第一原子力発電所の事故収束の早期実現、中段に防犯、防火、交通安全対策の推進の取組みを記載しております。

41ページ、42ページ、帰還困難区域の再生では、まず帰還困難区

域の復興、再生に向けた道筋の明確化、中段ですが復興拠点の整備、重要インフラ等の優先的な除染の実施。42ページに移りまして、避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界の除染、中段が森林の線量低減、下段が河川の線量低減の取組みをそれぞれ記載しております。

43ページ、44ページについては、農林漁業の再興でございます。

まず、町内全域での農地再生と営農再開、下段には安全・安心な漁業の再開。44ページですが、山林の環境回復と林業再開について記載しているところでございます。

45ページにつきましては、新たな産業と雇用の創出でございます。

まず、商工業の再開や新規参入等による活気ある環境づくり、下段に先端的な産業の誘致と次世代に引き継ぐ魅力ある仕事づくりについて。さらに46ページが、上段が就労支援、中段が観光交流での町内の活性化、下段が風評に負けない地場産品の振興の取組みを記載しております。

47ページ、被災の記録と記憶の収集、保存の推進では、災害の脅威や教訓、地域の歴史、復旧・復興の取組みの継承の取組みを記載しております。

48ページ、防災教育、防災研究の推進では、過酷な避難を繰り返さないための防災教育、研究の取組みを記載しております。

49ページ、エネルギーの地産地消の実現と新しい産業の創出では、被災経験の反映と次世代へ引き継げる新たな産業創出として前述した施策のエネルギーの地産地消の仕組みづくり、下段に先端的な産業の誘致と次世代に引き継ぐ魅力ある仕事づくりの取組みを再掲載しております。

続きまして、50ページでございますが、健康管理の強化と徹底は、まず放射線の影響が分かる検査体制や相談体制づくり、下段が放射線影響計測や相談環境づくり。

51ページが、健康づくりの推進、下段が医療や福祉の環境整備について記載しております。

52ページをおめくりください。損害対策の充実では、まず賠償に関する情報発信の強化、中段が高齢者や病気等請求困難者の賠償請求の支援、下段が関係機関への要望活動の継続の取組みを記載しております。

53ページ、町民と町民、ふるさとをつなぐ絆の維持では、まず絆の維持の事業を継続できる体制づくり、下段に町民と居住先の住民との交流の円滑化。

54ページでございますが、交流する場の確保や交流する機会づく



りについて記載しています。下段が行政区のあり方の検討の取組みを記載しております。

55ページに移りますが、教育環境の充実でございます。まず、子供たちに浪江町の歴史や文化をつなぐ活動の推進、下段が町外の教育支援継続と町内の教育環境の再生について。

56ページに移りますが、社会教育、生涯学習、生涯スポーツを通じた交流の場や生きがいつくりの取組みを記載しております。

57ページ、浪江町の伝統文化の復興では、浪江町の伝統文化の保存と継承、下段に浪江町の歴史と文化を絶やさないための発表や披露の場づくりの取組みを記載しております。

58ページ、安心ができる生活環境の確保では、まず居住環境の支援や生活支援の継続、下段が安心して生活できる行政サービスの提供の取組みを記載しております。

59ページが策定委員会の名簿、60ページには策定経過を掲載させていただきます。

次に、議案第9号資料でございますが、概要版、施策編、付属資料をそれぞれ添付させていただきます。

資料1の概要版につきましては、計画書の概要について写真や概要図などを用いて分かりやすくしたものでございまして、計画書とともに町民に配布予定としております。

資料2の施策編につきましては、計画書の第4章 復興に向けた取組み・施策の各施策をより具体的に表や工程表を用いて取組み事業レベルで記載しております。行政関係者が施策の進行管理に活用できるように整理したものとなっております。

付属資料につきましては、計画策定に用いた、また参考とした資料を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 次に、日程第8、議案第10号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第10号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき町税等を引き続き減免するため、本条例の制定をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

第1条は、制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の平成29年度の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の減免については、浪江町税条例、浪江町国民健康保険税条例、浪江町介護保険条例の規定に関わらず今回の制定の条例の定めるところによるものとしてございます。

第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害の用語の意義を記述したところであります。

第3条は、町民税の減免でございます。平成28年度中の合計所得金額が1000万円以下であって、賦課期日において避難指示区域内に住所を有していたものについての個人の町民税については500万円以下については減免の割合を10分の10、500万円を超え750万円以下については2分の1、750万円を超え1000万円以下については4分の1の減免をすることとしたものでございます。

第2項は、町内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しないものに対する均等割を全額免除するとしてのものでございます。

第3項は、東日本大震災により居住する住宅が全壊した世帯に属するものに対する個人町民税については、減免の割合を10分の10としたものでございます。

第4条は、固定資産税の減免でございます。土地と家屋については、地方税法で課税を免除することとなっておりますが、償却資産については、浪江町に償却資産を有し、東日本大震災及び原子力災害により被災し、事業の用に供していない償却資産については10分の10を乗じた額を減免するとしてのものでございます。

第5条は、軽自動車の減免でございます。地方税法により避難指示区域で用途廃止になった場合は、課税免除とするとなっておりますところですが、賦課期日を基準として東日本大震災による流出、避難指示区域内に放置した軽自動車について減免するとしてのものであります。

第6条は、国民健康保険税の減免でございます。浪江町が行う国民健康保険税の被保険者である世帯主については、全額を免除するとしてのものであります。

第7条は、介護保険料の減免でございます。浪江町が行う介護保険の第1号被保険者については、全額を免除するとしてのものであります。

第8条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は町

長が別に定めるとしたものです。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するとしたところです。ただし、国民健康保険税及び介護保険税については、平成29年9月30日までとするといたします。

なお、第10号資料に概要をまとめてございますので、よろしくお願いたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第9、議案第11号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第11号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

本案は、地方分権一括法の施行により介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の人員及び運営等の基準並びに介護予防支援を実施するものの規定を条例で定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、介護福祉課長。

**○介護福祉課長（佐藤祐一君）** それでは、議案第11号についてご説明させていただきます。

制定の趣旨でございますが、地方分権一括法の施行により介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の人員及び運営等の基準並びに介護予防支援を実施するものの規定を条例で定めるものでございます。

条例で説明をさせていただきます。第1章は総則でございます。

第1条が、趣旨について規定しております。

第2条が、基本方針について規定いたしております。指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないということでございます。

第3条については、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件について規定してございます。

第2章 人員に関する基準ということで、第4条においては、従業者の員数について規定しております。

第5条においては、管理者について規定しております。

2 ページで、第6条につきましては、内容及び手続きの説明及び同意について規定いたしております。

3 ページにいきまして、第7条においては提供の拒否の禁止について規定しております。

第8条においては、サービス提供困難時の対応について規定してございます。

4 ページにいきまして、第9条については、受給資格等の確認について既定しております。

第10条につきましては、要支援認定の申請に係る援助について規定しております。

第11条は、身分を証する書類の携行について規定しております。

第12条は、利用料等の受領について規定してございます。

第13条は、保険給付の請求のための証明書の交付について規定しております。

第14条は、指定介護予防支援の業務の委託について規定してございます。

5 ページにまいりまして、第15条は、法定代理受領サービスに係る報告について規定しております。

第16条につきましては、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について規定してあります。

第17条は、利用者に関する町への通知について規定してございます。

6 ページにまいりまして、第18条については、管理者の責務。

第19条については、運営規定について規定してございます。

第20条については、勤務体制の確保について規定してございます。

第21条は、設備及び備品等について。

第22条は、従業員の健康管理について規定しております。

7 ページにいきまして、第23条は、掲示について規定してありません。

第24条につきましては、秘密保持について規定してございます。

第25条は、公告について。

第26条は、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等について規定してございます。

第27条につきましては、苦情処理について規定しております。

第28条は、事故発生時の対応。

第29条は、会計等の区分。

第30条は、記録の整備等について規定してございます。

第31条は、指定介護予防支援の基本取扱方針について規定しております。

第32条につきましては、その具体的取扱方針について規定しております。

13ページですけれども、第33条は、介護予防支援の提供に当たっての留意点について規定してございます。

14ページにまいりまして、第5章 基準該当介護予防支援に関する基準ということで、第34条には、準用の規定がございます。

条例の施行は、平成29年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（吉田数博君）** 次に、日程第10、議案第12号 浪江町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第12号 浪江町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてご説明いたします。

本案は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき浪江町が設置する浪江町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、教育次長。

**○教育次長（大原教知君）** それでは、浪江町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてご説明申し上げます。

第1章は、総則です。第1条は趣旨でございます。この条例はいじめ防止対策推進法平成25年法律第71号の規定に基づき町が設置する浪江町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものであります。

第2章は、浪江町いじめ問題対策連絡協議会です。第2条は、設置でございます。法律第14条第1項の規定に基づきましての設置であります。

第3条は、所掌事務でありまして、法に規定しますいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するととともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとするものであります。

第4条は、組織でありまして、第1項では委員10人以内で組織するというものであります。第2項は、組織構成でありまして、教育委員会が委嘱するものであります。

第5条は、委員の任期で、委員任期は2年であります。

第6条は、会長でありまして、会長の選出方法や職務であります。

第7条は、会議であります。

第8条は、協議会が必要な時は関係者の出席を求め意見を聴衆等ができる関係者の出席等であります。

第9条は、守秘義務であります。

第10条は、庶務でありまして、教育委員会事務局になります。

第3章は、浪江町いじめ問題対策会議であります。第11条は、法に基づきまして、教育委員会の付属機関として浪江町いじめ問題対策会議を設置でございます。

第12条は、所掌事務でありまして、第1項ではいじめ防止等のための調査研究、有効な対策の検討、通報や相談に対する関係調整を行うとなっております。第2項は、学校からいじめの報告を受け、法に基づき調査を行う場合は、その任に当たるとなっております。

第13条は、組織でありまして、第4条と同じ内容でございます。

第14条は、準用でありまして、第5条の委員の任期、第6条の会長、第7条の会議、第8条の関係者の出席等、第9条の守秘義務、第10条の庶務は準用するものであり、協議会とあるのは対策会議と読み替えるものとするものであります。

第4章は、浪江町いじめ問題調査委員会であります。第15条は、法に基づき調査委員会として浪江町いじめ問題調査委員会を置く設置であります。

第16条は、所掌事務でありまして、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、情報の提供、学校が調査を行う場合の指導及び支援を行うものであります。

第17条は、組織でありまして、委員5人以内で組織するものであります。第2項は、委員は教育委員会が任命するものであります。

第18条は、調査委員会に特別の事故を調査させるために必要がある時は、臨時委員を置くことができる臨時委員であります。第2項は、教育委員会が任命するものであります。

第19条は、委員の任期であります。

第20条は、委員長及び副委員長でありまして、それぞれ1名を置くものであります。

第21条は、会議であります。第1項は会議の招集、第2項は会議であります。第3項は議事であります。

第22条は、会議の非公開。

第23条は、準用で第8条関係者の出席等、第9条守秘義務、第10条庶務について調査委員会に準用するものであり、会長は委員長に、協議会は調査委員会と読み替えるものであります。

第5章は、雑則でございます。第24条は、この条例に定めるもののほか協議会、対策会議、調査委員会の運営に関し必要な事項は会長または委員長がそれぞれ協議会、対策協議会、調査委員会に諮って定める委任であります。

附則としまして、本条例は平成29年4月1日より施行するものであります。

議案第12号資料でございますが、第1条が条例の趣旨、第2条から第10条まではいじめ問題対策連絡協議会に関する規定、第11条から第14条がいじめ問題対策会議に関する規定、第15条から第23条までがいじめ問題調査委員会に関する規定になってございます。資料の別紙がいじめ防止対策推進法に定める組織であります。地方公共団体が設置する組織、学校が設置する組織、さらには重大事態が起きた場合、学校を設置した地方公共団体が調査組織を設置するものであります。

なお、現在いじめ問題につきましては、本町ではございませんが、今後何かあった場合にすぐに対応できるよう条例を整備するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（吉田数博君）** 日程第11、議案第13号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第13号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成29年4月より本庁舎機能の回復強化に伴い、掲示場の所在について二本松事務所から本庁へ移行するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくお願ひいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第12、議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、特別職で非常勤のものの報酬の改正を行うため、所要の改正をするものであります。

詳細については、生活支援課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） ご説明を申し上げます。

議案第14号資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。別表中、浪江町復興支援員（県外避難者のきずなづくりに従事する者）報酬月額15万円を報酬月額16万円に改めるものでございます。改正理由といたしましては、記載のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、議案資料により説明申し上げます。

主な改正の内容でございますが、一つ目が介護休暇の分割、二つ目が介護時間の新設、三つ目が育児休業等に係る子の範囲の拡大等でございます。

施行期日は、平成29年4月1日から施行となります。

新旧対照表により説明いたします。本則第8条の3、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務中、その子につきまして民法の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求したものであって、当該職員が現に看護するもの。さらに、児童福祉法の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの、その他これらに準ずるものとして規則で定めるものを含むなど、育児休業等に係る子の範囲を拡大するものでございます。

次に、第11条、休暇の種類においては、介護時間を追加するものでございます。

次に、第15条、介護休暇においては、改正前は対象者を配偶者と



各々規定していたものを総称しまして要介護者としたこと。さらに、第2項において介護休暇の期間を介護を必要とする1の継続する状態ごとに連続する6月の期間としていたものを、改正では継続する状態ごとに3回を超えずかつ通算して6月を超えない範囲で指定する期間を指定期間とし、第1項に追加してございます。第2項では、介護休暇の必要と認められる期間を第1項の指定期間とするものでございます。

3ページに入りまして、第15条の2、介護時間は新設となります。介護時間は職員が要介護者の介護をするため要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。第2項、介護の時間の時間は前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。第3項、介護時間については、給与条例第13条第1項の規定に関わらず、その勤務をしない1時間につき同条例第17条に規定する勤務時間当たりの給与額を減額するとするものでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 次に、日程第14、議案第16号 職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第16号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、震災に伴い支給停止となっていた職員の日当について、震災以前の制度に戻すこと等所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 同じく、議案資料により説明申し上げます。

改正の内容につきましては、一つ目が震災以降役場機能が二本松市となったことから、県内の日当支給を特例で停止していたものを従前のおり支給するもの。二つ目が派遣職員の帰任旅費について、支給根拠を明確化するものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日から施行となります。

新旧対照表により説明いたします。まず、本則第3条に第4項を新設するもので、第4項、第1項及び前項に該当する場合を除くほか他に特別の定めがある場合、その他町費を支弁して旅行させる必要がある場合には旅費を支給するとするもので、今回の派遣職員の

帰任旅費支給について新たに追加するものでございます。

次の第4項及び裏面に入りまして第5項につきましては、第4項新設によりそれぞれ第5項、第6項へ繰り下げとなります。

次に、附則第3項、当分の間、第16条の規定にかかわらず日当は県内の地域における旅行については支給しない、これを第16条第2項に規定する日当は支給しないとするものでございます。職員等の旅費に関する条例第16条は、旅行いわゆる出張における日当の支給についての規定でございますが、震災後県内地域における旅行については支給しないとしておりましたが、今回の本庁への役場機能移転に伴いまして、従前どおり支給するものでございます。

なお、この支給における適用条文は第1項でございます。また、改正の第16条第2項に規定する日当は支給しないにつきましては、こちらにつきましては定額の2分の1の支給に係る規定でございます。鉄道及び陸路の路程が100キロメートル未満の旅行について規定したもので、こちらにつきましては引き続き支給しないとするものでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（吉田数博君）** 日程第15、議案第17号 浪江町税条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第17号 浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、町民税務課長。

**○町民税務課長（武隈吉美君）** ご説明いたします。

本案は、平成28年度の社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が、国会において平成28年11月18日可決成立し、同法律及び関係法令が同月28日に公布され、同日から施行されたことにより浪江町税条例の一部を改正するものでございます。

附則第7条の3の2は個人の町民税の住宅借入金等特別控除についてその対象となる家屋の居住年の期限を平成33年まで延長するとしたものでございます。

附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長をするものでございます。この第16条につきましては、環境性能に応じて75

%、50%、25%を減税する規定となっております。

附則になりますが、附則第1条の施行期日につきまして、公布の日から施行いたします。ただし、軽自動車税につきましては、平成29年4月1日から施行します。

第2条については、軽自動車税に関する経過措置について規定しております。

第3条については、平成28年3月に公布しました浪江町税条例の一部を改正する条例の一部改正を行うものでございます。

附則の概要につきましては、平成29年4月1日から施行のものを平成31年10月1日に延期するものでございます。

なお、そのほかについても資料17号にまとめてございますので、よろしく申し上げます。

**○議長（吉田数博君）** 日程第16、議案第18号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第18号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてをご説明いたします。

本案は、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、固定資産税の課税免除について、平成33年3月31日まで延長するものであります。

よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第17、議案第19号 浪江町介護保険条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第19号 浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、介護福祉課長。

**○介護福祉課長（佐藤祐一君）** 資料により説明をさせていただきます。

改正の趣旨といたしましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険第1号被保険者の保険料段階の判定に際し、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期

譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いるため所要の改正をしようとするものです。

改正の内容といたしましては、浪江町介護保険条例の附則に第8条を追加し、第1段階から第9段階までの第1号被保険者の区分に応じそれぞれに保険料率等の特例を定めます。

施行期日は、平成29年4月1日となります。

新旧対照表といたしましては、附則に第8条を追加し第1段階から第9段階までの第1号被保険者の区分に応じそれぞれに保険料率等の特例を定めます。10ページの表のとおりとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第18、議案第20号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第20号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、介護保険法第78条の4の規定に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたため、所要の改正をするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 介護福祉課長。

**○介護福祉課長（佐藤祐一君）** 議案第20号資料に基づいてご説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、地方分権一括法の施行により小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行となり、上位法令の介護保険法第78条の4の規定に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたため、所要の改正をするものでございます。

主な内容といたしましては、現条例第3章の次に地域密着型通所介護に関する基準について追加制定をされました。第3章の2、第1節基本方針、第2節人員に関する基準、第3節設備に関する基準、第4節運営に関する基準、第5節指定療養型通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準。

また、第67条、第68条、第72条、第74条から第78条が削除となったのは、地域密着型通所介護の中に同様の規定があるためでございます。

現条例第9章、複合型サービスは既に上位法において名称が変更され、看護小規模多機能型居宅介護となっていることにあわせて変更しております。

その他細部の改正については、上位法の改正にあわせて行っております。

施行期日においては、公布の日から施行するというところでございます。

新旧対照表によって説明をさせていただきます。2ページをお開きください。まず、目次において第3章の2、地域密着型通所介護を新設です。

4ページをお開きください。第9章は指定複合型サービス事業所の名称が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に変更になったことによるものでございます。

5ページをお開きください。同様に第6条の5項第8号についても同じ理由でございます。

6ページをお開きください。第3章の2、地域密着型通所介護を新設になります。第59条の2は、その基本方針が記載されております。

6ページから8ページについては、第2節人員に関する基準を記載してございます。第59条の3は、従業員の員数について規定してございます。

9ページをお開きください。第59条の4は、管理者について規定してございます。第3節は、設備に関する基準を規定しております。第59条の5は、設備及び備品等を規定しております。

ページ10から11ページにかけてですが、第4節は運営に関する基準を記載しております。第59条の6は、心身の状況等の把握について記載しております。

ページ12ページをお開きください。第59条の8は、指定地域密着型通所介護の基本方針について記してあります。第59条の9は、その具体的取扱方針について記載してございます。

ページ13ページについてですが、第59条の10は、地域密着型通所介護計画の作成について規定してございます。

14ページをお開きください。第59条の11は、管理者の責務について規定しております。第59条の12は、運営規定について規定しております。

15ページにまいりまして、第59条の13は、勤務体制の確保について規定してございます。第59条の14は、定員の順守について規定しております。第59条の16は、衛生の管理等について規定してござい

す。

ページ17にまいりまして、第59条の18は、事故発生時の対応について規定しております。第59条の19は、記録の整備について規定しております。

18ページにまいりまして、第59条の20は、その準用について規定してございます。

第5節は、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準でございまして、第59条の21は、この節の趣旨を規定してございます。第59条の22は、基本方針を規定しています。

19ページにまいりまして、第2款は人員に関する基準を規定しております。第59条の23は、従業者の員数でございます。

ページ20にまいりまして、第3款は設備に関する基準を規定してございます。第4款は、運営に関するに基準を規定しております。

ページ21にまいりまして、第59条の27は、内容及び手続きの説明及び同意を規定してございます。

ページ22にいきまして、第59条の30は、指定療養通所介護の具体的取扱方針を規定しております。

ページ23にまいりまして、第59条の31は、療養通所介護計画の作成を規定してございます。

24ページにまいりまして、第59条の33は、管理者の責務を規定しております。

25ページにまいりまして、第59条の34は、運営規定を規定してございます。

26ページにまいりまして、第59条の36は、安全サービス提供管理委員会の設定を規定してございます。

以上が新たに地域密着型通所介護事業の規定を設けたものでございます。

次に、ページ27にまいりまして、第4章 認知症対応型通所介護につきましましては、ただいま新設の説明を申し上げました地域密着型通所介護の基準と同様の規定だった条文について削除しております。削除しておりますのは、27ページの第67条及び第68条、29ページの第72条、30ページの第74条から第78条まででございます。

同様にページ32からの第5章 小規模多機能型居宅介護におきまして、ページ33第105条も同様の理由で削除してございます。

続きまして、ページ32から最後の54ページまででございますが、サービスの名称の変更に伴う修正でございます。これまで複合型サービス事業所と規定されておりました訪問看護と小規模多機能型居宅介護につきまして、看護小規模多機能型居宅介護と名称が変更と

なったことに伴うものでございます。名称の変更に伴う修正につきましては、ページ32の第82条第7項、ページ36の第110条第4項、第7項、第111条、ページ38の第130条第9項、第10項、第131条、ページ40の第151条第13項、ページ41の第15項、第16項、さらにページ43以降の第9章につきましてはすべてでございます。

以上ただいまご説明申し上げましたほかに介護保険法に地域密着型通所介護が挿入されたことによる参照条文の項の修正など若干細かい修正をしておりますが、国の基準の変更にあわせて変更したものでございます。

説明は以上でございます。

**○議長（吉田数博君）** 日程第19、議案第21号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第21号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町内において、火災対応をはじめとする防災力の向上を図る目的で、団員資格の拡大を図るとともに、新たな分団として機能別分団を新設するものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、帰町準備室長。

**○帰町準備室長（鈴木政己君）** それでは、議案第21号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

浪江町消防団設置等に関する条例新旧対照表をご覧ください。

改正の内容としまして、初めに第4条第2項2関係では、次のように改めます。2. 消防団員は次のいずれかに該当するものでなければならない。(1) 浪江町に居住する年齢満18歳以上のもの。(2) 浪江町に勤務する年齢満18歳以上のもの。(3) 前2号以外のもののうち任命権者が特に認めたものいたします。

次に、別表1関係では、機能別分団を第7分団として新設します。

次に、施行期日としまして、この条例は平成29年4月1日から施行いたします。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第20、議案第22号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第22号 浪江町水道事業の設置等に関する

条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成29年4月より事務機構の再編に伴い、所管部署名がふるさと再生課から住宅水道課へ変更となるため、所要の改正を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第21、議案第23号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第23号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成29年4月より事務機構の再編に伴い、所管部署名がふるさと再生課から住宅水道課へ変更となるため、所要の改正を行うものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第22、議案第24号 字の区域の変更について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第24号 字の区域の変更についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地造成工事に伴い、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご説明申し上げます。

本案は、浪江町が整備している幾世橋住宅団地整備工事に伴い、造成工事内に存在する3字、幾世橋字来福寺西、来福寺東、長田東を一つの字にまとめることで今後の住宅団地に入居する住民の利便性の向上を図るものでございます。

変更される字でございますが、議案第24号別紙の変更調書をご覧ください。幾世橋字来福寺東5番、及び長田東114番を幾世橋字来福寺西に編入するものでございます。

議案第24号資料を添付しております。資料の1枚目が、幾世橋住宅団地整備工事の位置図になります。資料の2枚目が、変更の明細図でありまして、幾世橋住宅団地の東端となりますが、凡例で記載のとおり黒の破線で表示されている字界を赤の実線で表示される字



界に変更し、幾世橋住宅団地整備エリアをすべて字来福寺西とするものでございます。

議案に戻りまして、当該字の区域の変更は、地方自治法第260条第2項の規定による告示の日から施行するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第23、議案第25号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第25号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、一時宿泊所であるホテルなみえの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） それでは、議案第25号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定について内容の説明をさせていただきます。

提案理由としまして、浪江町帰還支援一時宿泊所の指定管理者を指定するものでございまして、1. 管理を行わせる公の施設の名称・位置としましては、名称、浪江町帰還支援一時宿泊所、位置、浪江町大字権現堂字新町18番地。

2. 指定管理者となる団体等の名称及び住所としましては、団体、キョウワプロテック株式会社、住所、福島県福島市五月町3番25。

3. 指定期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとなります。

また、指定管理者の選定に関しましては、別紙議案第25号資料のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第24、議案第26号 工事請負契約の締結について、浪江町共同調理場新築工事（建築）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第26号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江町共同調理場新築工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札により落札者となった

泉田・ニーズ特定建設工事共同企業体代表 株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育委員会事務局教育次長に説明させます。

○議長（吉田敦博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） それでは、ご説明申し上げます。

まず、契約の目的ですが、浪江町共同調理場新築工事（建築）でございます。

施工箇所は、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内になります。

契約の方法は、制限付一般競争入札です。

契約金額は、1億3500万円。（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額につきましては、1000万円であります。）

契約の相手方でございますが、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、泉田・ニーズ特定建設工事共同企業体代表 株式会社泉田組 代表取締役社長 泉田征慶であります。

工期につきましては、議会での議決を受けた日から平成29年10月31日までとしております。

次に、議案第26号資料をお開きください。1枚目が全体の配置図でございます。現在改修中の浪江東中学校技術室等の後ろになります。工事等の概要につきましては、図面右側に載せてございますが、構造規模につきましては、RC造り、平屋建て、延床面積は247.82平米でございます。供給可能食数は、1日当たり最大で300食です。厨房管理方式は、床に水を流さずに乾いた状態で調理や洗浄作業を行うドライシステム方式であります。アレルギー対策や放射線対策としての機器も設置予定でございます。災害時での炊き出しにも対応できるものとなっております。

資料2枚目が平面詳細図、資料3枚目が立面図となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敦博君） 日程第25、議案第27号 売買契約の締結について、災害公営住宅幾世橋地区第1期について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第27号 売買契約の締結についてご説明いたします。

本案は、幾世橋地区に整備している災害公営住宅について、浪江町買取型災害公営住宅整備事業基本協定書に基づき、売買契約を締

結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。

契約の目的は、浪江町買取型災害公営住宅整備事業幾世橋地区第1期22戸の売買契約でございます。

設置場所は、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約。

契約金額は、4億6678万4640円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額3457万6640円。）

契約の相手方は、宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6の1、積水ハウス株式会社仙台支店 支店長 麻川 豊並びに浪江町大字権現堂字上続町18の2、双葉不動産建設株式会社 代表取締役 石田 慎一。

引渡期限は、平成29年6月29日であります。

次に、議案資料をご覧いただきたいと思います。資料1につきましては、住宅の配置図になってございます。2LDKが14戸、3LDKが8戸となっております。住宅の配置につきましては、敷地にあわせ出入りが南または北となっている住宅は18戸、東または西となっている住宅が4戸でございます。いずれもリビング南側にウッドデッキを設置する予定でございます。

資料2につきましては、2LDK、3LDKそれぞれの基本的な間取りと概観イメージでございます。住宅の延べ面積は、2LDKが約74㎡、3LDKが約84㎡となっております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第26、議案第28号 委託に関する変更協定の締結について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第28号 委託に関する変更協定の締結についてご説明いたします。

本案は、公共下水道管渠災害復旧に係る建設工事委託に関する協定について、変更協定を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。

1. 件名、浪江町公共下水道管渠施設の災害復旧に係る建設工事委託に関する協定。

2. 施工箇所、浪江町大字権現堂地内。

3. 契約の方法、随意契約。

4. 契約金額、変更前5億9500万円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額4407万4074円。）

変更後、3億7040万円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額2743万7037円。）

5. 契約の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団理事長 辻原俊博氏。

6. 工期、平成27年9月16日から平成29年3月31日まで。

資料をご覧ください。理由書です。主なものは、復旧延長の変更による減額、家屋調査費の減額、安全費の減額、諸経費の減額、入札の請差による減額、管理諸費の減額であります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第27、議案第29号 工事請負契約の変更について、幾世橋住宅団地（第1期工区）造成工事について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第29号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事について、工事請負契約の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それではご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

契約の目的は、幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事でございます。

施工場所は、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額につきしては、変更前1億8792万円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1392万円。）

変更後1億9423万5840円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1438万7840円。）

契約の相手方は、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

工期は、平成28年7月29日から平成29年3月17日であります。

次に、議案資料理由書をご覧いただきたいと思います。

変更内容でございますが、まず排水構造物工につきましては、当初県認定エコ製品でありますMV側溝により設計いたしておりましたが、震災後の需要の急増により調達が間に合わないため従来使用している勾配調整側溝を使用するためでございます。

次に舗装工につきましては、県の設計基準に従い碎石に再生材の使用を予定してございましたが、こちらについても震災後の需要の急増により調達が間に合わないため新材を使用するためでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第28、議案第30号 土地の取得について。提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第30号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** まちづくり整備課長。

**○まちづくり整備課長（安倍 靖君）** それでは、ご説明いたします。議案書をご覧いただきたいと思います。

取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり、浪江町大字中浜字西原71番1ほか6筆、面積合計5286.97㎡、取得予定価格は1160万5225円、取得の相手方は福島県いわき市郷ヶ丘四丁目23番地の11、蜂須賀仁でございます。

なお、別紙資料といたしまして土地所得予定箇所を表示した位置図と裏面に現在までの買取状況一覧をつけてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

**○議長（吉田数博君）** ここで3時5分まで休憩をいたします。  
(午後 2時49分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時05分）

○議長（吉田数博君） 日程第29、議案第31号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第8号）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第31号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ69億3026万円を減額し、予算総額を230億3706万6000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、議案第31号 一般会計補正予算の内容について説明申し上げます。

今回の補正予算については、総額で69億3026万円の減額補正となっております。3月補正であるため大半が各事業の実績見込みや委託料、工事費等の契約請差の減額、その他事業費の確定による不用額の減額となったものでございますが、専決予算とならないよう可能な限り補正予算として計上したものでございます。

予算項目がかなりの項目になりますので、申し訳ございませんが、補正額の大きいものについて事項別明細書により説明申し上げます。

まず、11ページをお開きください。11ページ、款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金7436万2000円の増。その下段、款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税11億2264万6000円の増。いずれも実績見込みによるものでございます。

なお、地方交付税のうち普通地方交付税は359万円の減、特別地方交付税は対象事業の確定によりまして11億2623万6000円の増を見込んでおります。

次に、12ページをご覧ください。12ページ、款13 国庫支出金、下段でございますが、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金18億5912万9000円の減でございます。主なものは、節1 総務費国庫補助金、福島再生加速化交付金の減額でございます。これは、交付金対象事業の事業計画を見直し、平成29年の事業に振り替えたこと等により18億5638万3000円の減となっております。

次に、目2 民生費国庫補助金5794万2000円の減は、一部が県補助金に振り替わったほか実績見込み等による被災者支援総合交付金の減額となっております。

次に、最下段、目3 災害復旧費国庫補助金8480万2000円の減ですが、主なものとして節1 公共土木施設災害復旧費国庫補助金の実績見込みにより6893万2000円の減となっております。

13ページに移りまして、目5 土木費国庫補助金6048万4000円の減でございますが、社会資本整備総合交付金の実績見込み等による減となっております。

次に、その下、目6 商工費国庫補助金1億2699万2000円の減については、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を減額するものですが、これは交流情報発信拠点整備に係る財源でございます。まして、平成29年度事業へ振り替えるものでございます。

一番下の最下段、款13国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金4億6729万3000円の減につきましては、節3 原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金が2億1138万4000円の減となっております。防犯管理業務委託料など15事業分の実績見込みによる減となっております。

続いて14ページに移りまして、節4 福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2億5589万7000円の減につきましては、いこいの村なみえ修繕工事など3事業分の実績及び平成29年度事業への振り替えに伴う減となっております。

次に、款14県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金7594万5000円の減につきましては、主なものとして節4でございますが、災害救助費等県補助金6562万5000円の減で災害弔慰金6375万円の減などが実績見込みより減じているものでございます。

最下段、目4 土木費県負担金2億8363万7000円の減につきましては、被災排水機場撤去事業の事業確定に伴う県負担金の減となっております。

15ページに移りまして、款14県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金10億3930万3000円の減につきましては、主なものとして節2であります。この交付金は交流情報発信拠点整備の財源となります。平成29年度事業へ振り替えたことによる交付金の減となっております。

次に、目2 民生費県補助金2233万4000円の増の主なものは、節4でございます。被災者支援総合交付金が2946万6000円の増となっております。これは、対象事業5事業分が国庫より県補助金に振り

替えとなったものでございます。

次に、目4労働費県補助金3109万6000円の減につきましては、緊急雇用創出事業費の減でございます。実績見込み及び被災者支援総合交付金への振り替えによるものとなっております。

次に、目5農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金が4億3482万8000円の減でございます。営農再開支援補助金が4億2090万円、多面的機能支払交付金が1392万8000円、いずれも実績見込みによる減となっております。

次に、目6教育費県補助金、節1教育費県補助金1090万7000円の減につきましては、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の実績見込みによるものでございます。

16ページをおめくりください。款14県支出金、項2県補助金、目11商工費県補助金4235万1000円の減につきましては、主なものとして節2福島県事業再開帰還促進事業補助金が4014万円の減でございます。実績見込みによるものでございます。

最下段、款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧復興基金繰入金12億6684万4000円の減につきましては、町内再開事業者光熱費補助など29の事業の実績見込みや平成29年度事業への振り替えにより繰入金が減となっております。

17ページに入りまして、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金3億8606万7000円の減につきましては、水産共同利用施設整備事業など5事業の実績見込みや平成29年度事業への振り替えにより繰入金が減額となっております。

次に、目9浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金16億8522万8000円の減につきましては、災害公営住宅整備事業など6事業分の実績見込みや平成29年度事業への振り替えにより繰入金が減となっております。

続きまして、18ページをおめくりください。歳入の最後ですが、款20町債、項1町債、目1臨時財政対策債については、起債の発行を控えたため2億3214万2000円の減となっております。

19ページからは歳出の説明でございます。下段ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3764万7000円の減につきましては、主に節14使用料及び賃借料が2114万円の減、職員宿舍施設などの借上げ事業の実績見込みによる減となっております。

次に、節19負担金補助及び交付金1700万円の減につきましては、派遣職員負担金の実績見込みによるものでございます。

20ページに移りまして、節12役務費の通信運搬費1025万1000円を減額しております。また、節13委託料につきましては、廃棄機密文



書搬出委託料やきずな再生支援システム委託料を事業実績見込みにより1297万1000円減額しております。

次に、中段、目5財産管理費2億円の増となっておりますが、節25積立金を増額しております。今後想定される本庁舎の大規模修繕に備え余剰財源を公共用施設維持基金に積立てするものでございます。

次に、一番下の段、目8企画費18億400万1000円の減につきましては、主に節12役務費、通信運搬費が1015万円の減額、委託料が1838万5000円の減でございますが、封入作業委託料、復興推進支援業務委託料などの委託料を事業の実績見込みにより減額するものでございます。

21ページに移りまして、節25積立金17億7141万8000円の減でございますが、主なものとして浪江町帰還環境整備交付金基金積立金が5事業実績見込みや、平成29年度事業へ振り替えにより17億6704万5000円減額するものでございます。

次に、最下段、目9情報管理費3733万5000円の減につきましては、節13委託料が2559万4000円の減、情報セキュリティ強化業務委託料、22ページに移りまして資産管理システム保守委託料、また社会保障関係システム改修委託料など情報管理関係の委託料の事業実績見込みによるものでございます。

下段ですが、目11財政調整基金5億円の増でございます。節25積立金の増で余剰財源を財政調整基金に積立てするものでございます。

次に、目12減債基金費1億円の増についても、余剰財源を減債基金に積立てするものでございます。

とびまして、25ページをおめくりください。25ページ、節3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費8608万5000円の増でございますが、主なものとして26ページをおめくりください。26ページの節25積立金が1億円の増で余剰財源を地域振興基金に5000万円、地域福祉基金に5000万円積立てするものでございます。

次に、目2老人福祉費5148万6000円の減につきましては、主なものとして節13委託料3062万5000円の減、これにつきましては復興公営住宅等同時期の開設となるためサポートセンター運営管理委託料が発生しなかったこと等によるものでございます。

また、節28繰出金が1904万1000円の減でございますが、介護保険事業特別会計の実績見込みによるものでございます。

続いて28ページに移りまして、款3民生費、項3災害救助費、目1生活支援事業費4064万5000円の減につきましては、主なものとし

て節13委託料が1260万3000円の減、連絡帳用データ作成業務委託料や復興支援員の中間支援組織委託料の事業実績見込みによる減となっております。

29ページに移りまして、款3民生費、項3災害救助費、目4災害救助救援対策費7600万円の減につきましては、主なものとして節20扶助費7250万円の減、これは災害弔慰金7000万円の減などが主なものとなっております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億3059万6000円の減につきましては、節28繰出金の減でございまして、国民健康保険直営診療施設事業特別会計への繰出しの減となっております。

次に、目3環境衛生費4056万5000円の減につきましては、主に節19負担金補助及び交付金2786万3000円の減、これは下水道等の復旧により事業再開向け浄化槽設置補助金の需要がなかったことから減額するものでございます。

30ページに移りまして、目7除染対策費1987万4000円の減でございしますが、主なものとして節13委託料が1758万円の減、これはガンマカメラ測定業務委託料の事業実績見込みによるものでございます。

あと、最下段の目9放射線健康管理対策費7658万6000円の減については、主なものとして節11需用費が2550万8000円の減、特に放射能測定機器の修繕料が1910万8000円事業実績見込みにより減となっております。

節13委託料が4830万円の減ですが、主なものとして31ページに移りますが、医師委託料又は電子式線量計保守点検委託料、外部被ばく測定業務委託料など放射線健康管理上の委託料の事業実績見込みによる減となっております。

32ページをおめくりください。款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費2億6954万7000円の増につきましては、節19負担金補助及び交付金の上水道事業補助金の増となります。これは、取水場モニタリングや水質検査事業にかかる財源である福島再生加速化交付金受入れ分を補助するものでございます。

次に、款5労働費、項1労働諸費、目3労働諸費2億6530万円の減につきましては、節13委託料が1530万円の減で、調査測量設計委託料やいこいの村なみえ本館耐震補強実施設計業務委託料などの事業実績見込みによる減となっております。

節15工事請負費2億5000万円の減、これにつきましては、いこいの村なみえの内裝修繕工事等を平成29年度事業に振り替えたため減

額となっております。

33ページに移りますが、款6農林水産業費、項1農業費、目3農地費2298万6000円の減につきましては、主なものが節19負担金補助及び交付金2200万円の減で、多面的機能保全向上活動事業補助金の交付実績見込みによるものでございます。

次に、目5農業集落排水事業費1140万2000円の減につきましては、節28操出金の減で農業集落排水事業特別会計の実績見込みによる操出金の減となっております。

次に、目7地域農業活力再生支援事業4億2310万1000円の減につきましては、主に節19負担金補助及び交付金4億2090万円の減で営農再開支援事業補助金の交付実績見込みによる減となっております。

最下段、目9農業復興総合事業費4513万7000円の減につきましては、カントリーエレベーター整備にかかる費用でございますが、事業全体再検討のため目全額を減額したのとなっております。

34ページをおめくりください。最下段ですが、款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産振興費1億2934万6000円の減につきましては、主なものとして13委託料が調査測量設計委託料8400万円の減、節15工事請負費が給水管設置工事4137万6000円の減となっており、いずれも平成29年度事業へ振り替えたことによるものでございます。

35ページに移りまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費1億148万5000円の減につきましては、主なものとして節14使用料及び賃借料2121万3000円の減で、仮設商業施設の重機設備借上料2100万円の減等実績見込みによるものとなっております。

また、節19負担金補助及び交付金が町内再開事業者等光熱費等補助金の交付実績見込みにより7500万円の減となっております。

次に、目6交流情報発信拠点施設整備事業12億5035万円の減につきましては、節13委託料、調査測量設計委託料3435万円の減。節17公有財産購入費3億7600万円の減。節22補償補填及び賠償金が物件移転補償費8億4000万円の減となっておりますが、用地取得費等を減額したものでございます。

次に、目7企業誘致促進費2億5256万7000円の減につきましては、主なものとして13委託料が産業団地基本設計業務委託料、発注者支援業務委託料、解体設計業務委託料などの事業実績見込みにより、7229万1000円の減額となっております。

36ページに移りますが、節17公有財産購入費が事業実績見込みにより1億8000万円の減となっております。

次に、目 8 事業再開帰還促進事業費 3932万2000円の減につきましては、主なものとして節19負担金補助及び交付金が帰還時必要物品等にかかる割引実施事業補助金の交付実績見込みにより 3894万円減額となっております。

最下段でございますが、款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費 3888万6000円の減につきましては、節13委託料が主に町道維持管理業務委託料等の事業実績見込みにより 3888万6000円減額となっております。

次に、目 3 道路新設改良費 1 億3101万3000円の減につきましては、主なものとして37ページに移りますが、節17公有財産購入費が事業実績見込みにより 2436万3000円の減。節19負担金補助及び交付金が常磐線酒田跨線橋改良負担金の事業実績見込みにより 1 億80万6000円の減額となっております。

次に、款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 2 公共下水道事業費 3088万9000円の減につきましては、節28繰出金が公共下水道事業特別会計の実績見込みによるものでございます。

次に、最下段の目 5 防災集団移転促進事業費 6 億2810万8000円の減につきましては、主なものとして節13委託料が調査測量設計委託料、登記委託料、また38ページに移りますが、発注者支援業務委託料、埋蔵文化財本格調査業務委託料など各委託料の実績見込みにより 9907万1000円の減額となっております。

また、節17公有財産購入費が実績見込みにより 2 億7517万8000円の減。節19負担金補助及び交付金が浪江町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 3500万円の減、浪江町被災住宅再建補助金 2 億1000万円の減、計 2 億4500万円の減でございます、補助金の交付実績見込みによるものとなっております。

最下段、款 8 土木費、項 5 住宅費、目 2 復興公営住宅費 16億2288万円の減につきましては、節17公有財産購入費の減でございます、災害公営住宅の幾世橋住宅団地第 2 期の住宅整備費分を平成29年度事業へ振り替えするものでございます。

39ページに移りまして、款 9 消防費、項 1 消防費、目 4 防災対策費、下段でございますが 1 億5062万3000円の減、主なものとして節 7 賃金が臨時職員の雇用実績見込みにより 1341万8000円の減。節13委託料が防災行政無線保守委託料等、あと40ページに移りまして主なものとして浪江町防犯業務委託料、また防火帯整備業務委託料、これら防災対策事業にかかる各委託料の実績見込みによりまして、9423万7000円減でございます。

40ページの節14使用料及び賃借料、これについては防災行政無線

戸別受信機賃借料1134万円の減、防犯カメラシステム賃借料2386万円の減、合計で3520万円の減、いずれも事業実績見込みによる減となっております。

次に、42ページをおめくりください。42ページの中段、款10教育費、項4幼稚園費、目2幼稚園振興費1800万円の減につきましては、節19負担金補助及び交付金が幼稚園就園奨励費の交付実績見込みによる減額となっております。

43ページに移りまして最下段でございますが、項5社会教育総務費の目4文化財保護費1142万6000円の減につきましては、主なものとして節13委託料、文化財基本方針策定業務委託料967万6000円の減など実績見込みによる減額となっております。

46ページ最後のページになりますが、おめくりください。款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費1億229万9000円の減につきましては、主なものとして節15工事請負費1億379万円の減でありまして、災害復旧工事の事業実績見込みによるものでございます。

次に、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設等災害復旧費2億9463万7000円の減につきましては、農業用施設等災害復旧工事や被災排水機場撤去工事の事業実績見込みによる減となっております。

最後に、款14予備費については5225万円の減でございます。

7ページにお戻りください。7ページ、第2表繰越明許費補正でございます。翌年度に繰越すこととなる事業の追加として、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、通知カード個人番号カード交付事業146万8000円については、財源となっている県補助金の繰越しに伴い翌年度に繰越すものでございます。

次に、款8土木費、項4都市計画費、効果促進事業2718万円につきましては、福島再生賃貸住宅整備事業や幾世橋住宅団地整備事業にかかる発注者支援業務等について整備事業同様次年度に及ぶこととなることから翌年度に繰越すものでございます。

次に、款9消防費、項1消防費、福島県総合情報通信ネットワーク移設事業1064万6000円については、組織見直しに伴う本庁舎配置確定後移設となるため翌年度に繰越すものでございます。

次に、款11災害復旧事業費、項1公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業1750万円につきましては、鳥喰・後畑線の調査測量設計委託業務について関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が困難となることから翌年度に繰越すものでございます。

次に、繰越明許費補正の変更でございますが、まず款8土木費、

項 4 都市計画費、道路事業 1 億 5036 万 9000 円から 1 億 660 万 3000 円増額しまして 2 億 5697 万 2000 円に変更するものですが、道路法線の変更と計画見直しにより年度内完了が困難となり、道路事業にかかる委託費を翌年度に繰越すものでございます。

次に、款 8 土木費、項 5 住宅費、福島再生賃貸住宅整備事業 18 億 766 万 5000 円を 107 万円増額しまして 18 億 873 万 5000 円に変更するものでございますが、完成後の検査手数料を翌年度に繰越すものでございます。

三つ目として、款 8 土木費、項 5 住宅費、災害公営住宅整備事業 幾世橋地区 35 億 628 万 3000 円を 16 億 2288 万円減額しまして、18 億 8340 万 3000 円に変更するものでございますが、歳出予算で説明のとおり幾世橋住宅団地の第 2 期工事を平成 29 年度事業に振り替えるため繰越額を減額するものでございます。

8 ページに移りまして、第 3 表地方債補正でございますが、起債につきましても、臨時財政対策債、限度額 2 億 3214 万 2000 円、利率年 3 % 以内、償還の方法 20 年以内で設定していたところでございますが、平成 28 年度においても起債の発行を控え廃止するものでございます。

次に、議案資料をご覧ください。補正予算による基金の運用状況でございますが、まず 1 の財政調整基金については、歳出で 5 億円を積立て補正後の残高は 17 億 3847 万 9000 円。2 の減災基金につきましても、歳出で 1 億円を積立て補正後の残高が 5 億 95 万 1000 円。3 の地域振興基金は歳出で 5000 万円積立て補正後の残高は 6 億 724 万 1000 円。4 の地域福祉基金は歳出で 5000 万円積立て補正後の残高は 6 億 4624 万 2000 円。5 の公共用施設維持基金につきましても、歳出で 2 億円積立て補正後の残高は 4 億 5901 万 2000 円。6 の浪江町復旧復興基金は歳入で 12 億 6684 万 4000 円取崩額を減額し、補正後の残高は 74 億 222 万 8000 円。7 の東日本大震災復興交付金基金は、歳入で 3 億 8606 万 7000 円取崩額を減額、歳出で 437 万 3000 円積立額を減額し、補正後の残高は 18 億 6247 万 6000 円。8 の浪江町帰還環境整備交付金基金は歳入で 16 億 8522 万 8000 円取崩額を減額、歳出で 17 億 6704 万 5000 円積立額を減額し、補正後の残高は 3 億 7610 万 5000 円。9 の森林環境交付金基金は、歳出で 114 万 6000 円積立て補正後の残高は 238 万 8000 円となります。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（吉田数博君）** 日程第 30、議案第 32 号 平成 28 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第32号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億70万6000円を追加し、予算総額を57億4531万1000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。初めに歳入についてご説明を申し上げます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金1788万8000円の減、これは療養給付費等負担金の交付見込みによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金5億404万3000円の増及び目2災害臨時特例補助金5億3461万9000円の減、これは補助率の変更等により組み替えをするものでございます。

7ページをお開きください。款4療養給付費等交付金、項1目1療養給付費等交付金2038万6000円の減、これは退職者医療制度に係るもので社会保険診療報酬支払基金からの変更決定通知に基づき減額するものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金、項1目1前期高齢者交付金527万5000円の減、これも社会保険診療報酬支払基金からの交付額の確定によるものでございます。

次に、8ページをお開きください。款6県支出金、項2県補助金、目1財政調整交付金3910万円の減、これは普通調整交付金の交付見込みによるものでございます。

次に、款7共同事業交付金、項1目1高額医療費共同事業交付金3408万1000円の増及び目2保険財政共同安定化事業交付金1億8851万7000円の増、これは福島県国民健康保険団体連合会からの交付見込みによる増額補正でございます。

次に、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金875万9000円の減、これは保険基盤安定負担金の交付決定通知に基づき保険税軽減分で438万8000円を減額、保険者支援分で437万1000円を減額するものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給

付費4500万円の減、これは給付見込みによるものでございます。

次に、款3後期高齢者支援金、項1目1後期高齢者支援金6937万円の減、これは社会保険診療報酬支払基金へ納付する額の確定によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。款6介護納付金、項1目1介護納付金946万9000円の減、これは社会保険診療報酬支払基金へ納付する額の確定によるものでございます。

次に、款7共同事業拠出金、項1目2保険財政共同安定化事業拠出金1231万8000円の減、これは福島県国民健康保険団体連合会への拠出額の確定見込みにより減額補正するものでございます。

次に、11ページをお開きください。款8保健事業費、項2特定健康審査等事業費、目1特定健康審査費560万円の増、これは検診受診者の増に伴う増額補正でございます。

次に、目2特定保健指導費111万3000円の減、これは本年度の特定保健指導を県にお願いした関係で減額するものでございます。

次に、款11諸支出金、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金448万9000円の増、これは仮設津島診療所の運営に係る国の補金額の確定により増額補正するものでございます。

最後になりますが、款12予備費、項1目1予備費2億2707万4000円の増、これは予算調整に伴う増額補正でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第31、議案第33号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第33号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5417万円を減額し、予算総額を9億9405万1000円とするものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 仮設津島診療所事務長。

**○仮設津島診療所事務長（居村 勲君）** それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。初めに歳入についてご説明を申し上げます。款1診療収入、項1外来収入、目1国民健康保険診療報酬収入660万円の減、目2社会保険診療報酬収入120万円の増、目3後期高齢者診療報酬収入960万円の減、これは本年度収入見込みによ



る増減の補正でございます。

次に、款1項2諸検査等収入、目1諸検査等収入142万円の増、これはインフルエンザ等の予防接種料でございます。

次に、7ページをお開きください。款7県支出金、項1県補助金、目1福島県地域医療復興事業補助金3049万6000円の減、これは診療所建設事業の確定による県補助金の減額補正でございます。

次に、款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億1488万3000円の減、これは運営助成費の減額補正でございます。

次に、目2事業勘定繰入金448万9000円の増、これは国保交付金の額の確定による増額補正でございます。

次に、8ページをお開きください。歳出でございます。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費4867万円の減、主なものは節13委託料200万円の減、これは医師委託料の支出見込みによる減額補正でございます。

次に、節15工事請負費4700万円の減、これは診療所建設事業の完了に伴う減額補正でございます。

次に、款2医業費、項1医業費、目2医療用機械器具費、節18備品購入費1億550万円の減、これは診療所建設事業に伴う医療用備品購入費の不用残の減額補正でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第32、議案第34号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第34号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億1032万1000円を減額し、予算総額を11億5596万3000円とするものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

**○ふるさと再生課長（三瓶徳久君）** 議案によりご説明いたします。

7ページをお開きください。歳入補正予算です。款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金3088万9000円の減、目2基金繰入金3607万1000円の減、いずれも額の確定によるものです。

款6諸収入、項1雑入、目1雑入、賠償金8515万円の増、東京電力からの逸失利益平成27年度及び平成28年度分の賠償金が1億4214万9036円で確定したための補正増であります。

款7国庫支出金、項1国庫支出金、目1災害復旧事業費国庫負担金2億2851万1000円の減、額の確定によるものです。

続きまして、8ページをお開きください。歳出補正予算です。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費8515万1000円の増、賠償金の確定に伴う増額であります。

目2下水道建設費、節13委託料440万円の減、額の確定によるものです。

目3下水道維持管理費、節11需用費650万円の減、節13委託料874万7000円の減、節15工事請負費300万円の減、額の確定によるものです。

目4下水道災害復旧費、節9旅費140万円の減、節13委託料2億6060万円の減、節22補償補填及び賠償金9800万円の減、いずれも額の確定によるものです。

4ページをご覧ください。第2表繰越明許費についてご説明いたします。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名、下水道災害復旧事業費、金額5200万円、内容は川添地区の公共下水道災害復旧事業費の平成28年度分の一部を平成29年度分に明許繰越しするものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第33、議案第35号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第35号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ522万円を減額し、予算総額を7761万8000円とするものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

**○ふるさと再生課長（三瓶徳久君）** 6ページをお開きください。歳入補正予算です。款3繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金1140万2000円の減、目2基金繰入金250万円の減、いずれも額の確定によるものです。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入、賠償金868万2000円の増、東京電力からの逸失利益平成27年度及び平成28年度分の賠償金が1918万2462円で確定したための補正増であります。

続きまして、7ページをお開きください。歳出補正予算です。項1農業集落排水事業費、目1農業集落排水総務管理費、節15積立金

868万3000円の増、額の確定に伴う増額であります。目3農業集落排水維持管理費、節11需用費650万1000円の減、節12役務費250万円の減、いずれも額の確定によるものです。

目4農業集落排水災害復旧費、節15工事請負費400万円の減、これも額の確定によるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第34、議案第36号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第36号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2249万1000円を減額し、予算総額を29億1862万円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 議案第36号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。初めに歳入についてご説明申し上げます。款1国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金7238万5000円の増額は介護給付費負担金の交付見込額によるものです。

次に、款1国庫支出金、項2国庫補助金、目3災害臨時特例補助金7159万6000円の減額及び目4調整交付金5576万5000円の増額ですが、これは補助率の変更等により組み替えをするものです。

7 ページに入りまして、款2支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金7202万4000円の減額及び目2地域支援事業支援交付金129万円の減額ですが、第2号被保険者の介護保険料に係るもので社会保険診療報酬支払基金からの変更決定額に基づき減額したものです。

次に、款3県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金2107万2000円の増額は、介護給付費県負担金の交付見込額によるものです。

8 ページに入りまして、款5繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1021万円の減額及び目4その他一般会計繰入金1267万8000円の減額は今回の歳出款1総務費及び款2保険給付費の補正に対応するため減額するものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費860万3000円の減額の主なものは、臨時事務補助員賃金482万9000円の減額で、これは緊急雇用創出基金事業の延長により臨時事務補助員賃金が不用となったため減額するものです。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査費等372万8000円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、10ページに入りまして、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費1944万8000円の減額及び11ページの目2地域密着型介護サービス給付費347万2000円の減額、目3施設介護サービス給付費4452万1000円の減額、目5居宅介護住宅改修費269万円の減額は給付見込みによるものでございます。

12ページに入りまして、款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス費、目1特定入所者介護サービス費516万7000円の減額は給付見込みによるものでございます。

13ページに入りまして、款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防一般高齢者施策390万9000円の減額は、事業の進捗に伴い今後の費用を精査し減額したものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。最後になりますが、款6予備費7751万5000円の増額は、不測の事態に備え予備的経費として確保するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程35、議案第37号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第37号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ315万5000円を減額し、予算総額を6815万4000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 健康保険課長。

**○健康保険課長（居村 勲君）** それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。初めに歳入についてご説明を申し上げます。款2繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定化繰入金の315万5000円の減、これは保険基盤安定繰入金の確定に伴い減額補正するものでございます。

7ページをご覧ください。次に、歳出についてご説明を申し上げます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者広域連合納付金315万5000円の減、これも納付金の確定により減額補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程36、議案第38号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第38号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収支で収入が2億4485万2000円の増額、支出が3702万円の減額、並びに水道事業資本的収支で、収入が2765万円の増額、支出が5147万円の減額の補正をするものであります。

詳細につきましては、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 11ページをお開き願います。収益的収入であります。款1項1営業収益、目1給水収益150万円の増額で、主に除染用水及び再開事業所の水道料金によるものです。

次の目3受託工事収益150万円の減額で、消火栓修繕等受託工事の精算に伴う減額であります。

次の目2営業外収益、目2補助金523万6000円の減額は、事業費の確定によるものです。

次の目4雑収益2億5059万8000円の増額は、東京電力からの賠償金が平成27年度、平成28年度の2年分の支払いがあったための増額であります。

次のページ12ページは、収益的支出です。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費が1625万円の減額、これは事業費の確定による減額であります。

次に、13ページであります。目5減価償却費1830万円の減額、これは事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、項2営業外費用、目3その他営業外費用、雑支出1000万円の増額は消費税決算整理によるものであります。

次に、14ページの資本的収入です。款1水道事業資本的収入、項2工事負担金、目1工事負担金の工事負担金4835万円の増額です。これは、川添樋渡地区の下水道工事に伴う水道管移設補償費分4835万円の増額となっております。

次に、項3補助金、目1補助金が2070万円の減額、これは事業の

確定による減額であります。

次に、資本的支出であります。款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目3排水設備改良費3547万円の減額、これは事業の確定による減額であります。

次の目4機械及び装置費1600万円の減額、こちらも事業の確定による減額となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第37、議案第39号 平成29年度浪江町一般会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第39号 平成29年度浪江町一般会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を268億1200万円と定めるものであります。

前年度に対して55億7200万円、26.2%の増となっております。

歳入予算につきましては、国庫支出金において福島再生加速化交付金43億411万8000円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金19億7744万6000円、東日本大震災復興交付金11億3282万4000円などを計上し、全体で9.2%増の100億6110万3000円となっております。

また、県支出金は、避難地域復興拠点推進交付金7億7824万9000円、営農再開支援補助金6億1245万6000円のほか、被災排水機場撤去事業完了などがあり、全体で9.8%減の25億1366万9000円となっております。

繰入金は、浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金22億1214万4000円、浪江町復旧・復興基金繰入金20億3000万円などを計上し、全体で27.9%増の74億8158万1000円となっております。

歳出につきましては、「町内生活環境の充実」と「町民の皆様とのつながりの維持」、双方の実現に向けて、これまで検討を進めてきました各種計画の具体化に重点をおいた予算編成といたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費につきましては、人件費において復興業務に従事する任期付職員の増、扶助費において災害弔慰金及び児童手当の減などがあり、全体で2.1%増の29億6874万円となっております。

投資的経費では、水産加工団地や産業団地などの産業関連施設整備事業40億2018万2000円、幾世橋地区における災害公営住宅整備等の住宅関連事業17億9602万4000円のほか、交流・情報発信拠点整備

事業などの補助事業で94億2898万3000円の計上となっております。

また、単独事業としましては、町内小中学校整備に向けた備品購入、地区集会施設の修築等に対する補助など、1億4747万3000円の計上、災害復旧事業費においては、道路及び橋梁、農業用施設など8億7963万2000円を計上し、投資的経費全体では13.5%増の104億9398万8000円となっております。

その他の経費につきましては、道路や河川の環境維持のための除草費6億8180万7000円、ガンマカメラによる放射線量測定事業2億5436万9000円、町内外での高齢者サポートセンター開設事業1億3360万4000円、スマートコミュニティ導入事業7234万円、有害鳥獣駆除事業4406万円などにより全体で46.9%増の133億4927万2000円となっております。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、平成29年度一般会計特別会計歳入歳出予算資料によりご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。初めに平成29年度一般会計当初予算の歳入の構成の主なものについてご説明申し上げます。

まず、町税でございますが、予算額が2億9513万3000円で、個人町民税、固定資産税の減免の継続により前年度同程度を見込んでおります。

次に中段、地方交付税が52億4072万円、対前年度比7億6870万円、17.2%の増でございます。内訳は普通交付税が18億8558万6000円、特別交付税が33億5513万4000円を見込んでおります。なお、特別交付税には、交付対象事業の増により震災復興特別交付税を含んでおります。

次に、国庫支出金が100億6110万3000円、対前年度比8億4656万5000円、9.2%の増でございます。福島再生加速化交付金、東日本大震災復興交付金、土木農業施設災害復旧事業補助金等の国庫支出金を計上しております。事業といたしましては、災害公営住宅関連事業水産加工団地造成事業、産業団地整備事業等の財源に充当するものでございます。

次に、県支出金25億1366万9000円、対前年度比2億7219万6000円、9.8%の減でございます。被災排水機場撤去事業の完了等によるものが主な減額要因でございます。

次に、寄附金1億800万2000円、対前年度比1億250万円、1863%の増でございます。企業版ふるさと納税による増分を見込んでおります。

次に、繰入金が74億8158万1000円、対前年度比38億3855万円、105.4%の増でございまして、主なものは基金対象事業が増えたことにより帰還環境整備交付金基金、東日本大震災復興交付金基金、浪江町復旧・復興基金、避難地域復興拠点推進交付金基金等からの繰入金の増を見込んでおります。

次に、諸収入3億532万5000円、対前年度比2億1706万7000円、245.9%の増ですが、未来をつくる市町村等支援事業助成金等の増を見込んでおります。

次に、町債2億5761万5000円については、臨時財政対策債でございまして。

2ページをお開きください。上段が、自主財源、依存財源別の財源構成であります。初めに、自主財源でございまして、小計で83億6773万7000円、対前年度比42億536万3000円、101%の増でございまして、歳入の構成で説明のとおり基金対象事業が増えたことにより繰入金等が増えたことによるものでございまして。

次に、依存財源であります、小計のとおり184億4426万3000円、対前年度比13億6663万7000円、8%の増でありまして、主なものは歳入の構成で説明のとおり地方交付税、国庫支出金等の増等によるものでございまして。

次に、下段、一般財源、特定財源別の構成でございまして。一般財源につきましては、小計のとおり66億9520万4000円、対前年度比7億9584万6000円、13.5%の増。特定財源につきましては、小計のとおり201億1679万6000円、対前年度比47億7615万4000円、31.1%の増でありまして、こちらにつきましても主なものは歳入の構成で説明のとおりでございまして。

3ページにつきましては、財源構成比等についてグラフ化したものでございまして。

4ページをお開きください。初めに目的別歳出の構成であります。主なところでは、まず総務費が59億6257万4000円、対前年度比40億8863万8000円、218.2%の増でございまして、帰還環境整備交付金基金の積立金、東日本大震災復興交付金基金積立金等の積立金の増によるものでございまして。

次に、民生費が29億755万1000円、対前年度比1億4241万9000円、5.2%の増でございまして、町内外のサポートセンター開設にかかる費用、認定こども園開設にかかる費用等の増が主なものでございまして。

次に、衛生費11億3182万2000円、対前年度比1億7292万3000円、13.3%の減でございまして、これは診療所建設完了に伴う国民健康



保険直営診療施設事業特別会計繰出金の減、またDシャトル購入費完了に伴う事業費の減等が主な要因でございます。

次に、農林水産業費33億803万3000円、対前年度比21億9570万1000円、197.4%の増でございますが、水産業の共同利用施設の整備、水産加工団地整備等の水産業関連経費の増が主な要因でございます。

次に、商工費33億3611万5000円、対前年度比16億6280万5000円、99.4%の増でございますが、企業誘致産業団地整備にかかる経費、事業再開帰還促進事業費の増等が主なものでございます。

次に、土木費60億2219万1000円、対前年度比27億5604万5000円、31.4%の減でございますが、これは災害公営住宅整備関連事業費及び福島再生賃貸住宅整備事業費の減、酒田跨線橋や川添街道踏切拡幅工事の完了等によるものが主な減額要因でございます。

次に、消防費12億2389万3000円、対前年度比4億2244万4000円、25.7%の減でございます。これは、防火帯整備事業を土木費の町道維持管理事業に移行したことや、広域圏組合の施設整備完了による減が主な要因でございます。

下段、性質別の構成であります。初めに義務的経費であります。小計のとおり29億6874万円、対前年度比6022万3000円、2.1%の増でございます。一般職員、任期付職員の増、防犯見守り隊等特別職の増などによる人件費の増が主なものでございます。

次に、投資的経費でございますが、小計のとおり104億9398万8000円、対前年度比12億5222万2000円、13.5%の増でございます。いこいの村なみえ改修事業や一時滞在施設整備、水産業関連施設整備、産業団地整備事業などの普通建設事業の伸び、また道路、農業用施設の災害復旧事業の伸びによるものでございます。

その他の経費でございますが、小計のとおり133億4927万2000円、対前年度比42億5955万5000円、46.9%の増でございます。主なものとして申し上げますと物件費においては道路及び河川の維持管理費、ガンマカメラ測定事業費、町内外のサポートセンター運営、緊急通報システム等の費用の増でございます。

補助費については、プレミアム付商品券の発行費とか住宅再建支援補助金の増によるものでございます。

積立金については、帰還環境整備交付金基金や東日本大震災復興交付金基金等の積立金の増によるものでございます。

5ページは、4ページの目的別歳出、性質別の構成比についてグラフ化したものでございます。

6ページをお開きください。ここからは、一般会計当初予算の主

要な事業名、事業概要、事業費等について記載しております。復興計画の基本方針をベースに「きずなを維持する」「健康と命を守る」「町民活動や生活再建を支える」「安全・安心なふるさとを取り戻す」「ふるさとの生活環境を整える」「防災の町づくりを進める」「豊かな産業を再生する」「子供たちの成長を見守る」といった8つ柱に主要事業を分類し、記載しております。

特に、新規の事業で事業費が大きいものとしたしましては、7ページ目の4番、5番、町内のサポートセンター運営事業デイサービス形式が5438万4000円、訪問介護形式が3922万円となっています。

9ページでございますが、2番も新規でございますが、引越費用の助成であるふるさと福島帰還生活再建支援事業補助金3696万円。また、5番でございますが、津波被災者の被災者住宅再建補助金が2億2000万円。続いて、10ページの11番河川除草事業が2億2180万7000円。11ページの13番になりますが、消防防災施設設備災害復旧事業が3974万9000円。17番のため池等の復旧及び放射性物質対策事業が4851万7000円。13ページになりますが、16番デマンドタクシー運行事業5371万2000円。17番の町内住宅再建支援補助金5000万円。

さらに、15ページの7番水産加工団地整備事業が8億6202万5000円。8番の水産共同利用施設復興整備事業補助金が14億4177万7000円。

さらに、16ページの16番プレミアム付商品券を発行する事業再開帰還促進事業が3億4323万1000円。17番のエネルギーの自給自足のモデル地域を目指すスマートコミュニティ事業が8億208万円等となっております。

その他主要事業の説明については、申し訳ございませんが割愛させていただき、各事業ごとに記載されております事業概要をご確認ください。よろしくお願いいたします。

次に、22ページをお開きください。一般会計における町債、債務負担行為の状況でございます。まず、地方債でございますが、平成28年度末の地方債の現在高見込額が合計で36億9113万7000円でございます。平成29年度中起債見込額2億5761万5000円、さらに平成29年度償還見込額5億1551万8000円を増減した平成29年度末現在見込額が34億3323万4000円でございます。

次に、下段の債務負担行為の状況でございますが、債務負担行為の限度額が10億9906万8000円でございます。平成28年度末の現在高見込額は県営請戸川土地改良事業が2億1666万6000円、公共土木施設災害復旧事業が7679万円を合わせて2億9345万6000円。平成29年度中支払予定額が合わせて1億1401万5000円。平成30年度以降支払

予定額は1億7944万1000円でございます。

最後に議案資料をご覧ください。基金の運用状況の資料でございます。特別会計も含めた基金の運用状況となっておりますが、21基金合計がございまして、平成28年度3月補正後見込額で155億375万6000円から歳入で76億2409万円を取り崩し、歳出で41億1695万9000円積立て、当初予算後の基金額が119億9662万5000円となっております。

平成29年度の一般会計予算につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第38、議案第40号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第40号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、予算の総額を107万1000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金104万円であります。

歳出の主なものは、助成費100万円であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第39、議案第41号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第41号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額を49億1340万9000円と定めるものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。19ページの中ほど、国民健康保険事業の歳入についてご説明を申し上げます。初めに、国民健康保険税10万3000円、これは滞納繰越分を計上してございます。

次に、国庫支出金27億365万9000円、前年度と比較しますと8898万6000円の減となっております。主なものは、療養給付費等負担金及び財政調整交付金でございます。

次に、療養給付費等交付金8127万6000円、前年度と比較しますと

249万5000円の減となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、前期高齢者交付金3億7639万2000円、前年度と比較しますと940万6000円の増となっております。これも社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、県支出金2億4563万1000円、前年度と比較しますと52万7000円の増となっております。これは、国保運営に対する交付金が主なものでございます。

次に、共同事業交付金11億9545万円、前年度と比較しますと1億2437万4000円の増となっており、これは高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業として福島県国民健康保険団体連合会からの交付金でございます。

次に、繰入金3億42万円、前年度と比較しますと1281万4000円の減となっております。これは、一般会計からの繰入金でございます。

次に、繰越金1000万1000円、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。初めに総務費でございますが7077万2000円、前年度と比較しますと753万8000円の増となっております。内訳の主なものは、人件費等でございます。

次に、保険給付費29億9052万円、前年度と比較しますと946万4000円の減でございます。

次に、後期高齢者支援金4億5553万8000円、前年度と比較しますと4606万7000円の減でございます。これは、社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

次に、前期高齢者納付金153万9000円、前年度と比較しますと114万3000円の増でございます。これも社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

次に、介護納付金2億2458万3000円、前年度と比較しますと261万9000円の増でございます。これも社会保険診療報酬支払基金への納付金でございます。

次に、共同事業拠出金10億6733万3000円、前年度と比較しますと1727万5000円の増でございます。これは高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業として福島県国民健康保険団体連合会への拠出金でございます。

次に、保険事業費2222万8000円、前年度と比較しますと286万8000円の増でございます。これは検診事業費等でございます。

最後に予備費として6910万9000円を計上してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第40、議案第42号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第42号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を3億4075万2000円と定めるものであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、歳入歳出予算資料によりご説明を申し上げます。

19ページをお開きください。国保直営診療施設事業の歳入についてご説明を申し上げます。初めに診療収入9262万8000円、対前年度で1168万4000円の減でございます。収入の主なものは、国保診療報酬、社会保険診療報酬、後期高齢者医療診療報酬でございます。

次に、使用料及び手数料167万2000円、対前年度27万1000円の増、これは診断書等の文書料でございます。

次に、県支出金1億6550万1000円、対前年度で5億3054万3000円の減、これは診療所建設事業の完了に伴う減額と診療所運営に伴う福島県地域医療復興事業補助金等でございます。

次に、繰入金7082万9000円、対前年度2億3414万円の減、これは一般会計からの繰入金と事業勘定繰入金でございます。

次に、繰越金1000万円、これは前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。初めに、総務費2億3806万4000円、対前年度で5億74万5000円の減、これは診療所建設事業の終了に伴う減額と診療所運営費等でございます。

次に、医業費9768万8000円、対前年度2億7534万1000円の減、これも診療所建設事業の終了に伴う減額と医薬品の購入費等でございます。

最後に予備費として500万円を計上してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第41、議案第43号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第43号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計予算の総額を7億624万9000円と定めるものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 歳入歳出予算資料20ページをお開きください。公共下水道事業歳入でございます。分担金及び負担金1012万円で前年比1011万9000円の増でございます。内訳は、受益者負担金となっております。

使用料及び手数料120万2000円で、前年比100万円の増でございます。内訳は、町内事業者の下水道使用料となっております。

次に、繰入金4億5422万2000円で、前年比1億1780万5000円の減額でございます。内訳が、一般会計繰入金、基金繰入金となっております。

国庫支出金は2億2070万2000円で、前年比4億8484万5000円の減となっております。内訳が、災害復旧費国庫補助金でございます。

次に、歳出でございます。公共下水道事業費4億454万5000円で、前年比6億3420万8000円の減であります。主なものが下水道災害復旧事業費3億467万円となっております。

次に、公債費2億9170万4000円で、前年比432万1000円の減となっております。

以上、歳入歳出それぞれ合計が7億624万9000円となり、対前年比6億3852万9000円の減額となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第42、議案第44号 平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第44号 平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明をいたします。

本案は、平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額を604万円に定めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第43、議案第45号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第45号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算の総額を6110万6000円と定めるものであります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 予算資料20ページをお開きください。一番下の段になります。歳入でございます。繰入金が、5998万1000円で、前年比158万9000円の減でございます。内訳は、一般会計繰入金、基金繰入金となっております。

次に、歳出でございますが、農業集落排水事業費3813万6000円で、前年比1197万6000円の減となっております。

次に、公債費2197万円で、前年とほぼ同額となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第44、議案第46号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第46号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町介護保険事業特別会計予算の総額を28億7735万3000円と定めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、平成29年度浪江町介護保険特別会計歳入歳出予算資料によりご説明申し上げます。

21ページをお開きください。まずは、歳入についてご説明申し上げます。国庫支出金13億4624万6000円、これの主なものには災害臨時特例補助金で、介護保険料及び介護保険サービスの利用者負担免除の補填分でございます。

次に、支払基金交付金6億9426万6000円、前年と比較しますと1943万8000円の増となっております。これは、第2号被保険者の介護保険料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、県支出金3億6427万9000円、前年度と比較しますと1161万6000円の増となっております。これは、介護給付に対する県負担金为主なものでございます。

次に、繰入金4億5609万9000円、前年度と比較しますと3439万円の増となっております。これは、一般会計及び介護給付費準備基金からの繰入れでございます。

次に、繰越金827万2000円、これは前年度の歳計剰余金でございます。

次に、諸収入819万円、これは介護予防サービス計画作成費でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。初めに総務費でございますが1億2354万1000円、前年度と比較しますと2115万6000円の増となっており、内訳の主なものは人件費等でございます。

次に、保険給付費23億9968万4000円、前年度と比較しますと756万8000円の増となっております。

次に、地域支援事業費1億2万4000円、前年度と比較しますと6417万4000円の増となっております。これは、介護予防日常生活支援総合事業費等でございます。

次に、諸支出金2億4679万5000円、前年度と比較しますと474万9000円の増となっております。これの主なものは、利用者負担軽減支援事業で、介護保険サービスの利用者負担免除に係る町の立替払分でございます。

最後に、予備費に前年度より13万2000円増の730万8000円を計上してございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第45、議案第47号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第47号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を439万7000円に定めるものであります。

主な事業は、苅野及び津島財産区の管理を行うものであります。

よろしくお願いたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第46、議案第48号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第48号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を6464万7000円と定めるものであります。

この予算額は、前年度に対し279万5000円、4.1%の減額となっております。



歳入の主なものは、繰入金4.3%減の6264万4000円であります。  
歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4.4%減の5763万9000円であります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第47、議案第49号 平成29年度浪江町水道事業会計予算について。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第49号 平成29年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成29年度浪江町水道事業会計の予算を定めるものでございます。

収益的収支で、収入が6738万3000円、支出が3億797万7000円となります。

また、資本的収支では、収入が6890万円、支出が2億9375万2000円となります。

詳細については、ふるさと再生課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 水道事業会計の予算資料によりご説明いたします。

1 ページをお開きください。収益的収入及び支出であります。収入の営業収益は427万円、対前年比153万9000円の減、主なものとして給水収益であります。

次に、営業外収益で6314万9000円、対前年比4億7580万2000円の減、主なものとして雑収益となっております。

水道事業収益は6738万3000円で、対前年比4億7734万1000円の減額となります。

2 ページをご覧ください。支出の営業費用であります。原水及び浄水費が5803万2000円で、3858万8000円の増でございます。

次に、配水及び給水費が2644万4000円で、1481万2000円の減となっております。

次に、受託工事費128万円で、72万8000円の増となっております。

次に、総係費3097万5000円で、60万9000円の増となっております。

また、減価償却費1億3101万7000円で、2810万4000円の増となっております。

次に、営業外費用では、支払利息が2110万9000円で、293万4000円の減になります。

水道事業費用は3億797万7000円、前年比で4438万3000円の増と

なっております。

次に、3ページをお開きください。資本的収入及び支出であります。収入は、工事負担金が1910万円で、主に下水道復旧工事に伴う水道管布設補償費であります。

また、補助金が4890万円で、主に災害復旧費補助金になっております。

支出は、2億9375万2000円で、2億893万3000円の減、主なものは酒井橋添架管の災害復旧工事や配水管布設工事などでございます。

また、企業債償還金が9656万4000円で、対前年比138万3000円の減額となっております。

私の説明の冒頭で1ページの収益的収入及び支出の中で収入の営業収益が427万円であります。427万円と申し上げましたが、423万円の誤りでありました。訂正いたします。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎延会について

**○議長（吉田数博君）** お諮りいたします。

質疑については16日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（吉田数博君）** 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は9日、10日及び13日で各委員長が指定する場所で開催します。また、8日及び14日は全員協議会をこの場所で開催します。時間はいずれも9時30分からです。関係課長につきましても出席要求があった時には、出席をお願いいたします。

---

#### ◎延会の宣告

**○議長（吉田数博君）** 本日はこれで延会といたします。

16日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集ください。

（午後 4時55分）

平成 2 9 年 3 月 8 日 (水曜日)	全員協議会
平成 2 9 年 3 月 9 日 (木曜日)	委員会
平成 2 9 年 3 月 1 0 日 (金曜日)	委員会
平成 2 9 年 3 月 1 1 日 (土曜日)	休日
平成 2 9 年 3 月 1 2 日 (日曜日)	休日
平成 2 9 年 3 月 1 3 日 (月曜日)	委員会
平成 2 9 年 3 月 1 4 日 (火曜日)	全員協議会
平成 2 9 年 3 月 1 5 日 (水曜日)	休会

3 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

平成29年浪江町議会3月定例会

議事日程(第2号)

平成29年3月16日(木曜日)午前9時開議

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第29号 | 撤回の件  |
| 日程第2 | 議案第9号  | 浪江町復興計画【第二次】の策定について   |
|      | 議案第10号 | 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定について                               |
|      | 議案第11号 | 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
|      | 議案第12号 | 浪江町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について   |
|      | 議案第13号 | 浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について  |
|      | 議案第14号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                                     |
|      | 議案第15号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  |
|      | 議案第16号 | 職員等の旅費に関する条例の一部改正について   |
|      | 議案第17号 | 浪江町税条例の一部改正について   |
|      | 議案第18号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について                                     |
|      | 議案第19号 | 浪江町介護保険条例の一部改正について  |
|      | 議案第20号 | 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                          |
|      | 議案第21号 | 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正について  |
|      | 議案第22号 | 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  |
|      | 議案第23号 | 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正について   |

- 議案第24号 字の区域の変更について
- 議案第25号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定について
- 議案第26号 工事請負契約の締結について（浪江町共同調理場新築工事（建築））
- 議案第27号 売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第1期）
- 議案第28号 委託に関する変更協定の締結について
- 議案第30号 土地の取得について
- 議案第31号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第32号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第33号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第36号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第38号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業振興課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	三瓶徳久君	帰町準備室長	鈴木政己君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	清水中君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江図書館長	大原教知君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	書記	横山秀樹
	柴野早苗		

---

### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。

会議に先立ち本年1月から就任されました代表監査委員の根岸弘正氏から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

根岸君。

○代表監査委員（根岸弘正君） おはようございます。

今年の1月1日付で監査委員を仰せつかりました根岸弘正です。1月、2月と例月出納検査をしました。私が現役でやっているより大分予算額、また基金の額大分大きくなっていると感じております。それを執行する職員についても大変なのかなと、体をいたわりながら健康に留意しながら確実に執行していただきたいと思います。皆様方のご協力を受けながら任期を全うしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎議案第29号の撤回の件

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第29号の撤回の件を議題とします。

町長から撤回理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 事件の撤回についてご説明申し上げます。平成28年3月7日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、浪江町議会会議規則第20条の規定により請求をいたします。

○議長（吉田数博君） お諮りします。

議案第29号撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号撤回の件を許可することに決定いたしました。

---

### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第9号 浪江町復興計画【第二次】の策定についてを議題とします。



これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第9号 浪江町復興計画【第二次】の策定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第10号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 議案第10号の反対討論をしたいと思います。反対の一つの理由は、条例の第4条にありますとおり固定資産税の課税の問題です。政府の説明資料でも委員会資料でも避難解除後の固定資産税課税について明らかになりましたけれども、今後の固定資産税は避難解除1年後の平成30年度から平成32年度までは2分の1課税、平成33年度からは通常課税になるという条例の中身を伴うものであります。避難解除の懇談会のいくつかの会場でも固定資産税課税については、資産価値を失ってしまった、しかも原因は原発事故によるものである。で、あるにもかかわらず固定資産税の課税をすることはあまりにも不条理だという意見はもっともな意見であると思います。これが、反対する理由の一つであります。

二つ目の理由は、この条例改正は国民健康保険の課税、あるいは介護保険料の賦課に連動するものであります。既に町民には国民健康保険免税期間の通知が行われておりますが、平成29年9月30日まで、すなわち平成29年10月1日以降の免除については、文言どおり

で言えば課税されるということになるわけであります。いくつかの条件はあるにせよ、避難生活まっただ中にありながら避難解除という官僚的、行政的、一方的な線引きで税負担徴収を伴うということは、被災町民にとっては耐え難い問題であります。

私は、この条例改正案には同意できないということを明確に申し上げて反対の討論とするものです。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第11号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 議案第11号は、介護支援等に係る効果的な事業展開に関する基準を定める条例であります。端的にお尋ねいたしますけれども、町内には介護事業所は展開しておりません。おりませんけれども、今後を見据えてこの基準で審査をすると、業務運営の責を担うということになってくるわけでありますが、今後の状況を見据えた場合この基準にかなう事業展開が行われるとすればいつ頃行われるのか。

その前に、この基準で審査するとすれば当町としてはどういう立場で、どういう事業所を対象に審査を行うことになるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） この条例は、浪江町の指定介護予防支援の事業をする事業所に対してその基準を定めるものでございま

す。浪江町におきまして、今現在は指定介護予防の支援の事業を行っておりますのは、浪江町の地域包括支援センターでこの事業を行っております。本来であれば、介護予防の支援事業所が事業所として民間であればよろしいのですが、今のところは包括支援センターで実施いたしております。

今後、浪江町でそういう介護予防の事業をやってくれる事業者があらわれるように私どもも民間の事業者を指導して、あとは誘致をする努力をしていこうと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 今後の展開については、この基準に沿う事業所が出てくることを期待していると、期待と努力を求めたいという答弁でしたけれども、端的にお尋ねします。ということは、この条例はあくまでも努力条例なのか、それとも今課長がお答えされた浪江町地域包括センターが該当すればこの基準にのっとった事業運営を行うべしという基準に基づく審査、あるいは行政指導というものが伴うものなのかどうなのか、そこのところをお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 今のところ浪江町の地域包括支援センターでやっているという形をとるのは、民間の事業者がないからでございます。今後浪江町で介護事業を展開する事業者が出てくると思いますが、その介護事業者が出てくるに当たってはこの介護の予防の支援事業者条例というのが必要でございますので、その事業者は今のところは町とまたは社協等でやらざるを得ないような形にはなりますが、民間事業者が出てきていただいて事業展開されるように今後とも努力を継続いたしていきます。よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 課長、ご苦労様です。努力規定という解釈でよろしいのかどうかというのがお尋ねの1点でした。

二つ目として、仮にこの基準に基づいた運営をしなければならないということになった場合、地域包括センターが該当するということだけれども、この基準に基づいた事業展開ができるのかどうか、この基準との関係で事業所の実態についてお尋ねをしたわけです。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 介護予防の支援の事業を展開するに当たっての町の基準という形で、この条例を制定させていただいておりますので、介護事業所が出て、やるという事業者があらわれればその人を支えるためにケアマネ業務とかそういう業務が必ず必要に

なってまいりますので、そういう事業者の努力と言いますか、この基準にあう事業者に出てやっていただくという形になります。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 補足と言いますか、お話をさせていただきます。

一応この条例自体は浪江町で介護保険法に基づくものをやるというときに必要な基準でありますので、これはつくらなければならないというところです。

現在は、4月に開業するというか、実施するサポートセンターもそうですが、介護保険を今適用しないでやるという方法で当面乗り切らなければならないという形になっています。いずれ課長が言ったとおり、介護保険法を使った形の施設ができるとなればこの基準に照らして事業展開していただくという中身になっておりますので、そこをご理解いただきたいと思います。

一番今ネックになっているのが、従業員と言いますか介護職員の確保の問題でありまして、ここにつきましても先日ようやく国も本気を出しまして県内、特に浜通り等の施設の見学、関東圏からの見学、従事者の見学会とかそういったことも始まってきています。県内でも会津方面から、あるいは浜通り以外のところからの人材派遣と言うか、人材ができないかということのツアー的なものも始まってきていますので、そういったところ含めて人材確保も努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号 浪江町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第12号 浪江町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） いじめの問題が特に福島県の問題に絡んで考えられないようないじめが各地で起きているということについては、極めて遺憾だ。その上で、いじめ対策を充実させなければならないということは分かりますけれども、今回提案された条例は私は極めて問題だと思っております。

順次質問いたしますけれども、まずこの条例は浪江町単独の発案なのか、それとも上位機関からの指示による条例提案なのかということが第1点です。

それから中身に入りますけれども、第4条で10名の委員をもって協議会を組織すると、(1)から(5)までそれぞれの関係する機関に対して教育委員会が委嘱をするということになっています。そこまでは良いけれども、問題は(4)に入っている福島県警察が協議会のメンバーに入っているということです。これも端的にお尋ねいたします。いじめだからどういう事案が発生するかは分からない、分からないから警察にも協議会に入ってもらおうと。あとでは第4章のいじめ問題調査委員会にもこの協議会のメンバーとかかわりを持つということになっている。調査委員会にも場合によっては警察が入ってくると、私は学校基本法に照らして、こういう条例は制定すべきでないと感じましたけれども、提出された教育委員会はそれらの問題についてどういう認識をお持ちなのかお尋ねをいたします。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えいたします。

まず、最初のご質問ですが、独自のものかということですが、実はこれは平成25年にいじめ防止対策推進法なるものが施行されてございます。ここの中に、近年非常に深刻な度合いを加えて社会問題になっておりますいじめに対して各自治体が予防あるいは万が一の場合の適切な対応などのための組織を設けることがうたわれております。ただ、義務的な組織というものは、学校で日常的にいじめを防ぐために教育的な配慮からのいろんな相談をすとか、指導するとかという組織は学校に義務付けられておりますが、そのほかのものにつきましては、努力というような項目になってございます。

本条例に掲げてございます三つの組織でございますが、今議員の

ご指摘もありました第4条に係るものは第2章の浪江町いじめ問題対策連絡協議会というところをごさいますて、第3条にこれはいじめ防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関する必要な事項を協議するという事になってごさいます。言うならば、浪江町の子供たちをいじめから守るために関係者が情報交換をしたり、あるいは必要な方向性について共通理解を図るという組織でごさいます。県警が入っているということですが、具体的には浪江町の場合には富岡警察署の浪江分庁舎の方ということに想定されると思いますが、最近のいじめは非常に深刻化をしまして、もし万が一いじめによって子供が精神的に非常に大きなダメージ、あるいは身体的な負担が生ずるような場合には、ためらわず警察にも相談するよという一つの方向が示されておりますので、もちろん予防が主でごさいますけれども、そういったことを想定した情報交換というものはやはり必要だろうと、そういうところでここに(4)でごさいます。

なお、後段でおっしゃいましたもう一つ、組織のうちの三つ目になりますがいじめ問題調査委員会、最近県内で大変悲しい出来事がありまして、これに関する第三者委員会が組織されたという報道でごさいます。これに該当にします。大変深刻な問題が起こったという情報があった場合には、速やかにそれを。これについては、客観性と言いましょうか、それが最も大事ですので、人選に当たっては一般論では弁護士の方であるとか、あるいは人権に関する専門家であるとか、あるいは相談業務の専門家であるとか、そういったところでここに警察の方を直接加えたということは私は情報としては持ってごさいません。このような形で、あくまでも予防が主ではごさいます。浪江町の子供たちを町内の方々と、あるいは関係機関、場合によっては関係するいろんな方面の方と協力をしながらいじめから守っていくと、そういう組織づくりのための条件整備でごさいますので、ぜひご理解をいただきたい、そんなふうに思います。

○議長(吉田数博君) 15番、馬場君。

○15番(馬場 績君) 理解できないです、やっぱり。今の教育長の答弁で、この条例はいじめ防止法に基づく市町村段階での条例提案だと、もとは法律があると、もっと詰めれば上部からこういう模範条例がきているということになると私は受け取ったけれども、そうであったにしても第4条の協議会、それから第3条の対策会議、第7条の調査委員会、ここに警察が関与してくると、この条例ではもう協議会の段階から警察官関与できると、関与すると、組織の構成メンバーになるということですから、もう初めから子供のいじめ、

いわゆる教育行政に警察行政が介入するというを是として提案されている問題です。仮に、文科省が所管なのか、総務省が所管なのか分かりませんが、そうであったにしても浪江町の条例ですから、いじめの事案が明らかでないスタートの段階から警察行政が関与するというを認めてしまうということは、これまで浪江町が進めてきたいじめも含めた教育行政の基本的な立場から逸脱しているのではないかと思います。これは、教育委員会の判断で除外することもできると思いますが、そこをどう検討されたのか。

それから、教育長は予防が主であるとお答えになりました。予防が主であるのに、頭から警察がいじめ問題対策会議に入ってくると、受け入れると、こういうことは教育を通じていじめの問題をなくすと、そういうことを軽視してしまうことになる。教育行政に、学校教育に長年携わってきた教育長に大変失礼なことを申し上げることになりますが、教育基本法の第2条に教育の目的があります。「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」それから、第2条の第2項には「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」要するに、3項では、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力」文字通り人格形成、憲法に言う基本的人権の尊重に基づく教育行政の基本理念が、教育行政の基本目標が示されているわけです。そうは言っても学校で、あるいは学校から離れたところでいじめの問題が発生しているということは私は承知しています。承知しているけれども、いじめの予防を主とするというのがこの条例の基本的な立場だといふのであれば、協議会や調査委員会やあるいは対策会議に警察を入れるということは、教育の基本的な責任を棚上げしてしまう、予防から逸脱して警察の立場での教育行政に対する介入を認めてしまう、あってはならない組織運営です、教育行政です。私は、同僚議員にもぜひここは深く理解してほしいのだけれども、いじめ防止対策はこれは重要です、重要だけれども、この条例にある協議会の構成メンバーに、あるいは対策会議に、あるいは調査委員会に警察が関与する、そういう道を残すような条例をつくってはならないと思います。そこを踏まえて、教育長、迷いなくこの条例は教育行政に警察が関与する、そういうことを排除する、そういう立場でこの条例の撤回、見直し、再検討を求める考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 15番、申し上げます。ただいま質疑であって、

討論でありませんので、その部分については討論という形で表現をしていただきたいと思います。

では、教育長。

**○教育長（畠山熙一郎君）** お答えいたします。

先ほどご説明しましたいじめ防止対策推進法なるものの中にもいろんな規定がございますが、その中にいじめ問題対策連絡協議会14条に掲げてございますが、ここでは学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警、警察ですね、その他関係者により構成されるうんぬんと書いてございまして、一つの考え方として例示されてございます。なお、警察の方々と学校教育との関わりでございしますが、いろんなお立場はあろうかと思えますけれども、既にもうずいぶん前から子供たちの非行防止であるとか、あるいは見守りのために学警連という組織がございまして、これはもうかなり恒常的に活動してございます。もちろん、子供たちを警察の取り締まりという、そういう視点からではなくて、一緒に導き育てると、あるいは危険から守るという立場でこれまで一緒にもう協力をしていただいておりますので、そういう延長線の中でこの条例は運営されていくものとそんなふうに理解してございます。

なお、先ほども申しましたけれども、具体的な問題が上がったときの対応としては客観性、あるいは当然説明責任ということも考えた上でただいまのようなご懸念がないように警察の方が直接かかわるということはあり得ないのではないかと考えてございます。

**○議長（吉田敦博君）** 15番、馬場君。

**○15番（馬場 績君）** 警察との関係について、非行防止という立場からの組織のメンバーになるということであって、取り締まるというものでもない、そういうお答えでしたけれども、教育長考えてください、警察そのものは犯罪性がないかどうか、それは職業的なものです、それは。私は、学校教育というのはそうではないののではないかと、最終的に犯罪に値するというのであればこのいじめ問題対策連絡協議会とは別個にやるべき問題であって、教育行政の中に警察が関与できる、関与する、受け入れるそういう道を、門戸を開くこと自体が問題だと、ではどうすれば良いんだと、それはいじめ問題に対する根本的な問題は教育行政の中で子供を正常に育てていく問題であり、職員の中でいじめの事案を大いに議論をして学校と子供、場合によっては父兄、その3者間で問題を解決するというのが前提でなければならないと思います。どういう事案が、このいじめ問題対策連絡協議会の議題になるかも分からない、条例ができているのだから協議会には当然、あるいは対策会議には当然、調査委



員会には当然警察が入る、入ることができる、そういう条例になっているのではないか。そもそも学校教育の責任を棚上げしてしまう、棚上げするそういう問題も含んでしまうと、従ってこの条例は最初教育長が答えたように予防が主目的であるとするならば、ここに福島県警が組織のメンバーとして参加するということのないような措置をとるべきではないかと、それが教育行政の責任ではないかと、まずもってそれが教育行政の責任ではないかと思えます。教育行政の責任と警察の関与について教育委員会はどのようなふうの問題を認識されてこの条例を提案されたのか改めてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えをします。

子供たちの教育健全な育成のために学校あるいは家庭が連携をして時に地域の方々のご理解をいただきながら進めていくということは、最も大事なところでございます。あくまでもそういう組織の中で、さらに関係する方面から知恵をいただいたり、場合によってはご支援をいただきながら進めていくというのが現在これだけ複雑化した教育の進め方なのだろうと思っております。

繰り返して恐縮ですが、子供たちの学校の主に外での生活を守るためにはやはり幅広いの方々のご理解、協力が必要だと考えますので、状況によりましてはこれまでの学校での実績を生かすような形での関わりもいただく必要があろうかと思えます。

ただ、繰り返して恐縮ですが、最後のいじめ問題委員会につきましては、第17条ですが、委員は学識経験のあるもののその他教育委員会が必要と認めるもののうちから教育委員会が任命するということがございますので、ただいまのご指摘を待つまでもなくここには慎重に対応する、そんなふうを考えてございます。

○議長（吉田数博君） ほかに。

5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 1点だけ、この条例大切な条例かと思いますが、1点だけ懸念される点がございますので、確認させてください。

これの第12条のところに対策会議はということでもありますけれども、いじめ防止のための対策を実行的に行うことを目的にすると、いじめ防止のため調査もするということですが、2項に町立学校におけるいじめ事案について教育委員会が学校からいじめの報告を受けということですが、これは学校から報告がなければ動かないということなのか、動けないということなのか。それとも、それ以前に保護者や関係者から学校に再三そういう問題が提起されても学校が動かないとき独自でこの委員会で事前調

査なり、何らかの形で動くことができるのかどうか、確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 先ほどご説明しましたが、学校にも独自の組織をつくって日常的な活動をしてございます。その中でできるだけ努力をする、当然我々も改めて要請があるなしに関わらず情報を共有して対応するというのは、これまでやってきたとっております。

ただ、さらにそれに加えて何か特別な対応と一緒に必要だということも場合によってはあるかもしれませんので、そういう段階になったときには教育委員会、あるいは対策問題会議の中でいろんな知恵をいただきながら対応を考えていくという手順になろうかと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 私は、単純に学校から例えばそういう問題が、事案があったときに、それはないと思えますけれども、例えば隠ぺい工作のようなときに、学校で隠ぺいをしたときに、保護者や関係者から例えば教育委員会にこういう問題があるけど学校で対応しないという話のときに対応するのかということを確認しています。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） いじめ問題についてはいろんな経過がございまして、何がいじめかとか定義づけから始まりましたが、とにかくそういうことで苦しんでいる子供をまず手助けするのが最初だろうということですから、どんな情報でもいただいた上には何らかの対応するというのは原則かと思えます。ですから、今議員がおっしゃいましたような形でご相談なり、訴えがあったときは当然こういったことが組織的に活動するということになります。

○議長（吉田数博君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） とてもとてもこの条例を一つの議会で通すような条例でないと、それほど重大かつ深刻な問題をはらんでいる条例だと思います。撤回ないし見直しを求めましたけれども、教育長はそのことには正直真摯な答えはありませんでした。わずかな審議の中身でもありましたように、教育長は主たる目的はいじめの予防だと言いながら福島県警察が組織に参加したいじめ対策連絡協議会を

設置すると、場合によっては調査委員会にも、対策会議にも参加できる、そこに門戸を開けたものだ。根本的な問題は何かということです。もちろん、学校現場で、あるいは学校から離れたところでのいじめの問題が深刻になってきていることは私は認めます。しかし、いじめ問題の予防という名目でいじめ対策の協議会に最初から警察行政が司法権力が参画する、そういう立場でのいじめ防止対策は本来の学校行政の子供たちの教育に関する責任という点から言っても学校教育の責任を放棄しかねない、そういう重大な問題をはらんだ条例だと。私は、議案調査を十分できなかったけれども、いくつかの私の連絡し得る範囲で議会に問い合わせしましたところ、私では条例提案は予定していない、こういう意見も聞いております。まさに、これは教育行政は独立した権限を持った行政機関であります。その立場からいじめの問題はどうあるべきか、学校教育はどうあるべきなのか、学校の責任はどうあるべきなのか、いじめ問題を解決するにはどうあるべきなのかということをもっと議論すべきだ。この事案については、最初から警察が介入をする、関与するそういう可能性を残した条例を設置すること、甚だもって遺憾だということ厳しく指摘をして反対の討論にしたいと思います。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

7番、山崎君。

○7番（山崎博文君） 私は賛成の立場で討論したいと思います。まずこの条例ですが、まずはいじめ問題というのは極めて今深刻になっております。特に、原発事故に起因するいじめ問題が全国で発生しております。こういうものは、大人の責任として、地域の責任としてしっかり防止をしなければならないと、ましてや今15番議員から警察の問題がありました。いじめを受けた側が被害届を提出することによって警察権が行使されると。この条例については、未然に防ぐことが主であって、万が一いじめがあっても警察権が行使されることはあり得ないと、そういうふうに考えます。まして、組織が第17条ですが、教育長からもあったように委員5人以内をもって組織するというので、ここで学識経験のあるものその他教育委員会が必要と認めるものの中から教育委員会が任命すると条文になっております。教育長からあったように、十分にその辺は配慮することですから、しっかり大人の責任として私はこの条例を通して未然に防ぐことを主にやるべきだと思います。

そういうような理由で私は賛成いたします。議員各位の賛成をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第12号 浪江町いじめ問題対策連絡協議会等設置  
条例の制定についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
- 

### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第13号 浪江町公告式条例の特  
例に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第13号 浪江町公告式条例の特例に関する条例の  
一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
- 

### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第14号 特別職の職員で非常勤  
のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題  
とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第14号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び

費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第16号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第16号 職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第17号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第17号 浪江町税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

- 15番（馬場 績君） この税条例の一部改正も避難解除に伴う課税復活の中身を伴う改正であります。先ほどもいろいろ税条例の一部改正のところで問題を指摘しましたけれども、改めてこの条例については、避難解除という一線を持って被災者の支援打ち切りに連動する税条例改正だということを指摘して、反対の立場を明らかにするものであります。

- 議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第17号 浪江町税条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

**◎議案第18号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第18号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第18号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第19号 浪江町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 何点かお尋ねをいたします。まず、19号の第8条、1号被保険者に応じた介護保険料について一段階増えて9段階になるという説明がありましたが、各段階ごとの対象者把握されているでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、第2点目は資料の附則8条に、第2条第1項の規定に関わらず次の額とするとなつていますが、これも議案調査ができなかったので質疑いたしますが、第2条第1項の規定に関わらずというのはどういう規定なのか。そこまで、まずお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 休議をお願いします。答弁調整お願いします。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 9時57分）

---

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前10時02分）

---

○議長（吉田数博君） ここで、10時15分まで休憩といたします。

（午前10時02分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時15分）

---

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

**○介護福祉課長（佐藤祐一君）** 1点目の質問の各段階別の人数は把握しているのかということですが、現在把握はできておりません。

2点目の質問の第2条第1項に関わらずとはどういうことかということですが、介護保険条例の第2条第1項におきましては介護保険者の所得段階ごとの対象となる方、そして保険料額を規定いたしておる条文でございますが、それに関わらず今回の条例改正によりまして（1）から（8）の額にするということでございます。ここで言う（1）の令附則第19条第1項第1号に掲げるものということの中に今回の改正の内容であります譲渡所得等々が入ってもこの額とするという意味となっております。

**○議長（吉田数博君）** 宮口副町長。

**○副町長（宮口勝美君）** 今回の改正の中身ですけれども、長期譲渡所得、あるいは短期譲渡所得を含んだ金額でこれまでは所得の算定をしてきました。今回の改正に伴って、その分を除いた金額で算定するという内容でございます。

**○議長（吉田数博君）** 15番、馬場君。

**○15番（馬場 績君）** 第8条の第2条第1項の規定に関わらずということは今お二人がお答えになった譲渡所得を含まないと理解すればよろしいと理解しました。

各段階ごとの対象者把握していないということですが、少なくとも後ほど当初予算が計上されるわけです。介護保険についてもここで聞きますけれども、介護保険についても今回こういう段階区分で賦課されるということと関連して当初予算にはどういう形で反映されるのかという問題が出てきます。あと、それとの関係で国保条例のところ、税条例のところ質疑しましたけれども、国保については9月30日までとする免除期間の通知が既にきているわけです。従来ですと、介護保険、後期高齢者も含めて一体のものになるわけですけれども、免除される期間期日はどうなるのですかということも私はここでお尋ねしておきたいと思えます。

だから、免除期間が少なくとも国からの通知だと9月までだということであれば、当初予算にもこの段階区分で残り半年間の賦課徴収について積算する必要があると思えます、という問題に関係してくるわけです。そういう意味で各段階ごとの対象者はどうなっていますかとお尋ねしましたが、把握していないということだから、議長いずれこのままにはしておけないと思えますので、申告に基づいた所得ランクというのは税務を通じて把握できるわけですので、少なくとも未回答の部分については、議長に早い時期に回答を求めて



おきたいと、議長からそれをご指示いただきたいと思います。それから、各段階ごとの対象者については、そういうことにしてください。

それから、免除される期間についてここではどういうふうに判断すべきかということをお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） 各階層の人数の関係についてまずお答えしますが、馬場議員からご指摘待つまでもなく予算編成の段階でこれらはつかんでおります。ただ、この改正に伴ってどれだけだというふうに我々解釈したものですから、それは把握していない、要は譲渡所得者の人数は全然各階層とも分かりませんから、そこはつかんでいませんというお答えをしました。

ですから、基本となる介護保険料に伴う階層ごとの人数は把握しております。この改正に伴っての分でご質問されましたので、いわゆる譲渡所得等の人数はつかんでいないので、それに伴う人数は出ませんというお答えをしました。本来の介護保険料に係る階層ごとの人数はつかんでおります。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 現行では、保険料は国からの財政支援によりまして免除となっておりますが、一応避難指示解除に伴い平成29年10月以降は、合計所得633万円以上の高額所得者に対する国からの財政支援が打ち切りとなる可能性があります、ということで今回平成29年10月からは打ち切りとなる可能性がありますので、そういう内容でございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 大変良く分かりました。

税務課長に今の問題で確認したほうが明確ではないかと思えます。課税免除期間との関係で、国から何かの通知が町民税務課に入っておりますか。それとの関係で免除期間10月1日以降は600万円以上の所得者について課税されるという解釈だけでよろしいのかどうかという確認が可能だと思いますので。633万円ですか、そうですか。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 今通知がきているのは、既に解除されたところについては本年の9月をもって免除打ち切りという形のはきています。富岡町、浪江町については予定ということで入っている状況で、そこはまだ確定していませんので、なる見込みだという課長答弁していましたが、そういうことでございます。

- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第19号 浪江町介護保険条例の一部改正について  
を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第20号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 先ほど議案第11号で指定介護予防支援等に関する運営の基準の条例の制定が提案されました。20号では、浪江町指定地域密着型サービス事業の運営基準を定めた条例の一部改正ということで、11号とは直接条例そのものは関わりないけれども、事業運営としてはかなり不可分なものかなと私は読み取りました。その上で、この地域密着型サービス事業の事業所について現在、あるいは新年度においてこの事業所に該当する事業者はあるのかということをお聞きしたいと思います。  
ないとすれば先ほど地域包括センターで介護サービス業務を展開するというお答えでしたけれども、同時にこの条例に基づく事業所がないとすれば浪江町における帰還に関わる介護サービス事業の運営をどう対応していくのかということが問われると思います。そのことについてお尋ねをしたいと思います。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。
- 介護福祉課長（佐藤祐一君） 現在浪江町において地域密着型の通所介護事業所になっていただける事業所はございません。浪江町内におきましては、介護の事業でない形でサポートセンターという形でこの通所介護事業を実施するように計画をいたしております。

この地域密着型の通所介護サービスは現在は全国に避難しておる浪江町民を受け入れていただいている避難先の事業所を形式的に、越境指定と言いますが、形式的に指定をさせてもらって住民を受け入れてもらっている事業所はございます。ただ、現在浪江町自体にはない形になります。今後やっていただける事業所を誘致をしようと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） この条例に該当する事業所はないと、それに代わるものとして先ほど議案第11号でもお答えになりましたが、地域包括センター、サポートセンターを通してこの事業を実施したいというお答えでした。今後、こういう小規模多機能の事業所を誘致したいという計画もお答えになりましたが、問題は例えば議案20号の1ページで第4章に認知症対応型通所介護、これも新年度事業のところでお尋ねしたいと思っていましたが、帰還後の地域サポートセンターの体制では、認知症対応についても非常に困難ではないのかと。今後誘致するという計画の段階だけれども、一方ではもう期日を切って解除すると、高齢者が帰町するだろうと、そういう中で介護サービス事業が後手後手に回ってくるということは、避けられない現象だと、しかし現実には介護サービスを求める人たちが増加すると。まさに、ミスマッチになってくると思います。条例はつくったけれども、受け皿がないということだと思いますが、町長この議論だけでは十分理解できないかもしれないけれども、現実はそのようになるだろうと、その上に立って浪江町としての今後の地域密着型サービス事業をいつ頃まで具体化したいと考えているのか、条例提案された責任者として一言町長の考えをお聞きしておきたいと思いません。

○議長（吉田数博君） 答弁書、町長。

○町長（馬場 有君） これは、地域密着型のサービスの事業をする場合にやはり人員そういう問題が非常にありまして、中々やっていたく企業がないということが実態です。1日も早く一部地域を除いて解除したわけですから、そういう施設等については早急に設置したいという考え方で、できればこの2、3年ぐらいの中でそういう事業者が見つければという考え方で鋭意努力していきたいと、そういうことをご理解をいただきたいと思いません。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第20号 浪江町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第21号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
13番、紺野君。
- 13番（紺野榮重君） 2番で浪江町消防団は次のいずれかに該当するものでなければならない。(1) 浪江町に居住する年齢満18歳以上の者となっております。それで、消防団員は浪江町に居住する年齢ということではありますが、現状はほとんどが町外居住で、その辺はどのように理解して良いのかということをお伺いをいたします。
- 議長（吉田数博君） 帰町準備室長。
- 帰町準備室長（鈴木政己君） 浪江町に居住するについてでございますが、現在のところ3月11日時点で居住していたとしまして、団員としまして活躍していただいているところでございます。この条例が施行されましても、条例第4条第2項(3)前2項以外のうち任命権者が特に認めたものとしまして考えているところでございます。
- 議長（吉田数博君） 13番、紺野君。
- 13番（紺野榮重君） 第7分団の機能別分団新設ということで私も大変良いことだと思います。そこで、今度30名で第7分団が機能別分団が構成されるということですが、分団長、それから副分団長、部長が決めるわけでありまして。そこで、この分団長が仮に課長がなられた場合には、災害発生の際に課長は災害対策本部の中に入っていくと思います。その辺をどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。
- それからもう1つは、第7分団は、災害対応というものはどうふうな災害に対応されるのかということをお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 第7分団の考え方ということでございますが、第7分団は火災だけの対応となりまして、災害発生時には災害対応をお願いしたいと考えているところでございます。

また、前団長におかれましては浪江町消防団に対しましてさらなるご支援、ご協力、ご指導をお願いしたいと思っておりますのでございます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 私心配したのは、さっき質問したのはこの分団長と課長が兼務をするということになると災害対策本部の中でも出席しなくてはならない立場になるからその辺をよろしくご検討くださいということです。答弁結構です。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） ちょっとこの資料で分からなかったのですが、再確認させてもらいます。第7分団は、火災だけという今答弁ありましたけれども、災害は浪江町ですと泉田川とか高瀬川あって水防も消防団は兼ねていたかと思えます。それで、やはりそういうのもこの第7分団で活動していただかないといつ何が起きているかは予測がつかないものですから、災害は火事だけではないんですけど、万が一水害あった場合にはこの第7分団の方は出動しないという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） ご質問お答えします。

第7分団は、火災だけの対応とさせていただきたいと思っておりますのでございます。

災害対策本部会議が開かれますと、職員は災害に対応をするというところでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 再確認ですが、災害対策本部やる前に災害の予定地区というのは普通消防でここは危ないからということで木でやる何とか柵とか、色々準備してきた経過が今まであります。やはりもしこの第7分団つくられるのであれば、そういう水害等もとか、火災だけとか、何あるかこれからは分からないかと思えます。それで、常駐している方が一番初めに多分見つけていただけるのかなと私は認識しますが、なぜこれ消防団は火災だけみたいな、あんまり役所の職員の方はこれまでの経過で消防団の地元の活動やっている方あまり少ないですよ、私から言うと。細々の消防団というのは活

動今までされてきています。やはり年寄りの方が多く帰還されるということなので、今までの消防団活動と同じように何か7分団だけ限定しているというのと、1から6という2分団は大堀、3分団は津島、4分団は荻野です。帰還困難区域を含んでいるところが多いです。そうすると、その活動の場所はいないですから、元々いる役場の方というか、7分団に限定しないでやっていただきたいのですけれども、もう一度答弁というか、考え直してもらえませんか。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） お答えいたします。

第7分団の意義というのは、機動的に動けるといいうところが一番大きいと思います。火災は当然対応しますが、水害とか他の災害についても当然色々あります。災害対策本部が必要なほどの大きい災害であったら、防災計画に定められている役割を職員は果たさなければいけないというのがありますし、それほど必要ない警報レベルで災害対策本部まではいかないが必要であれば、そこは職員として対応するのか、その機能別分団でちょっと機動的に対応するというのは実際必要になってくると思いますので、その役割の中で機能柔軟に動けるように検討したいと思っております。よろしくお願います。

○議長（吉田数博君） 他にございませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 今の副町長の答弁であれば、先ほどの10番山本議員の質問に答えていると思います。

なお、議案第21号の提案理由のところちょっと見てください。浪江町内において火災対応を初めとする防災力の向上となっております。だから、火災限定ではないというのがそもそもこの条例一部改正の提案理由になっていると私は理解しましたが、そういうことで良いですね、副町長。

○議長（吉田数博君） 答弁、副町長。

○副町長（本間茂行君） この初めとするには、団員資格の拡大を図るところにもかかっているものでございますが、機能分団のところにも新団の新設というところにも当然かかっております。火災対応以外にも柔軟に対応できるところについては検討していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第21号 浪江町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。
- 

### ◎議案第22号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第22号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第22号 浪江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。
- 

### ◎議案第23号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第23号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第23号 浪江町上下水道事業経営審議会条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第24号 字の区域の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第24号 字の区域の変更についてを採決します。  
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第25号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 第1点は、評価項目に基づくそれぞれの評価点数はいくらだったのか。キョウワプロテックは総合評価で230点になっておりますけれども、各項目ごとの評価点数をお答えください。

それから、指定管理者の応募は1社しかなかったと、結果としてそうってしまったわけですが、正直なぜ1社のみ応募だったのかなという点については、ちょっと理解できない部分もあるわけですが、参考までに浪江町で今指定管理者を指定している業務の応募というのは、例えばほかにあるとすれば応募者はどれくらいあったのかということをお聞きしておきたいと思います。お答えください。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。



○**帰町準備室長（鈴木政己君）** 議案第25号資料をご覧いただきたいと思います。それで、指定の経過といたしまして、平成29年1月22日から2月14日までの公募期間で1団体からの申請を受理いたしました。また、2月21日に指定管理者選定委員会を開催しました。審査方法は面接と書類審査で実施いたしまして、委員3名各100点満点の合計点により委員会としての指定管理予定候補者を選定いたしました。審査基準は下のとおりでございますが、評価項目1から5までということと、配点も記入してあるとおりでございます。

2としまして、指定管理予定候補者の選定といたしましては、キョウワプロテック株式会社は本事業を実施する能力及び体制等の事業計画につきまして安定感のある提案がなされたものと評価し、また収支計画も問題ないと認めたことから、指定管理予定候補者に選定したところでございます。なお、審査の結果は、下のとおりでございます。団体がキョウワプロテック株式会社、総合評点は230点でございます。

○**議長（吉田数博君）** 総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** まず、先ほども課長からありましたとおり、公募によりまして1社しかなかったということでございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それ以外の指定管理ということでございますが、震災後についてはこの1件でございます。従前でありますと、大堀相馬焼の物産会館、さらにはマリンパーク等が指定管理をしていたところでございます。

○**議長（吉田数博君）** 15番、馬場君。

○**15番（馬場 績君）** 応募は1社しかなかったということですから、それはそれで了解しました。その上で、私審査基準について良く分かっていないものですからお聞きしたんですが、審査基準の配点は5項目合計100点だと、応募事業者の総合評価点というのはこの審査基準に基づく得点と私は理解しましたが、100点満点で総合評価点数が230点だからちょっと整合性がないなと思ったわけです。

ということは、3人の方の合計が230点ということは、必ずしも審査委員の中では100点満点でなかったという人もいるということだね。1社しかなかったからやむを得ないかもしれませんが、できるだけしっかり管理できるようなそういう公募期間なり、応募の宣伝なり、広報のあり方も今後考えていく必要があるのではないかと思います。これは、私の要望です。

○**議長（吉田数博君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第25号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第26号 工事請負契約の締結について（浪江町共同調理場新築工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 小中学校、あるいは認定こども園、保育園の開設に当たって、必要な項目かなとは思いますが、この資料を見ますと1日当たり最大300食になっています。なおかつ、そのほかにアレルギー対策なども対策対応素晴らしいものができているのかなと思っておりませんが、しかしながら1日300食つくれますよと最大できますよということでございますが、あくまでも希望的児童数も含めての話なのかなと思っておりませんが、実質的に300食必要なのかなということ、私はいかがなものかなということ、300食の施設が必要かどうかも含めて検討していただけたらなということと、その件に関して供給するものどうなのか。

それと、当然児童園児に対しての供給かなと思いますが、その他は何か考えているのかどうかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） まず、お答えの前に一つ確認をさせていただきますが、認定こども園にはまた年齢的にも対応が必要になってまいりますので、認定こども園の子供は別な施設での対応になります。ですから、こちらは小中学校の児童生徒、それから教職員が一応大きな対象になります。この学校施設今改修をさせていただいて段々形が見えてまいりました。当面小学校と中学校一緒にとということですので、一クラスずつとして9クラス、人数は今30人から35人が普通ですので、30人ぐらいと見て3×9＝27プラス教職員とい

う、いわゆる最大の容量でございます。この施設でどのぐらい継続できるのかは帰還なさる子供の数とかということで、若干見通しが立たないところありますが、少なくともこれから5、6年、10年ぐらいはこちらの施設になるのではないかなと考えてございます。ただ、一度に300食ですが、施設的にはいくつかの窯に分けますので、小分けにしてつくるという形になります。実際的人数がどれくらいになるかはまだ不透明なところありますので、それに見合った対応をしてみたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 当面はそんなに使わなくても約200名以上の方がもう児童数も含めてそのくらいになるということを仮定しての話だと思います。ここに書いてありますように、災害時の炊き出し機能も備えているということでございますが、そのほかにできる限りのことをしてあげたいという気持ちがありまして、せっかくこういう施設をつくるのであるならば、一人暮らしの方にも供給できるような考えはございませんでしょうか。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 災害の時は想定はしてございますが、今議員からおっしゃったようなことになると、またお食事の内容とかいろんな細かい配慮が必要になってまいりますし、また役場の中でのいろんな調整が出てまいりますので、これから町へ戻った町づくりの中でいろんなご提案をいただき、それから関係部署と調整しながら可能なものは対応していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ぜひとも検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。  
15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 本件の入札参加業者と落札率をお尋ねいたします。

それから、この議案を見れば新築だと私は考えたんですけど、また業務の名称のところにも新築工事と書いてありますが、この下枠の説明のところには改築建物と書いてあって、事業対象の構造規模と一致しますね。だから、新築なのか改築なのか。この資料そのものは、資料のこの改築というのはどういう意味なのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、300食についての利用形態については今平本議員から出ましたけれども、逆に当面100か200か私は検討つかないけれども、

200食程度だと見込んでいるとしても、全体の維持管理というか、設備が設備なだけに維持管理が大変ではないかと、その体制について、体制というか維持管理をどのように対応する計画なのか、お考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） まず、最初の2点について申し上げます。入札参加業者は、2企業体でございます。

さらに、もう1点落札率でございますが、97.3%です。

○15番（馬場 績君） 2業者の名前。

○総務課長（佐藤良樹君） 申し上げます。一つ目が泉田・ニーズ特定建設工事共同企業体、もう1社でございますが横山・佐藤商事特定建設工事共同企業体でございます。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 改築か新築かというご確認ですが、これは新築でございます。資料の上でそういう記述がございましたら大変失礼いたしました。資料間違って申し訳ございません、これは改築ではございません。従来あったものが使えませぬので、それに代わってこちらに新しくつくるという手続き上のことがこういう表現になっているのかなど。改築を国の交付金を受けてやるということで、物は新しい物をつくるわけですけれども、その辺の考えかなと思っております。大変急なあれで申し訳ございません。

それから、別途の次のお答えをまず申し上げますが、メンテナンスにつきましましては、使用する施設を効率的に使うということはまず一つでございますが、それからあと衛生上とメンテナンスの関係でなるべくしやすいということで、なるべく水などを流さないで管理ができるドライ式というんですか、システムというのもまたそういうことの配慮の一つとご理解いただきたいと思っておりますが、もちろん日常的な使用につきましましては、担当者に十分そういった将来的な使用にも耐えるような管理をきちんとしてもらおうと、そういうこと。必要な、定期的な、代々の清掃とかそういうことが必要になればまた対応していかなければならないと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 施設設備の衛生面も含めた維持管理については私は厳重な維持管理が求められると思います。これは、問題のないようにということだけ指摘をしておきます。お答えはいりません。

それから、入札参加業者はJV2社だということで、落札率は97.3%、やっぱり高いですね、本当に限りなく100%に近いと。

公共事業の設計単価というのは誰にでも分かってこういう落札が可能なのかと考えると一般競争入札の意味はどこにいてしまうのかということで、97.3%に対する町当局の評価とより公平性、公明性、競争性を高める制限付一般競争入札の改善についてどのように検討しているかということをお尋ねしたいと思います。

それから、今の教育長の新築か改築かということについては、まず26号資料をちょっと見てください。業務の名称、浪江町共同調理場新築工事（建築）、明らかに新築です。先ほどの教育長答弁では、今あるものを改築するということで改築でも間違いはないと、こういう趣旨の答弁だったかと思いますが、業務の名称そのものは新築工事。それから、小さい字だから見えづらいかもしれないけれども、このA3の右下（6）その他災害に炊き出しの機能の下に面積表と書いてあります。敷地面積というのが書いてあって、区切りがあって、新築建物床面積共同調理場247.82平米これは床面積ですね、建築面積が272.85平米ということで、この議案資料に食い違いがあると。多分入札は新築でやっていると思いますよ。国の補助も新築工事で認可されていると思います。議案の資料とは言え改築だという表示については私は正確ではないと思います。ここのところをきちんと整理をしてお答えください。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） この面積表にある改築というのは、もともとあった校舎に共同調理場がプラスされるので、学校としては改築なわけです。ただ、共同調理場だけでみれば、新築するということなので、それについては当然新築になります。

○議長（吉田数博君） 馬場君、どうぞ。

○15番（馬場 績君） 副町長の答弁も分からないではないけれども、この議案資料の1のところの構造規模延べ面積247.82平米この流れは新築工事の流れ、工事の概要、構造規模として（1）で書いているわけです。下の面積表についてもこれに付随するものです。上段では学校全体の中の一部だと捉えてもらいたいということだけれども、それはそれでだからそういう流れでこれ新築工事としておいて、面積表示と詳細な内訳については改築になっていると。公共事業の説明、事業の中身と説明資料表示の段階で食い違いが出ているというのは整合性がないと私はと思いますが、問題ないのでしょうか。再度お尋ねします。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） この資料の面積表とは学校の面積ですから、学校の面積表と見れば当然既存のところを改築するところがありま

すよ、それが学校の面積表ですよという資料だけです。実際この議案は共同調理場の新築ですから当然それは新築になるわけです。

- 議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。
- 15番（馬場 績君） ほかにって議長これ、今のあれで。
- 議長（吉田数博君） あくまでも質疑で3回以内というルールがありますので。
- 15番（馬場 績君） 3回だって、これは議会に対する説明としてはちょっと。
- 議長（吉田数博君） 私はなされたと思っていますので、続けます。他に質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。これより、議案第26号 工事請負契約の締結について（浪江町共同調理場新築工事（建築））を採決します。採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第27号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第2、議案第27号 売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第1期）を議題とします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 27号ですけれども、大きくいうと2点。一つは、29号の議案の撤回がありましたけれども、27号議案の造成工事はいつ終わるのかと、議案として上程されて災害公営住宅の売買契約の案件として提示をされているわけだけれども、造成としてのものは議案第27号の造成工事はいつ終わるのかと。造成工事との関係で引渡期限6月29日に乖離はないのかということが第1点。  
[「第2」と呼ぶ者あり]
- 15番（馬場 績君） 第2期の問題か、失礼。今の件は、私の誤解がありましたので、それは良いです。それで、災害公営住宅の事業形態というか、経緯として今災害公

営住宅かなり移転が進んでおります。そこで、同じく買取り型の事業でいくつかの問題が出ています。今回は1期工事で、こういう平面図はつきましたけど、どういう問題が出ているかというのと、例えば石倉では3社、4社、今4社分は工事中だけれども、三者三様それぞれ施工内容が違うというのか、違う部分の主な点を言うと雨水、あるいはエアコンの排水処理が物件によってまちまちだと、入居者から苦情が出ていると。それから換気扇の設備の問題もあると、それから整理棚のあるところとないところがあると、それから手すりの設置についても様々な問題があると、それからトイレの空間の問題で車椅子の人が狭くて利用できないという問題もあると、そういうことです。買取り型も手軽で良いけれども、施工内容にかなりの差が出ると、今回は1期ですけれども、今後2期の発注もあると思います。そういうことについての検討はなされたのかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えいたします。

今回議案に出しております22戸については、第1期工事分ということで同一業者、同一の内容になります。2工区につきましても、業者選定もプロポーザルを予定してございますが、設計内容については同様の設計で公募をかけておりますので、施工にばらつきが出るということはないようにしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第27号 売買契約の締結について（災害公営住宅幾世橋地区第1期）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第28号 委託に関する変更協定の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第28号 委託に関する変更協定の締結についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第30号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第30号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第31号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 一般会計補正予算について何点かお尋ねをいたします。

ページ15、緊急雇用県補助金で3109万6000円の減額で、歳出では



32ページ賃金のところで685万円、補助金の減額と歳出貨金の部分で同じ金額ということは考えておりませんが、大幅減額になった理由は何かということです。もっと言えば緊急雇用事業への影響があったのではないかということです。

それから27ページ、子ども医療費について465万4000円の減額補正です。財源が、国庫支出金で222万6000円の減額、一般財源で242万8000円、子供医療に関して減額分は金額的に見ると一般財源と国庫支出金ほぼ同額と、子ども医療費に対する負担の割合から言うとほぼ同額というのは問題がないのかということです。

それから29ページ、災害弔慰金、災害関連死に関する部分ですが、減額7000万円です。議案説明では、実績見込みという説明がありました。そこで、今年度の申請件数と認定件数はどうなっているかお尋ねいたします。

それから29ページ、浄化槽設置補助金で2786万3000円の減額です。実績見込みだと思えますけれども、減額理由と実績の件数についてお尋ねをします。

それから30ページ、除染対策で約2000万円の減額です。ガンマカメラ委託料がここでは1758万円減額になっていますので、除染対策のほとんどがこの委託料かと。平成28年度当初予算では、8300数十万円でした。単純に当初予算から委託料の減額分を引くと委託料実績は6600万円ほどになると、実際は委託料はどうなっているかということです。

二つ目には、問題はその1からその3までという説明はたびたび町からもありましたけれども、その4は3月31日で解除するという方針でずっと進めてきたと思うんですよ。しかし、その4が行われていないと、これはなぜかと、多分新年度でとなると思いますが、最大面積でしかも線量の高いところでガンマカメラによる調査が行われていないということについて、除染事業に対する町の姿勢が問われると思います。そのことについて、一体なぜなのかということをお聞きします。

それから同じく30ページで、放射線健康管理対策事業で補正が計上されておりますが、甲状腺検査の問題です。甲状腺検査の委託事業の実績と今年度の結果についてお尋ねをしたいと思います。

それから32ページ、いこいの村修繕工事2億5000万円の減額補正です。これは、予算項目の振り替えですという説明がありました。この減額はどこに振り替えられたのかと。そしてさらに修繕工事の計画と事業はどのように行われているのかということについてお尋ねしたいと思います。

それから35ページ、仮設店舗内の外装工事で44万4000円、それから光熱費補助で7500万円のそれぞれ減額になっています。それぞれの実績はどうなっているのかということをお尋ねしておきます。

それから36ページ、町道維持管理で3900万円ほどの減額です。正直私も町内巡回した時に、町道の舗装が破損していると、一方では一般会計で維持管理費が大幅に減額されていると、町道の帰還困難区域も含めた町道の維持管理は十分に行われているのかどうかと、補正減額との関係でお尋ねをします。

それから38ページに被災住宅再建補助2億1000万円の減額です。この補助事業の減額にはなっておりますけれども、実績として対象件数は何件で、その金額はいくらになるのかということをお尋ねいたします。

以上お答えください。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

まず、15ページの款14県支出金、項2県補助金の目4労働費県補助金の緊急雇用創出基金事業で3109万6000円の補正減はということでございます。この事業については、本来ですと平成27年度終了するところでございます。しかしながら、事業として町も要望しまして4事業という形で継続事業として認められました。当初は、1年ということ1年の4月から3月まで歳入として見込んでおりましたが、県と継続を協議した結果6カ月間認められたという形で、その分は認められましたという形であとの6カ月間については補正減をしたところでございます。

緊急雇用については以上でございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） ページ27ページの子ども医療費の問題でございますが、子ども医療費につきましては、18歳まで医療費が無料ということになってございます。乳幼児0歳から就学前が補助、小学校1年から小学校3年生までが単費、小学校4年生から18歳までが補助ということになってございます。特に割合につきましては、一般財源が減ったというのは、その分の小学校1年生から3年生までの医療費が少なかったという状況でございます。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 29ページの災害弔慰金の件でございますが、支給については3月7日現在生計の主が4名、その他が14名ということで、18名に支給が決定され支給済みでございます。それで、却下された件数について今調べておりますので、分かり次第答

弁したいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 同じくページ29ページの目3環境衛生費の節19負担金補助及び交付金の事業再開向け浄化槽設置補助金の2786万3000円の補正減であります。これにつきましては、下水道事業が復旧することによりまして、本来の各事業再開の事業者が浄化槽を設置する必要がなくなったという形で、当初6基ほど見込んでおったんですが、それが0という形で全額補正減したところでございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） ページ30ページの目7除染対策費、節13委託料の減でございますが、当初予算では浪江町除染等工事のその1からその3の宅地1420件を想定しておりましたけれども、実際には住宅が建っている箇所1180カ所としましたための減額となっております。

また、その4工事の宅地についてはいつ測定するのかということですが、平成29年度当初より予算計上しまして実施するように考えております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは30ページの放射線健康管理対策費の中の委託料で、甲状腺検査委託料の決算ということでございます。お答えいたします。

当初におきましては、県内では平田中央クリニックで、県外では全日本民主医療連合会との委託契約をもって、人数は150名を予定をしておりました。金額的には85万1000円。決算でございますけれども、3月末請求を入れますと人数で42名で、金額では24万5704円という内容でございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ページ32ページ款5労働費の目3労働諸費、節15工事請負費2億5000万円という補正減という形で、これはいこいの村の修繕工事でございます。振り替えという形のお質しでございますが、補正減の内容といたしましては前の議会でもいこいの村の敷地周辺の除染作業が12月頃までかかりましたと、線量の低減を確認してからの発注となったことから今年度は外部工事のみの発注となり、減額となりました。残工事については、平成29年度に発注する予定でございます。

同じくページ35ページにいきます。款7商工費、目2商工総務費の節15工事請負費、仮設店舗外装内装工事の中身はという形で、実

施見込み44万4000円の減、これは「まるしえ」の内外装の工事費でございます。実際のところは、決算見込みで4205万5200円を見込んでいるところでございます。

それから、19負担金補助及び交付金、町内の再開事業者等光熱費補助金という形で当初9000万円ほど見込んだわけですが、7500万円の補正減という形で現計で今のところまだ事業再開の事業者から電気量という形で請求が上がってくる見込みでございますが、一応現在のところ1500万円があれば決算見込みできるかという形で7500万円を補正減したところでございます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、36ページ道路維持費の委託料、道路維持管理委託料でございますが、こちらについては町道の草刈りの委託料でございます。今年度除染と重複する部分がかかりございまして、その分については委託料の減額ということをさせていただいたところでございます。

さらに、38ページ浪江町の被災住宅再建補助金でございますが、今現在の決算見込みでいきますと件数で19件、金額で7250万円ほどの支出を予定でございます。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前 1 1 時 3 9 分）

---

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 1 1 時 3 9 分）

---

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 県は半分に値切ったということだ緊急雇用、副町長に言っても仕方がないけれども、こういう時期に緊急雇用事業、浪江町では継続をお願いして予定どおりいくかと思えば、結果的には1年が半年に削られたと、これは問題だと思うんです。実際必要な部分だから被災者支援というところで。1年雇用が半年雇用で打ち切ったということだと思いますが、どういう部門で予算が貼り付けされたのか、何名で実人数、延べではなくて。実人数何名かと、当初予算で上げておいて途中で県の都合で減額されるということはまさに被災者を顧みないという実態をかいま見た思いですが、町長今年度は終了だから28年度の実態も踏まえて予算の回復をしていく必要があると思います。28年度の予算はまだ見ておりませんがそういう問題だと思いますので改めてお尋ねをいたします。

それから、27ページの子ども医療費については、私が聞いたのは  
国県支出金と一般財源の減額分がほぼ同額だと、年齢によって補助  
負担が違うというのはわかりますが、1年生から3年生の分が少な  
かったので結果的にはこういう減額になったということだと思いま  
す。中身確認できないからあれだけれども。今回の補正で国県支出  
金と一般財源の減額補正が同額という質問に対する回答としては理  
解できない部分があるので、今一度丁寧にお答えください。

29ページはとぼしまして、合併浄化槽の設置補助今下水道が復旧  
したため、5期がゼロになったのでということその実態はわかり  
ましたが2786万3000円の減額の関係でいうと、5期分の設置補助が  
こんなふうになるのかということ考えるのですが、減額補正と実態と  
の関係で補足説明があれば補足してください。

それから、除染対策でこれも件数は28年度では宅地1180件やった  
という報告は全員協議会で一般質問でだったか答弁をいただいてお  
りますので、件数はわかっています。しかし、よく考えてください  
よ、その4工区は避難解除面積の全体の何割になります。しかも線  
量が高いと、多分全部完了していないからということ次年度と考  
えているのかもしれませんが、除染事業の遅れの実態、除染料の線  
量の高さから言ってもガンマカメラの有効活用を厳しく求められる  
と思うんです。このことは同僚議員からも指摘があった案件です。  
改めてその4の調査がなぜ行われなかったのかということについて  
もう少し納得できるお答えをください。そのうえ1180件の検査結果  
が出たとそれをフォローアップ除染に反映したかどうかという問題  
です。どのように反映されたのかお答えください。

それから、甲状腺検査の問題では委託している2事業というか団  
体で検査を受けたのは42名、福島全体でも受検数が減少傾向にはあ  
るわけだけれども、しかし去年の12月末に発表された甲状腺がん疑  
いあるいはがん確定、それと同じような今年に入っても発表されま  
したが、依然としてやはり確認されているんですよ。何が大事かと  
いうと私は甲状腺検査継続すべしと、だからそのためにどういう取  
り組みをすべきか、ここが補正の減額からも問われる問題だと思  
うのです。もし整理されていたとすれば一巡、二巡と行って良いの  
かな、浪江町が委託している件数だから一巡、二巡とは関係ないね。  
対象者でまだ受検していないという数がわかったらお答えください。

それから、いこいの村の振り替えについては、内部については29  
年度に発注するというので、これ繰越明許に上がっていたのかな、  
繰越明許にないんですが、どういう繰越措置をされたのか。

予算説明で振り替えという説明がありましたが、そうすると振り替えではないと。これは多分復興推進課長の説明だな、また所管違うから産業課長の説明ではなかったです。私のメモでは振り替えということでしたけど、振り替えがあるとすれば振り替えについて改めてご説明、振り替えでないとなれば訂正をお願いいたします。

それから、36ページの仮設店舗の事業補助ですが、仮設店舗の内装、外装については9500万円、仮設店舗というのは、まるしえということの理解で良いのかどうか。11店舗ですか。逆算すると約900万円近いと内装外装ではなくて、仮設店舗そのものにするぐらいかかったのではないかと金額からいうと推測されるんですが、予算執行の中身についてお答えいただければと思います。

それから、光熱費は7500万円の減額ですが、現在のところ1500万円くらいかなということですから、その事業実態はわかりました。36ページの町道舗装についてこれは消防による除草作業の委託料だということですね。確かに消防の作業も町道の維持管理の委託料だと思いますが、当然ここでは道路工事の補修等も入っているのではないかと。正直、全町は歩ききれませんが所々町道に穴があいているのは担当課長もご承知だと思うんです。やはり年度内維持管理追加できるとすれば、帰町に向けた環境整備の一つだと思います。そういう意味で今度の補正で28年度終わりということになるのか引き続き維持管理発注している部分もあるし、決定するというものかどうかわかるかお答えください。

それから、被災住宅再建補助金については件数だけ、金額はわかりましたので、件数をお答えください。

〔「19件」と呼ぶ者あり〕

○15番（馬場 績君） 19件って言ったのか。わかりました。

○議長（吉田数博君） 答弁者、本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私から15ページの緊急雇用と除染についてお答えいたします。

最初の答弁では説明足りませんでした。議案説明資料の時に復興推進課長が申し上げているとおり、緊急雇用創出基金はマイナス3000万円になってこの部分を被災者総合支援金というところに財源を振り替えているわけでございます。

ですから、人的にはそこで終わっているわけではなくて継続している事業とさせていただいて良いです。具体的には出張所にいる方、交流館にいる方々が被災者に対する支援を行うことの人件費として活用しているわけです。なぜこういうふうな財源を振り替えたかと申しますと、県の緊急雇用事業というのはもう終わりであると、被

災者支援総合交付金というのは出来たばかりの事業、29年度にスムーズに被災者支援総合金のままで雇用して、さらに被災者の支援をスムーズにするためには、財源を振り替えていたほうが良いという判断から今回振り替えているという状況であることを追加してご説明いたします。

30ページの助成についてですが、もともとガンマカメラというのは買ったのは1台です。ただ1台だけだとどうしても足りないということで、補正で8000万円ぐらいの委託を議会の中で認めていただいて、その1からその3をまずやりますよということ、安心・安全のためということで実施した事業で結果的には1180件実施したということでございます。

これについては、当然ちょこちょこ出てくるデータについては除染検証委員会で活用したり、環境省にお見せしてフォローアップ除染に生かしてもらったりしているところでございます。

その4につきましては、除染が終わらないからガンマカメラをやるのではなくて、もともとガンマカメラの今年度の計画というのはその1からその3まででやったと。ただ、ガンマカメラをやらないとフォローアップしないのではなくて、環境省が随時モニタリングをしていますので、その数字は随時もらって定期的に環境省と線量に対する会議をやってフォローアップ除染の徹底について現在も進めているというところでございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 子ども医療費の問題でございますが、18歳まで無料ということで町が負担する部分は小学校1年生から3年生まででございます。そのほかにつきましては補助ということで町の負担はございません。たまたま数字が近い数字になったということでございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えします。29ページの事業再開向け浄化槽設置補助金金額が2786万3000円という補正減でございます。これについては6基ほど全額一応補正減というかたちでその6基については当初事業系の事業所というか、例えばホテルという形で100人槽とか、それからその他の事業所20人槽とか、あと建設業の組合さんとか14人槽という形で、通常の合併浄化槽金額が事業費で多大な額になっているという形でこのような形になっているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 30ページのところの甲状腺検査につい

て未受検者数はということでお答えをいたします。

対象者につきましては3772名いらっしゃいまして、現在まで受診されていない方が374名ということになってございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 32ページいこいの村改修の事業でございますが、予算説明の中で振り替えという言葉使わせていただきましたが、これは28年度に実施する工事の予定であったものを先ほど産業課長説明のとおり、内装工事でございますが、29年度に振り替えるということでご説明申し上げたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 町道の維持管理についてでございますが、草刈りはもちろんのこと、通常定期的なパトロールを行いまして、日常の通常の維持修繕工事を行っております。

さらには、来年度災害復旧についても20件を超える箇所を予定してございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） すみません。訂正をお願いいたします。

先ほどの子ども医療ですが0歳から修学前これが県が2分の1、町が2分の1でございます。小学校1年生から3年生までが浪江町の単費、小学校4年生から18歳までがまるまる補助、10分の10補助ということでございます。失礼しました。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 29ページの災害弔慰金の関係ですが、今年度申請を受付けておりますのは27件でございます。18件の支給をしておりまして、その他については随時審査中でございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 35ページの日2商工振興費の節15工事請負費の仮設店舗の内外装工事ですが44万4000円、先ほども決算見込みで4205万5200円という形で内装、外装工事のまち・なみ・まるしへの10店舗の内外装工事の補正減であります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 緊急雇用については29年度以降の予算確保事業執行のために、被災者支援事業に振り替えたということでそのまま減額になったものではないと。確かにそういう説明もありました。副町長もご存じだと思うけれども、県の予算もこの分も削っているんです。人も足りない、予定どおり確保できていないと。そうすると、町としては県の対応がそういうことだから、国の被災者支援



事業を利用したというか、被災者支援の対策に万全を期しているということだと思います。経過はわかりました。了解です。

それから、子ども医療費についてもわかりました。それから災害弔慰金についても27件中、今年度の申請のうち18件が認定されたということなのか、次年度継続分も含めて18件なのかというところは改めますが、いずれにしても27件の申請に対して18件の認定、ここから明らかなことは、現在でもやはり災害関連死が継続しているということだと思います。そういう意味では先ほど緊急雇用対策事業で振り替え事業になりましたが、戻る人、戻らない人そういう人に対する支援対策の強化が求められているということがこの事業を通じても明らかになったと思います。補正予算の内容については了解をしました。

それから、29ページの合併浄化槽についてもわかりました。それから30ページについてもあんまり何度もしつこく聞くなと言わないけれども、度々答えているだろうと言っているんですが、そういう思いもあってお答えされたと思うんですが、フォローアップ除染にどう生かすかというのは非常に大事ですよ。これ以上言わないけれども、除染後も線量が高いと宅地周りではなくて周辺もあるいは農地も線量が高いという問題があるので、除染対策は今回約2000万円の減額、ガンマカメラが1700万円の減額になりましたが、それぞれ理由があると、28年度事業を踏まえて29年度に反映するというお答えでしたからこれも了解いたしました。

放射線管理事業で未実施が374、当時18歳以下の子供も対象になっていると思うんですが、あれから6年過ぎたということもあって中々受検の関心が薄れているのではないかと思います。

そこで改めて健康管理という点から放射線、甲状腺検査を受検すべきだという丁寧なお知らせをするべきだと思いますが、町の対応をお聞かせください。

32ページ、いこいの村、要するにいこいの村内装については29年度に変更するということですが、金額としてその分が単純にいうと2億5000万円と理解するわけですが、先ほども言いましたが今回出された繰越明許にはその部分がないんです。29年度に繰り越しとすればどういう形で措置をされたのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 2点について答弁お願いいたします。

健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、甲状腺検査の未受診者に対する対応ということでございます。

お答えいたします。未受診者に対しましては、県の県民健康調査と連携を図りながら受検勧奨に継続して努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 内装工事、外装工事それぞれの工事単独工事として、28年事業を今回内装工事を取りやめて29年度に新たに組み直したという形になっておりますので、繰越明許費には設定しておりません。

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

議案第31号で質疑を予定されている方、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） わかりました。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第31号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（吉田数博君） ここで午後1時30分まで昼食休憩といたします。  
（午後 0時07分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

---

### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第32号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 国保特会についてお尋ねしたいと思います。

6ページの歳入補正ですが、款3目2で5億3400万円、災害臨時特例補助、大幅に減額されて財政調整基金款3目1で、財政調整交

付金で特交で5億3800万円、普通調整交付金で3400万円、補助率変更による組み替えだという説明がありましたが、単純に計算すると3000万円ほどここで穴があくと、さらに県補助金8ページ、財政調整交付金3900万円、これは県からくる普通調整交付金ですが、先ほど言った款3と連動するかどうかわかりませんが、一連の国庫補助ではなくて、一連の関係があるのではないかと、実際は医療費支出が増加しているということから考えると、この出入り数字的には理解できない部分があるのですが、なぜこうなったのかと、何名にならないのではないかと、その不足分は今後交付される見込みがあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） お答えいたします。まず国庫支出金の款3項2目2で災害特例補助金が5億3400万円の減、その上の目1財政調整交付金が5億400万円の増、3000万円の差が出てくるのでございますが、交付金につきましては、実績申請をいたしております。ですから必要額を見込みを込めて申請をして、実績に基づいて必要な額ということで改めて交付決定を受けるものでございますので、欠損ということではございません。ですからまず予算的には各補助金等と相殺されておりますので、4ページの総括表で見てくださいと、歳入については1億ほど増額となっております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 4ページの歳入総括では共同事業交付金が2億2000万円の増額補正ですから、これら合わせるとバランスが取れているというか、欠損にはならないという説明はそれはそれとしてわかりますが、一つは今課長の答弁でわかったのは、これは見込みで申請したもので改めて実績でお金が入ってくると。

したがって、穴があかないと県の出入りについても同じだと。答えとしてはそれはわかりますよ。わかるけれども今回の補正でいうと、同じことを聞くようになるけれども、款3の国庫支出金、財政調整金と災害臨時特例債の補助金、これが組み替えだという説明もあったし、もちろん国庫支出金ですから、この関係でやり取りがあるということだと思ふんです。

しかし、この段階では3000万円の穴があくという心配はしたわけですが、あくまでも見込み申請だからそういう心配はないんだと、最終的には実績に基づく申請ということになるので、どれがどれだけのお金が入ってくるのかわからないが、交付金で交付されるというお答えでした。

ただ、念を押せば財政調整基金の節の特別調整交付金で5億3800

万円今回入ってきているわけです。これまでも色々議論してきたが、特交の場合は掴み金だから、実績見込みで申請したので今回こうだったが、最終的には結果に基づく申請をすれば心配ないということですが、どこでどれだけ来るかというのはわかりませんが、いずれにしても特別調整交付金による穴埋め措置というのが従来の財政調整の手法ではないかと、ちょっと心配し過ぎかもしれませんが、組み替え段階でこういう穴が空いてて、最終的には実績で調整されるということですが、その財源が特交だとすれば心配だと思うのですが、それは心配し過ぎですか。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） お答えいたします。この特交にしましても、特例補助金にしましても概算枠で当初は決定をいただいております。今回は、実績というものを出示しておりますので、その段階で正しいと言いますか、必要な額が決定されます。その結果が今回の補正ということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第32号 平成28年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第33号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 津島直診6ページの歳入の補正ですが、今回1500万円の減額補正で、補正前の差し引きで診療収入が8700万円、

仮設住宅等、被災者の生活地域、生活する場所の大幅移動によって津島直診の外来収入が減額してきていると。それは去年あたりからそういう傾向になったわけですが、逆に診療収入という面で幸い従来浪江にいた先生方が津島直診に1週間に何回かということで手伝いをいただいて、かなり町民の健康管理の面でも診療所の経営という面でも大変力を発揮していただいたわけですが、結果として減収傾向が続くと、外来収入の収支の見直しの一つとして診療科目等について考える必要があるのではないかと、診療所の先生方の意見も含めて今後の診療所経営という点からすれば、成り行きに任せるといふわけにはいかないと私思ったのですが、事務長としてはどういふお考えですか。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） お答えいたします。診療科目につきましては、来院される方、患者さんには全て対応しているところがございます。なかには整形外科とか、専門的にレントゲンを撮ったりする場合には医大から支援を受けて今診療を行っておりますので、ほぼ皆さんの要望にはお応えできているのかと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 現在の診療体制には問題はないというお答えですが、こういう時期ですからあまり診療所経営ということに力点を置くつもりはありませんが、やはり居住地の移動に伴って直診診療そのものがずっと縮小されてきていると、私としては診療科目の増設等も含めて患者の要望にさらに応えていくべきではないかと思っておりますが、現在の診療科目はお手伝いの先生方も含めてどういふ状況ですか。

○議長（吉田数博君） 仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） 現状の科目ということでございますが、内科、外科、婦人科、あとは皮膚科、あとはもう一つが整形外科ですか、整形外科につきましては先ほど申し上げましたように医大の先生の支援をいただいているところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 現状はわかりました。なお浪江診療所でも二人体制で診療所が運営されるということです。したがって、途中、人事異動もあるということです。改めて診療体制の充実が求められていると、県は県で県内全体を見なくてはならないということ。人手不足ですが、あらゆるところで双葉郡の医療診療が弱体化しているということは重大問題になっていて、事務長もそのことはご承

知だと思うのです。要望にかえますが、津島診療所もあれだけ立派な診療所がオープンするということですので、箱物だけ立派でもその機能を十分に生かせないということではもったいないということだし、避難者の健康管理という点からも診療科目の増設を含めて県の真意を強く求めていくべきだと思います。

今回の補正と今後の診療所経営という点からそのことを要望としてあげておきたいと思います。十分推進を求めておきたいと思いません。

○議長（吉田数博君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第33号 平成28年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第34号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第34号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第35号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第35号 平成28年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第36号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 特会の6ページです。国庫支出金で介護給付負担金が7200万円の増額補正です。同時に国庫支出金で災害臨時特例補助金が7100万円の減額、それから調整交付金で5500万円の増額になっています。

さらに、7ページにあって、支払基金交付金で介護給付交付が7200万円の減、第2号被保険者分だという説明がありましたが、款1と款2は別なものだとは思いますが、第2号の被保険者分の現年給付も減額になっていると、この理由はどのような理由なのかということが一つです。

それから、6ページの上と下との関係、款1の目1のところでは先ほど言ったような増額と、項2で減額になっていると、これは関係制があるのかどうかということについてお尋ねをいたします。

もっと突っ込めばこういう出入りによって、介護給付サービスの抑制の問題は出てこないのかと、抑制の背景に出入りがあったのではないかと考えられるわけですが、お答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 6ページの介護給付費負担金、款1国庫支出金の7200万円の現年度分の増でございますが、こちらは平成28年度介護給付費国庫負担金の交付見込額に基づき増額を補正するものでございます。

それと、災害臨時特例補助金の7159万6000円の減額と、その下の現年度分調整交付金につきましては、こちらは災害臨時特例補助金の補助率と、特別調整交付金の補助率の組み替えによって動いている分でございます。

7ページの款2支払基金交付金の7202万4000円の減は、第2号被保険者の介護保険料に係る社会保険診療報酬支払基金からの変更決定に基づき減額をするものでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 数字を読めばそういうことになるんでしょうけれども、6ページ、7ページにある第二被保険者分の7200万円というのは、説明でもそういう説明されましたから分かりますが、第2号被保険者にかかわる介護給付の交付がこれだけ減額になるということは、先ほど言った補助率の変更とはまた別な問題だと私は思うんです。これがなんで大幅に減額になったのかと、第2号被保険者という位置づけが明確であるにもかかわらず減額になったと。

これは、それにかかわる介護給付の実績見込みで給付算定がされたという意味ならわかりますが、内容的に整合性のあるお答えをいただければと思います。

一方では、11ページで介護サービスの様々な給付についてこれも大幅に減額しています。それとの関係で例えば7ページの2号被保険者分の減額ということになったとか、出入りの繋がりがあるはずなんです。あるのか、ないのか。全く項目別の国から来るものはこのだからこういう補正を組んだということだけなのか、関係制について分かりましたらお答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 大変失礼いたしました。国の交付金と社会保険診療報酬支払い基金の交付金は歳出におけます款2の保険給付費に対応しているものでございますので、保険給付費それぞれ居宅サービス1900万円、施設介護サービス4400円、そういう金額が減額になっておりますので、この歳出に対応するものでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。



これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第36号 平成28年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第37号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第37号 平成28年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第38号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第38号 平成28年度浪江町水道事業会計補正予算

(第3号)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(吉田数博君) 暫時休議をいたします。

(午後 2時00分)

---

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 2時01分)

---

#### ◎延会について

○議長(吉田数博君) お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

---

#### ◎延会の宣告

○議長(吉田数博君) よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

なお、直ちに議会運営委員会を開催しますのでご参集ください。

(午後 2時02分)

3 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

## 平成29年浪江町議会3月定例会

### 議事日程(第3号)

平成29年3月17日(金曜日)午前9時開議

- |      |        |                                  |
|------|--------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第39号 | 平成29年度浪江町一般会計予算                  |
|      | 議案第40号 | 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算    |
|      | 議案第41号 | 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算          |
|      | 議案第42号 | 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算    |
|      | 議案第43号 | 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計予算           |
|      | 議案第44号 | 平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算          |
|      | 議案第45号 | 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算          |
|      | 議案第46号 | 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計予算            |
|      | 議案第47号 | 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計予算           |
|      | 議案第48号 | 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算           |
|      | 議案第49号 | 平成29年度浪江町水道事業会計予算                |
| 日程第2 | 議案第50号 | 工事請負契約の変更について(幾世橋住宅団地(第1工区)造成工事) |
| 日程第3 |        | 復興・創生特別委員会報告                     |
| 日程第4 |        | 請願・陳情審査報告                        |
|      | 陳情第5号  | 避難指示解除の判断は6年後という陳情               |
| 日程第5 | 発委第1号  | 浪江町議会委員会条例の一部改正について              |
| 日程第6 |        | 委員会の閉会中の継続審査又は調査について             |

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	9番	佐々木恵寿君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	島山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼まちづくり整備課長	安倍靖君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業振興課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	三瓶徳久君	帰町準備室長	鈴木政己君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務所長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	清水中君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	清水佳宗	書記	柴野早苗
-------	------	----	------

---

### ◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は14人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

### ◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

### ◎議案第39号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第39号 平成29年度浪江町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、山本君。

- 10番（山本幸一郎君） 資料は一般会計と特別会計の歳入歳出資料予算でよろしいでしょうか、11ページ。番号17番の一番下、新規なんです。ため池等の復旧及び放射線物質対策事業でため池の復旧と放射性物質の対策のための放射性物質の堆積状況等の調査4800万ちよいの値段が出てます。ため池いくつ調査して、調査というのはどこをどうするのか教えていただけますか。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

- 産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

ため池等の復旧及び放射性物質対策事業についてでございます。

これは平成29年度から新規事業で行う事業でございます。今回国でこの事業は福島再生加速化交付金により、市町村でもできますという形でこの制度設計がなされたものでございます。平成29年度はまず基礎調査を行います。基礎調査とは営農に利用または利用する見込みのあるため池について基礎的な調査を行い、放射性物質対策の必要性を検討するというところでございます。それから詳細調査という形で放射性物質対策が利用管理上必要があるため池について、測量や放射性物質の詳細調査等を行い、対策の計画を作成するというところでございます。対象ため池の数でございますが、現在、今のところ町として対象ため池は38カ所を想定しているところでございます。まずは平成29年度は調査をしまして、実際どういう形で工事をやっていくというのは平成30年度以降という形で捉えているところでございます。

- 議長（吉田数博君） 10番、山本君。

- 10番（山本幸一郎君） 今、平成29年度中に38カ所のため池の調査と

ということなのですが、ちょうど私末森地区にため池六つあるんです、近所に。帰還困難区域は含まれているのかどうかを含めて、また調査の内容を今の説明だとざっくりでよく分からないんですけど、たぶん予算とっているということは、底質とか湖底の、ため池だから池の底の土をとってやるとか、なにかそういうような詳しい調査の仕方は分かんないのかどうか分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ため池の箇所でございますが、38カ所という形でございます。末森地区については帰還困難区域についてはこの38カ所の中にあるんですが、直接は調査に入っていけないというところでございます。

ただ、それぞれ調査しまして、帰還困難区域は別として、ベクレル数が8000Bqを超しているかいないかという形でその調査がされていきます。工事としては8000Bq以下であれば、それぞれの各地区の仮置き場に平成30年度以降土砂を集積して、その後中間貯蔵施設に移送するとかそういう形で、それぞれのため池のベクレル数、土壌汚染度を調べながら、まずは平成29年度、帰還困難区域は直接は入らないと思いますが、その汚染土壌を調べながら平成30年度の対策工事。その対策工事の中身ですが、これからのどういう底質の工法は詳細調査結果等をもとに設計を行い、対策工事を行うというところになっているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 課長、私の質問聞いて答弁よろしくお願いたいんですけども、私は、調査の内容と言って、工事の内容は調査しないと分からないと思っているんで、調査はこういう調査しますかということをお尋ねしたんですけども、課長は工事の内容はわかんないと。だから調査の内容は湖底の土採るのか、8000Bqの調査するのとだけ言っていただければ良かったんですけども、その中で矛盾しているのは帰還困難区域は個数に入っています。その中で入らないで調査するという答弁がなんだか分からないんですけども、入って8000Bq以上だったら調査を延期しますとかと言うんだったら理解するんですけど、入らないで調査しますというのは、どう調査するのかなというのが一つありまして、それで8000Bq超えればもちろんできないとか、ちょっと延期しますよというんだったら分かるんですけど、そこを再確認。

もう一つ、その課長やり方、だから湖底の土採るのかとかそういう調査の仕方は報告で予算とっているんだからあると思うんです

よ。だから先ほど言っているとおりに8000Bq未満の調査するとか、水質調査だけとか、そこを聞きたいだけで、工事内容聞いているわけではないので、簡単に分かっている範囲で良いんで教えてくださいということなんでよろしいでしょうか。くどいようですけど帰還困難区域、数に入っているんだったら、やんないんだたら箇所には入っていないはずなんですよ。その辺ちょっと精査して答弁お願いします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） このため池調査事業を始まる前に農水省と事務的な段階で検討した中なんですけど、帰還困難地域については、まず立ち入りすらできないという中で、38カ所の中に帰還困難地域のため池もあるんですが、その調査もそれは入っていけないということでございます。調査の内容は採水調査とか基礎調査、それから面的調査という形であります。まずは居住制限区域、準備区域のため池をそれぞれ調査しながら、実際の工事に入っていくと、いうところでございます。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 対象は38カ所ということですが、ただ今回調査していくのは帰還困難地域以外のところを調査させていただくということです。調査については、今も先行的に平成28年度から始まっているところがありまして、中々自治体の状況を見ると、どう調査したら良いのか、どう施工したら良いのか試行錯誤をやっているということでございます。先行してやっているところの知見をいただきながら、やはり一番大事などのくらいの量があるのか、どのくらいの濃度があるかなので土を採って量と濃度を判断してどう土を採るかという詳細調査をやっていくという予算でございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 他にございませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 何点かの一般会計の予算についてお尋ねをしたいと思います。

主に予算資料で質問したいと思いますが、資料の7ページの4から6で新規事業が予算化されております。そこで、この4番に該当するのか6番に該当するのか事業の細目について承知しておりませんので、あえてこの項目でお尋ねするわけですが、昨日もお尋ねしました、高齢者の認知症が増加しているということと相まって、特に復興公営住宅に移った人も、あるいはこれから帰町される人も高齢者で様々な心配事がありますけれども、認知症だとある調査に



よれば高齢者の3人から4人に一人は軽度の認知症が発症していると。そこで私もそうでないかなと感じる人は何人かいるわけですが、私は全く素人ですので肌感覚でものを感じているだけで町としては、避難の現状を踏まえて軽度発症の認知症の場合は非常に判断は難しいと思うんだけど、早期予防が一番だと、特に帰町する人も復興公営住宅に入った人も家族ばらばら、地域ばらばらで生活していると、あるいは地域的にある程度まとまったところでもやっぱり家の中に入って交流がないということです。そういう環境の中で認知症の早期発見、早期予防につなげる取り組みができるというのは行政だと思うんです。この事業の中でそういうことを視野に事業を進める考えがあるのかどうか。それから併せて4、5、6については一般的な事業と考えますけれども、この事業に結び付けて、専門家の参加協力も考える必要があるんじゃないかと。どういう検討されているかということをもっとお尋ねいたします。

それから、資料の8ページで子ども医療助成事業。

[「7ページ」と呼ぶ者あり]

**○15番（馬場 績君）** 失礼しました、7ページの8です、訂正します。昨日も一部お尋ねしましたが、甲状腺がんの継続的な治療をやるということですが、ここで子ども医療助成事業、あるいは7番の継続的な事業として医療費助成事業等が計上されております。以前から議論してきたところですが、まだ明確にされていない問題がデータの一元管理ということです。町ではこの事業とデータの一元管理についてどのように対応されるのか、新年度の。

[何事か呼ぶ者あり]

**○15番（馬場 績君）** 私、眠いところで調べたものですから、子ども医療とも関係するわけですが、8ページの17です。甲状腺検査、だからこれはこれ、それと検診等も含めた医療検診のデータの一元管理をどうするのかということについてです。

それから、所管ですけれども、委員長の許可を得ましたので、予算資料が85ページ、マイナンバーについて予算書です。予算書の85ページ節の19負担金補助及び交付金ですべてではないと思いますけれども609万4000円の予算計上されております。そこで新たに明らかになってきていることが生活保護の申請をする際に、従来でしたらば親族の扶養義務者の扶養能力の調査の協力依頼は、申請者の同意を得て実施されていたと。ところが、マイナンバー実施に伴ってこれまでの扶養関係者の同意とは関係なく生活保護の申請があった段階で自治体間で、例えば浪江の方が申請したと、宮城県に扶養関係者が所在していると、そうすると自治体間で調査できるというそ

ういう事態になっていると思うんです。浪江町ではそういう場合、マイナンバーシステムとの関係でどう対応されるのかお尋ねをしたいと思います。

それから、また予算資料に戻っていただいて予算資料の9ページの3で継続事業で賠償支援事業、賠償の審査所管は総務常任委員会で、私が所属する委員会です。これも重要な案件であるということで、本会議質疑を委員長に許可していただきました。そこで、11月でしたかここに持ってきてありますけれども、ADRの1件和解について説明がありました。その後、あの案件はどういう状況になっているのかということと、賠償事業の中身としてADR集団申立ての町としての今後の方針についてお尋ねをしたいと思います。

それから、同じく予算資料9ページの5番、被災者住宅再建補助金追加支援分で新規事業です。2億2000万円この事業の中身について簡潔にご説明をいただきたいと思います。

それから、予算資料の10ページ6で継続事業でガンマカメラ測定事業2億5400万円が予算計上されております。ガンマカメラ測定事業の委託については、これまでの町の説明によれば、除染の完了したところということですが、新年度予算との関係で3月まで除染は完了するのかどうかというのが第1点。

それから、第2点は今日のいくつかの新聞にも出ておりますけれども、浪江町の除染でその4工区で偽装除染があったという報道があります。実はいろんな角度から内々、幾つかの情報はいただいております。そのさわりの部分については3月14日でしたか、全員協議会で環境省が来た時、あえて除染後の線量が高いと改めて適切な除染が行われているのかどうか、面積と除染をした総量と分かるような資料を議会に提示してもらいたい。これは議長を通じて提供するという回答はいただいておりますけれども、詳しくは触れません。あえて言う必要がないと思いますけれども、今週の赤旗日曜版にスクープ記事で出されて、他のマスコミも追いかけたということなんですが、浪江町の除染は安藤・ハザマが一手に引き受けです。上ノ原工区を請け負った一次下請けの景山組、これは郡山にある事業所ですけれども、昨年5月の段階で、偽装除染が明らかになったと。面積は9000平米で本来は600袋、一袋1tですから相当量です。600tの除染袋が発生しなければならないのにそれが少なかったと。環境省にもそのことは告発されていたと、環境省も分かっていた。結果的には、面積的にはどれぐらいか分からないけれども、あとで177袋足りなかったということが分かったということで、環境省は再除染をさせたということが明らかになりました。環境省の福島環

境再生事務所でも告発を受けて、調査確認をしているんです。告発された団体からは、再除染だから告発する気だと。まず一つは除染そのものがでたらめだと、二つ目には他のところの土を掘削して、数あわせをしたと、窃盗罪です。幾つかの問題がある、ここではそういう議論はする必要ありませんけれども、このガンマカメラ委託事業との関係で、発生したのは去年ですけれども、その4工区のガンマカメラ調査は今年度ということを度々副町長、担当課長も答えてきております。これらの事態に対応した調査をされるのかどうかと、それから町長も今初めて新聞をご覧になられたようですけれども、町としてこの事案を承知されていたかどうかと。その上で今回明らかになった件で、町はどのように対応されるのかということをお尋ねしたいと思います。最後の部分は町長。

それから、次、予算資料の11ページの14です。防犯体制強化事業、これが7億3000万円継続でかなりの額なんですよね。大きな項目だけでよろしいので、予算内容についてご説明をいただければと思います。

それから、同じく11ページの17で山本議員が質疑されたため池除染についてです。一部については、分かりました。それ以外のこととして、新規事業として行われると、これはこれで私は結構だと思うんです。しかし、事業主体が町だということが今の答弁で明らかになりました。なぜ事業主体が町なのか、ちょっと違うんではないかと。

それから、一般財源1200万円ほど財源内訳として計上されておりますけれども、これも財源構成としてはあとで帰還再生事業なり交付事業なり交付金なりで請求するのかどうかは分かりませんが、一般財源持ち出しの理由についてお尋ねをしたいと思います。

あと幾つか、予算資料の12ページの9です。新規事業、上水道配水布設補助事業でこれは新規事業。これも水道管布設工事費の一部負担、これだけではちょっと事業の可否の判断ができませんのでご説明をいただきたいと思います。

それから、予算資料の13ページと16ページに計上されている、いわゆる帰町にかかわる事業で、大きな問題では17番、13ページの17番、町内再建新事業、それからプレミアム商品券事業が計上されております。これも帰還促進という立場での計画だと思いますけれども、これの利用については、まずは町民はどう利用することになるのかと、利用の対象はどうなのかということについてお尋ねいたします。

それから、予算資料の15ページの3です。継続事業、営農再開支

援です。営農再開の前提は農地の保全だと私は思います。いろんなところで農地の保全についてお尋ねしてきていますけれども、この事業にも農地保全に伴う活動に対して3万5000円を支払うということですが、帰還しない、あるいは3年を超えての農地そういう方々の農地保全はこの事業に当てはめるとすればどうなのかと、3年過ぎた場合のこの1反当たり3万5000円というのが継続されるのかどうかということについて改めてお尋ねをいたします。

それから、最後になりますけれども、16ページのNO.16です。事業再開帰還促進事業、これが先ほどプレミアムのところで質問したところでは。

16ページのNO.13、産業団地整備事業について雇用創生エリアとして企業誘致の団地造成、団地形成を推進するということです。これで5億8800万円です。単なる造成事業なのか、造成事業に伴って、産業団地形成、産業振興課としてはどういう計画をお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 7ページの4、5、6に関してのご質問でございますが、4番と5番につきましては、町内でのサポートセンターということで、デイサービス形式で浪江町内に帰還された方の介護予防を中心にデイサービスとサロン等々を実施させていただきます。5番については訪問介護という形で自宅で介護が必要な方について訪問をさせていただきます。6番につきましては、虹の家の移転に係る部分ということでございまして、本宮市に移設でグループホーム虹の家を造るということでございます。ご質問の認知症の方が多くなっているのではないかとということでございますが、私どもも認知症の増加については大変な危機感を持っておりまして、ここの部分では議員と思いは同じなんですけど、啓発活動がとても大切なのではないかと認識いたしております。認知症で閉じこもりがちになってストレスを抱えまして、生活不活発病になっていく方が多くなっております。74歳くらいまでは多くはないんですけども、大体自立できているんですけども、75歳を過ぎるとだんだんとそういう恐れが出てくるということで、これを防ぐために色々サポーター養成講座とかカラオケ体操とかその他介護予防の事業を展開をいたしております。できるだけ健康で長生きをするためには、やはり社会参加といいますか、そういうのが大切なのかなと。閉じこもってテレビだけを見ているという生活で何もしないという方はそういうリスクが高くなるのかなとということ、そういう意味で啓発活動を中心に今後とも展開いたしていこうと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（大原教知君） 予算資料の7ページ、8番の子ども医療助成事業でございます。予算書は102ページになります。目3子ども医療費でございます。この子ども医療費の主なものは扶助費でございます。昨日も答弁しましたが、乳幼児0歳から就学前までがこの920万8000円のうち382万3000円ほど、小学校1年生から3年生までが141万3000円、小学4年生から18歳まで397万円の扶助費の主なものになってございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは検診データ等の活用はということでご質問にお答えをいたします。

各種検査の結果データにつきましては、保健事業の健康教室であったり、健康相談事業等に活用しまして、健康維持、増進に努めているところでございます。また、今年度におきましては、これまで平成23年度から平成28年度までに蓄積されました放射線に係るデータを個人の線量の把握や健康管理に役立てることを目的に放射線に特化して別冊として年度内に各個人様宛に通知したいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からはまず賠償支援事業の9ページの3番でございます。この1件の1名の方の和解については2月中旬にその方と東電の間で和解が成立して、すでにそこは終了しております。また、今後のことですが、2月の下旬に1名の和解と今までの経過について、県内外7カ所で住民の方に対して説明会を開催したところでございます。そこでアンケートをとりまして、約7割の方が引き続き一律和解を目指してほしいという回答でしたので、町としてもまずは引き続き一律和解を目指していきたいと思っております。

次に、私からは10ページの6番のガンマカメラに関しての除染に関するご質問でございます。まず除染については11月くらいまでに同意をいただいた方については、農地も含めすべて3月まで終わるという報告をいただいております。またガンマカメラについては、今度はその4工事について順次しっかり行っていくということでございます。また、上ノ原の偽装除染という関連の記事でございますが、昨年2月にふるさと再生課にこういう事案があったという報告を受けております。その際には地権者に謝罪後やり直しをするという旨の報告を受けているところです。そういうことですが町としても改めてそこがしっかり行われたのか、モニタリングがどうなっているのかというのは求めていきたいと思っております。

- 議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。
- まちづくり整備課長（安倍 靖君） 予算資料9ページの5番被災住宅再建補助金の概要でございますが、こちらについてはこちらの資料にありますように、津波被災を受けた方が住宅を再建する場合、あるいはもう住宅を再建された方についても対象にしますが、1件当たり100万円の追加補助を行うものでございます。
- 議長（吉田数博君） 帰町準備室長。
- 帰町準備室長（鈴木政己君） 予算資料11ページの11番でございますが。14番です、失礼しました。町内防犯体制強化事業の7億3019万6000円の事業の内容でございますが、防犯カメラ設置ということで93台1億4386万4000円、次に、防犯管理としまして24時間巡回パトロール及び防犯カメラの監視ということで5億5935万4000円、最後に、防犯見守り隊ということで2697万8000円でございます。
- 議長（吉田数博君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） 申し訳ございません。飛んでしまったんですが、先ほど生活保護関連のいわゆるマイナンバーに対するということでございますが、いわゆる生活保護申請に係る親族調査について自治体間で調査可能となったことで、マイナンバー関連で情報提供をできるかとの内容かと思うんですが、申し訳ございませんが、この内容については承知をしておりません。現在町でも生活保護の申請につきましては、居住していないということで申請は受けていない状況でございますが、町民の方で避難先で保護申請をする方については受付をしていただいております。この事務につきましては、町では申請を受けることはございますが、実際の事務、いわゆる扶養調査等々につきましては、県の事務となります、町村に関しては。市等については、福祉事務所を設置しておりますので直接自治体で対応はしていると思っておりますが、現実的にはその事務については、浪江町の場合ですと県の福祉事務所に対応をお願いしているところでございます。
- また一方で、今後、福祉事務所から設置している自治体からそういう調査に関して、同様の依頼は、まだ現在のところはございませんが、そのことがあるかということもまた、先ほども申し上げたとおり承知していないところでありますので、今後、その辺につきましては確認をしていきながら対応させていただきたいと思っております。
- 議長（吉田数博君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（岩野善一君） 予算資料11ページの17番ため池等の復旧及び放射線物質対策事業についてでございます。この事業はなぜ町なのかというご質問でございますが、先ほども答弁したんですが、

平成28年度から国で福島再生加速化交付金により市町村でも実施できるという立て付けになったところでございます。それで町が平成29年度から調査事業を開始するというところでございます。それから一般財源が1213万円ほど計上されているんですが、これについては震災復興特別交付税という財源措置がされまして、今年度以降町に返ってくるというところでございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 予算資料12ページの9番上水道配水管布設補助事業でございますが、これは震災前井戸などで水源を確保されていた方が、震災後、水が出ない、枯れてしまったという方で、新たに水道を引くという方に対しまして、町では道路部分については水道管の延長は町で行うこととなります。その2分の1について一般財源の補助をいただくというものであります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは予算書の16ページの16番の事業再開帰還促進事業のプレミアム商品券の件について概要をご説明します。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 順序逆に、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、予算資料の13ページの17番町内住宅再建支援補助金の中身でございますが、事業概要にありますように、帰還するため町内の住宅の修繕、リフォーム等を行った場合費用の一部ということで、25万円を上限として補助金を支給する予定でございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、プレミアム商品券予算資料の16ページの16番です。概要をご説明します。これは目的としましては、プレミアム付の商品券を発行することで、事業関係、地域経済活性化により、事業者並びに町民双方の帰還促進に資することを目的としますということでございます。商品券を購入することができる方は、平成29年4月1日現在で浪江町に住民登録されている方でございます。それから、またはですから平成23年3月11日時点で住民だった方でございます。住民票を他市町村に異動されている方はご注意ください。他のプレミアム商品券でやはり類似のやっている場合はそれは二つはできませんという形でございます。プレミアム率でございますが、50%のプレミアム率でやる予定でございます。一人当たりの購入可能額は6万円までという形になります。6万円の商品券を買っていただければ9万円のプレミアム商品券という形

で3万円分プレミアム率がつくという形でございます。商品券が使えるお店は浪江町内で事業を再開しているところを取扱店として今後指定していくようになります。

続きまして、営農再開支援事業でございますが、15ページの3番でこれは10a当たり3万5000円の範囲内で支援を行っているところでございます。事業の実施年度は3年間という形で行っているところでございます。帰還しない人、3年を過ぎてどうするんだということでございますが、3年過ぎたらという形でこれも現在町で国に要求をしております、原子力災害現地対策本部長から本年の2月11日に回答がきていまして、その中で農地の保全管理の実施期間も含め、平成31年度以降の福島県営農再開事業の実施については、平成29年度に実施する事業の実施状況等に係るレビューにおいて浪江町を含む被災市町村営農再開等を踏まえ、県、市町村と協議してまいりたいという回答をいただいているところでございます。

続きまして、予算資料の16ページの13番、産業団地整備事業の概要でございますが、これは当初予算書の127ページから128ページに記載されているんですが、まず北南工業団地の施工監理業務、敷地環境整備委託等を行っていきます。それから南産業団地の立木補償業務委託、北産業団地の実施設計の業務委託。それから、南産業団地北産業団地の公有財産の購入を行います。それから同じく立木補償を行うという形で予算を計上したところでございます。南産業団地については、団地の面積が49.7ha。大平山ですね。北産業団地については6.1haという形で、今後事業実施に入りまして、南産業団地については平成30年度まで実施設計準備をしまして、平成31年度造成、それから北産業団地については平成29年度まで法手続き、実施設計をします。それから平成30年度に造成、平成31年度早々に南産業団地については平成32年度早々に供用開始、北産業団地については平成31年度早々に供用開始をする予定でございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 認知症の問題では、生活環境を考えれば認知症の多発が軽減されると、早期発見が必要だと、そのための町としての対応と、あとは専門家の参加協力が必要ではないかというお尋ねをしたんですけれども、介護予防事業等について早期発見に努めるという関係性もありますから、それはそれとして、専門家の参加協力をどう考えているのか、新年度の対応について改めてお尋ねいたします。

それから、健康保険課長が答弁された、要するにデータの一元管理これは非常に重要なことだと思います。健康管理に特化してデー



タ管理をすると、データ管理でこれまでも実は議論してきた経過がありまして、一時は町で一元管理するという答弁もいただきました。しかし実際はそれが明らかになっていない。現場は町で作成した健康手帳に診断の結果をしてくれという自己管理にやってきたという経過があると思うんです。今回のデータ一元管理については、町で特化して、町で管理するという答弁だったと思うんです。もちろん町の一元管理と同時に町民一人ひとりに戻していく必要があると思います。その関係性をお尋ねしたいと思います。

それから、マイナンバーに絡んで生活保護申請の場合自治体間で本人の同意なしに扶養親族の資産調査が可能だと、浪江町の場合は福祉事務所がないので県だと。今後間からそういう依頼が来るかもしれないということで、町としてはまだそのシステムについては承知していないようだけれども、すでに条例提案されているところもあるんですよ。マイナンバーと生活保護の扶養能力の調査がそういうシステムにまでマイナンバーを利用して調査をするという、マイナンバーシステムの目的が我々からいうと逸脱していると際限なく広げられると、まるまる裸にされると。これで良いのかというのが問題視点なんです。町ではまだだということだけれども、現実にもそういう体制がとられていると、条例化されているということです。改めてマイナンバーの有り様について問題を指摘しておきたいと思います。このことについては担当は町民税務課ですよ。

[何事か呼ぶ者あり]

**○15番（馬場 績君）** ということ、私はやっぱり歯止めをかけるべきだということをお願いしたいんです。置かれている立場からすれば従うしかないことかもしれませんが、そういった場合のプライバシーの保護はどうなんだということについてお答えいただければと思います。

それから、賠償支援の問題です。両者合意したという説明でした。これは初めて聞きました。ここで副町長でも良いし、町長でも良いんだけど、ADR集団申立てについては長期化していると、今後の対応をどうするんだということは条例化した議会の責任でもあると、重大な問題だと私も含めて議会としては問題を共有しているということです。その上で1件合意ということだけれども、今後の対応について和解案、復興に向けて継続するという答弁でした。次から次に死亡していく人もいます。1件和解合意から打開できるのかどうなのかという点では、これまでの経過を見れば甚だ難しいと私は思います。町としてのADR申立ての保護に対する方針転換も検討すべきではないかと、アンケートによれば継続ということだけ

ども、町としてはそれこそ総合的な判断が求められている時期ではないかと思えます。町長にどう考えるかお答えください。

それから、被災者住宅再建については分かりました。せめてもの支援措置だと思えます。これも原発被害と津波被害、その後の避難ということで20、30。漁業、農業においては風評被害、再開不能という状況に立っているということで、これは町長に要望しておきます。国の制度として住宅再建支援について300万円までようやく国民的な運動、戦いで制度化されました。現実には足りない、再建できない。結果的に町で独自の努力をせざるを得ない、自治体の独自の努力、私は評価しますよ、評価しますけれども被災者の生活再建のためにせつかくある国の制度ある意味では、夢を無実化しているという否定的な発言だからそういう言葉は使わないけれども、私は現状から見て制度の改善が強く求められると思えます。直接被災自治体の首長として、その必要性は十分理解していると思うんです。国の制度改善に向けて今後とも要望を強めていってほしい。これは要望に留めておきます。異論はないと思えます。異論があればお答えください。

それから、除染に関していくつか明らかになりました。11月まで同意いただいた分については、宅地ということなのか、3月までは完了すると。そうすると農地は残るんですかということのみず。

〔「農地も含むです」と呼ぶ者あり〕

**○15番（馬場 績君）** 農地も含めて3月まで完了すると。しっかり見届けたいと思えます。その上で除染の検証の問題から明らかにされた除染偽装について問題を指摘しました。国では後で再除染をして不足していた177袋分改めて除染をして、数の母体はあったから問題にしないということで、こういう重大な問題を棚上げしているわけです。町長、どう思えますか。環境省発注の事業です。1次事業者が実際の事業を担当した2次事業者に除染の偽装を指示した証言もあって、環境省もそのことは確認していると。先程の副町長の答弁では、昨年2月にそういう問題が発生したというお答えでした。町に対して、いつ報告説明があったのか。もしあったとすれば、議会になぜ報告しなかったのか。報告があった時点で町はどのように対応したのか。町長、先ほど新聞見たばかりだからとは思いますが、その驚きも含めて率直なご意見をお聞きしたいと思います。

それから、防犯体制については分かりました。93台の防犯カメラを追加しているということです。

ため池除染についてですが、町で復興加速化交付金を使ってため池除染ができるようになったと。それは財源の手当てができたので

ということはわかります。しかし、そもそもは避難指示区域の除染は除染特例措置法で国が実施することになっているわけでしょう、少なくとも12市町村は、それ以外は自治体が事業主体だと。私はため池だからというのは、国の言い逃れだと、あえて言えばため池除染は非常に難しいと、これは市町村に丸投げすると私は見えてしょうがない。したがって、一般財源についても後で戻ってくるということだから100%財源手当てではできるということだけれども、仮に事業主体が町であったにしても、国と共同責任でやると、共同責任を負わせるということが大事だと思うんです。これも町長、今後の問題だから。そこは、この前の政府との確認書に基づいて最後まで責任を持たせるということをしっかり確認しておく必要があると思います。どうされるのかお答えください。

水道管施設事業、これは町道部分だから引き込み線ではいんだな。ちょっと課長の答弁で理解できなかったのは、町道部分を今回2分の1町で補助すると。ちょっと調査不足ですけども、水道管施設町道部分も従来から受益者負担だったんです。改めて確認しておきます。

それから、リフォーム、15万円だったのが25万円に引き上げたということで良いのかどうか。

[何事か呼ぶ者あり]

**○15番（馬場 績君）** ハウスクリーニングだ。失礼しました。リフォームは新規事業だね。25万円、それはそれで良いと思います。

それから、プレミアム商品券について基本的には4月1日時点で浪江町に住民登録された人と言ったんだよね。そうすると、これも避難解除の関係で政府もたくさんやりとりした部分だけれども、なぜ避難解除を急ぐんだと政府に聞けば、解除されないと外部から浪江町の住民登録ができないんですと、新規雇用の確保もできないんですと、だからというところにつなげて、避難解除、早期帰還、帰還ありきの説明をご理解してきてたわけです。この事業も4月1日時点で住民登録した人は利用できると。一方では、3.11時点で町民であった人、これを幅広く解釈すれば、町から離れた人も利用できるという意味だと思うんですが、そういうことなのかどうなのか。4月1日時点ということなのか、4月1日以降ということなのか、対象の基準、ここのところちょっと。だから続々対象者が出てくるという可能性も考えられます。その判断について、その判断ができるように改めてお答えいただきたい。

それから、取り扱い移転については町内で再開したいと。国でも帰還した人の調査していますけれども、再開しても事業の収益がと

れないと、採算がとれないと。避難先で再開した人も中々容易ではないということで、帰還促進政策に切り替わったということはいけれども、すべて帰還者を対象とするということでは、どこに行っても浪江町民、最後まで町民の生活再建を支援するという浪江町の基本的な方針からは外れてしまうのではないかと、だからもう既に制度化して、一人6万円まで利用できるということ制度化しているわけけれども、もっと町民に優しい、わかりやすく言うと利用の幅を広げたものに見直ししていく必要があるのではないかと。担当課ではどうお考えなのかお答えください。

それから、資料の16産業団地造成で具体的な構想はあるのかということについては、南団地では平成32年以降供用開始をしたいというのが、そういう意味では一番利用に道が開ける時間軸だと思います。ということで、今東北電力の120町歩の無償譲渡も含めて、北南の団地造成についても実際これからだという状況は分かります、分かりますけれども、一方では、働く場所がないから帰れないという人がいることも現実です。病気を抱えながら避難生活をしていると、浪江に帰って生活すれば回復できるのではないかと、しかし働く場所がないと、そういう人の相談も受けております。

従って、地元事業者の再開も含めて、私は雇用の場、早い時間軸で雇用創出できるような、そういう事業展開が新年度特に重要だと思います。ちょっと時間がかかりすぎるのではないかと思います、現状ではやむを得ないと、これがすべてだということなのかどうか。これも総合判断として町長からお答えいただきたいと思ます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今後のADRの対応についての方針転換はないのかというお質しに答弁をいたします。

先ほどADRの担当から説明、副町長からも説明ありましたように、先般の住民懇談会がございまして、やはりこのままでは大変だという声で、本裁判を望むという方々も大変多くいらっしゃいました。そういうことで、このADRの仲介案が出て3年なんですね。ですから、ADRの機能というのは本裁判と違って迅速に問題を解決しようということの取り組みからできたセンターなんです。その機能が全く果たしていない状況かなと思いますので、従って、そういうところを見ながら今浪江町の支援弁護団と協議をしております、本裁判の関係についても協議に入りました。そういう中で町としては原告になれないというハンディキャップがありますので、その辺をどのようにクリアしていくのか。これは議会の皆さんとも相

談していかなくてはならないということで、方針転換も視野に入れながら今協議中であるということをご理解いただきたいと思います。

それから、今般の環境省の発注の不適正な除染、私の感想としては、非常に驚きであると。今まで色々な新聞報道見ますと、悪辣な事件が起きているというようなことで、環境省についてはしっかり監督責任をとってやれというようなことを申し入れをしておるんですけども、中々一次下請から二次、あるいは二次から三次というような構造が、非常に複雑になっているということがありますので、その辺、除染作業員に対する徹底と会社のモラル、これを徹底していただきたいということでもあります。これからも私としましては環境省に強く二度とこのようなことがないように要請をしてみたいと思います。これは副町長から説明いたします。

それから、責任を持たせるうんぬんのため池等の問題でありますけれども、これも副町長から答弁いたしますけれども、先般、避難指示解除に向けての官民の合同でこれから町としてやらなければならない件については、合意書を交わしておりますので、それを徹底的に遵守していただくように強く要請、要求をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 認知症への対応について専門家の参加が必要なのではないかというご質問に対してですが、地域包括ケア会議の中で、医師や社会福祉士、保健師、看護師、ケアマネなど参加して様々なケースを検討し、適切な支援についての研究をしております。そういう中で認知症への対応が非常に重要であるということを確認いたしております。それで特別会計での話なんですけど、認知症地域支援推進員というものを平成29年度中に何とか配置をしたいということで考えてございます。あとは認知症につきましては、初期に発見から6カ月以内に様々な集中的な支援が必要だということで、認知症初期集中支援ということで支援チームということでこちらを設置するように最大限の努力をさせていただきます。これについては医療機関等に委託するようなことも考えておりますが、詳細は今後とも研究をしてみたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、健康管理についてのご質問にお答えをいたします。健康管理につきましては、まずご自分の健康に関心を持つことが何より肝要であると考えております。

また、生活習慣病の予防には食生活の改善や運動習慣を取り入れ

るなど、日常生活を見直すことが大切でございます。毎年行う定期検診や、各種検査を積極的に受診されまして、健康管理手帳に記録することで、長期にわたるご自分の健康状態を把握するということの方が何より重要であると、考えております。町といたしましても、各種データを活用しまして、町民の健康維持、増進に積極的に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 生活保護申請に係る本人の同意なしに親族の資産等の調査ができることに対するプライバシーの保護についてでございますが、現状ご指摘があったとおり、法令等に基づきまして調査依頼があれば、現状は対応せざるを得ないのかなと考えているところでございます。他自治体で条例化しているところのご指摘をいただきましたので、今後その内容については、確認をさせていただきますと思います。

○議長（吉田数博君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私から不適切除染のことのお答えをいたします。

2月、3月昨年度これの事案が発生して5月に再除染をしたと。最終的には町に8月にこれについては地権者の方に謝罪して、地権者の方の納得を得て追加除染完了しましたという報告を受けております。それで町としては、今後こういうことがないように、あとはしっかり除染、線量について確認するということをお願いしているところでございます。

あとは、ため池の除染ですが、こういういろんな事業で、国はお金を付けるからあとは町でやってくださいよというのだと、中々町のマンパワーの問題もありますので、本来であれば、国なり県なりにやっていただきたいということでございます。

ですが、これは制度設計されまして、一刻も早くやらなきゃいけないということで、町としては、初めてのことなので調査の仕様書を作るとか、発注までのどういう技術がいるのか中々分からないので、そういうところはしっかり国・県で汗をかいて支援してくれるようにということで申し上げていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 上水道の配水管補助事業であります。水道を新たに引く方につきまして、道路部分から宅地の入り口最初のところまでは水道事業で管を布設するようになります。その2分の1について一般財源の補助を受けるものであります。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） プレミアム付き商品券の件でございますが、購入できる方で平成29年4月1日現在で浪江町に住民登録されている方という方で、それ以降はということでございますが、これは4月1日現在で住民登録されている方で2日以降はないという考えでご理解をお願いしたいと思います。それから、この利用制度の幅広げる考えがあるかということですが、事業再開帰還促進事業という補助事業でやっていますので、これでやっていくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） それでは、15番、馬場議員に申し上げますが、予算審議ですから政策論議も必要なのは分かりますが、だいぶ時間も押してまいりますので、一つ簡潔な質疑に徹して議事進行にご協力をいただくよう申し上げます。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） それでは、最後になります。

色々と明らかになりました。認知症対策についても新年度予算との関係で、新たな取り組みをするということですから、大変結構なことだと思えます。ただ、広域避難ですから、そういう実態にあった体制づくりも必要だということ指摘しておきます。

それから、マイナンバーについては、依頼があれば受けざるを得ないということで残念ながら問題を残したまま活用されるということが明らかになったと思えます。

それから、健康管理、データの一元管理についてなんですけど、中々課長は頭が良いからうまい答弁しているなと思って聞いたんですけど、要するに町で一元管理する必要があるんじゃないかと。このことについては、そのようにもとれるし、そうでもない答弁もされているんです。要するに町はデータを活用するという一言がポイントだと思うんだけど、町がデータを活用することは、これまでの検診データを一元管理するということでのよろしいのかどうか。それを町民に反映させるということなのかどうか。

それから、ADRの問題。新たな段階に入ったということです。私も状況としてはそういう状況だと思います。ただ、1件和解の議会の説明でも、あるいは住民説明会でも和解は1件だけれども、これを突破口に広めていけると、こういう説明だったんです。私はそれでは集団申立ての意味がないと、可能性に期待をするというのは分かるけれども、これまでの東電の姿勢からすると限りなくゼロに近いのではないかという趣旨のことを申し上げてきました。ということで、これまでの経過も含めて新たな局面に入ったという答弁からそういう判断をしました。新たな取り組みについては、これから

また議論をしていきたいと思えます。現状はそうだとすることを踏まえて、町民の期待にいかに応えるかという取り組みが重要だということを描きおきたいと思えます。

それから、除染について。町長はこれまでこの件については承知していなかったという答弁です。副町長は去年の8月末に報告があったと、環境省が地権者に謝罪をして除染のやり直しをするということなので、それで収めてきたという趣旨ですよね、そういう理解でよろしいのかどうか。そうだとすれば、事柄の性格上甚だ問題だと、これは。議長、悪いけれども政策論議というとなんだけれど、まさに帰還する除染の検証に関わる問題ですから。内部の問題は私どもは関係しませんけれども、対議会との関係では重大問題。その上で私は、直接町が関わっているわけではないけれども、環境省の相双事務所の専門官が収賄相手の業者と贈賄で逮捕されました。色々これまでも不祥事を越えた事案が浪江町で起きていました。情報寄せてくれた人の話では、こういう不正な除染は氷山の一角だろうと。私は現段階では調べるすべがありません。どこで判断するかというと除染終わった、しかし線量が高いというその現実、事実です。だから一つは、除染の偽装の報告があった時点で議会に報告説明があって然るべきではなかったのかと思えます。終わったことだからこれはこれで私は受け止めますけれども、今後、こういう事案が起きた時にはふるさとを返せという、元の浪江町に戻せという、安全だから帰ってくださいという、こういう立場でしょう。一方ではこういう不正除染が行われていると、放置できない問題ですよ。町としても、改めて表面化したわけだから、この事件、事案に対して町として、国に対して改めて遺憾の意を表明すべきではないかと。できれば文章でそういう措置をとるべきだと、これが過年度の事業と新年度事業との関係で町が求められている姿勢ではないかと、どうされるのかお答えください。

それから、ため池の除染については共同責任を負えるように、改めて合意書に基づいて国に対しても要請するということですから、それはそれでいいと思えます。ここで新聞のアンケート等でも明らかになっていきますけれども、浪江町でも引き続き平成30年までは派遣職員を継続してほしいということがありました。ため池除染も含めて専門家の継続派遣、あるいは新たな派遣を求めていく必要があると思えますが、いかがされるのか最後にお尋ねをいたします。

25万円限度のリフォーム支援についてお答えがありました。これは新年度予算ですから、4月1日以降ということになるわけですがけれども、既にリフォームしている方がたくさんいると思えます。そ



ういう方に対する助成は該当するかどうか。私は対象にすべきだと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 専門家の派遣職員を引き続きお願いするという立場は議員と同じでありますので、引き続き要請をしてみたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 本間、副町長。

○副町長（本間茂行君） 除染に関しては、やはりこういうのが重なる住民の方の信頼が揺らいでしまうということですので、町としても改めて環境省にしっかり確認するよう、また継続的な今後のフォローアップもしていくようにと申したいと思っております。

この除染については、環境省の直轄除染でございますので、町としてこれに関して報告するというものではないと思っております。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 町内住宅再建支援補助金、リフォーム補助ですが、今補助要綱を検討しております。準備宿泊等までは遡るべきだろうと検討しております。準備宿泊等までは遡りたいと検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） データの一元管理ということで質問にお答えをいたします。

検診には総合検診というものと施設検診というものがございまして、一概にすべてを管理するということにはなりませんけれども、町といたしましても、各種検診データを管理しまして、健康、保健事業に活用してまいります。

---

○議長（吉田数博君） ここで10時50分まで休憩をいたします。

（午前10時36分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時50分）

---

○議長（吉田数博君） 質疑を続けます。

13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 予算資料で何点かお伺いをいたします。予算資料の10ページ、NO. 11で新規事業河川除草事業2億2100万円、町内河川の除草除去ということでありますけれども、この事業内容をちょっと説明していただいて、これはどのような順序でこの除草をさ

れるのかということをお伺いします。

それから、11ページのNO.13、消防防災施設設備災害復旧事業ということで約3900万円、屯所の修繕、ポンプ自動車購入ということでもありますけれども、流失したところは5分団と6分団と申しますけれども、どの分団のポンプを購入されるのか、そして屯所修繕の場所をお伺いいたします。

それから、12ページ、NO.10、継続でいこいの村改修事業約4億650万円、いこいの村浪江改修工事というようなことでもありますけれども、私の心配するのは、ホテル浪江と事業概要が同じだと思えますが、ホテル浪江の利用度合いなんですけれども、私自身も利用させていただいておりますが、非常に少ないのではないのかなと思えます。その辺のところを今後いこいの村改修工事して費用対効果、そういうものはどう考えておられるのかということでもあります。

それから、13ページのNO.18、新規事業で再生可能エネルギー設備導入補助ということで800万円。太陽光発電設備の一部補助ということでもありますけれども、この事業内容をお伺いいたします。

それから最後に、16ページでNO.17でスマートコミュニティ事業ということで約8億200万円。これが再生エネルギーを活用したまちづくりということでもあります。前のこの13ページの再生エネルギー設備導入補助と同じような事業ですけれども、それとの違いを教えてくださいたいと思えます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それではまず、予算資料10ページでございます、河川除草事業でございます。こちらについては、帰還困難地域を除く河川ということで、常磐自動車道からずっと東に向かってですが、そちらの河川の除草を計画してございます。順序というのは、特段どちらからというのはまだ決めてございませんが、大体草が繁茂する夏前には工事を発注したいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 11ページ番号13、消防防災施設設備災害復旧事業ということでございますが、まず津波による流失したポンプ自動車の購入等を行うということで、第6分団のポンプ1台を購入すると。どこに置くかということは今のところ役場に置くというところでございます。

次に、修繕でございますが、消防車両修繕料としまして5台、可搬ポンプ修繕料としまして4台、消防屯所修繕料としまして4カ所を予定しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 12ページのいこいの村関係の改修事業の件でございますが、これにつきましては、平成29年度はログハウスタイプ1棟、4戸タイプを5棟移築して20部屋という形で建設するわけでございます。費用対効果ということでございますが、今後、解除されますと、町民には実家が解体されている方とか、帰還困難区域であることで帰省ができない方とか、これからふるさとへの帰省拠点とかいう形でこのコテージが利用されやすいと判断しているところでございます。

それから、中長期的には今までもマリンパークとかでやって、企業の職員研修や学生等の視察研修などでとか、団体での利用も多くなっていくということでございます。ただ、費用対効果については、今後、いこいの村の財団で理事会等にも参画していますので十分に検討しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、予算資料13ページにございます再生可能エネルギー設備導入補助金、こちらにつきましては住宅用の際の補助金ということで、ご自宅に太陽光パネル等の再生可能エネルギーを設置する場合、1kW当たり4万円の補助で上限を4kWということで16万円を上限とした補助でございます。

続きまして、16ページにございますスマートコミュニティ事業、こちらについては事業概要にございますように、エネルギー自給自足のモデル地域の実現ということで、来年8億円の事業の中身でございますが、まず災害公営住宅、幾世橋に設置しております85戸、こちらについて太陽光パネル等を設置するというような事業。それから電気自動車を公用車に3台ほど導入する事業。それから国の補助事業を使いまして、再生可能エネルギーの普及促進に努めるような事業でございまして、町民を対象にした講習会や啓発パンフレットを配布、あるいは再エネ施設整備の実証事業といたしまして、例えば、農業関連施設等への利用等の設備等を設置するような事業を計画してございます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） いこいの村改修事業なんですけれども、私はホテル浪江といこいの村が平行して今後とも続けるということは、中々利用度合いが少ないんではないかと思っておりますので、その辺のところを補助がいっぱいあるからというものの問題ではなしに考えていただきたいと思います。

それから、再生エネルギー設備導入事業、これでは町で4kWに対

して16万円、県の補助というものはないのかどうかお伺いをいたします。それからこの対象となるのは新築して太陽光を挙げられたものに対してなのか、それともリフォームしてもそういうものは認められるのか、そして太陽光発電だけの設備でも該当するのかお伺いをいたします。

- 議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。
- まちづくり整備課長（安倍 靖君） 再生可能エネルギー導入設備補助金でございますが、こちらについては同様の補助金が県の補助、補助率補助金の上限は全く同じ16万円の補助がございます。ということで国県あわせれば32万円の補助を受けるということになります。それから自宅の新築中古というのは、自宅に関してはそういった制限はございませんので、あくまでも自宅用に太陽光パネル等を設置する方が対象になります。
- 議長（吉田数博君） 宮口副町長。
- 副町長（宮口勝美君） いこいの村との一時宿泊施設の関係でありますけれども、一時宿泊施設につきましては、来年度いっぱいでは終了するという予定になっておりますので、その後いこいの村を使っていただくという形を予定しております。
- 議長（吉田数博君） 13番、紺野君。
- 13番（紺野榮重君） 町での補助が16万円、県での補助が16万円、あわせて32万円ということで分かりました。太陽光発電の新築のためのあれかリフォームのための補助かというのも私の理解が悪いんだと思いますけれども、あくまでも古い家にそういう太陽光発電の設備をしてもそれは対象となるということ。それから例えば、家の近くにそういうことを4kWですか、それを設備をしたのも対象となるんですかということをお伺いします。
- 議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。
- まちづくり整備課長（安倍 靖君） 太陽光設備については、普通は通常屋根に上げるのが多いでしょうけれども、屋根以外にも敷地外に置くという、それは別にご自宅用であれば対象になります。
- 議長（吉田数博君） 他に。  
6番、松田君。
- 6番（松田孝司君） 予算書の6ページ3番の新規事業で地区集会施設修繕事業補助金ですけど、まず何カ所ぐらい考えているのか。  
あと4番の継続で行政区の活動補助金事業ですか、これ使い勝手が悪くて、事業を行ってもやってないところは、これは要望になりますけど、使い勝手良くしてほしいと思います。  
あと7ページ、2番の緊急通報機器対応事業です。これは仮設住

宅で今もやっていると思うんですけど、今復興住宅には大部分が入っていると思うんですよ、どこに使うのか。あとは高齢者の孤独死防止。高齢者もいいんですけど、復興公営住宅には単身者が半分以上です。もう少し単身者に寄り添って考えてほしいと思うんですけど、まず、機会を揃えるのは良いんですけど、動きようがないんですよ。復興住宅の場合入ってしまえば対応ができないんですよ。警察呼んで開けるしかないし、もう少し工夫も必要ではないかと思えます。

あと3番の復興公営住宅サポートセンター運営事業、これは復興住宅から周りの人とのコミュニティづくりだと思うんですけど、私、復興公営住宅に入ってまだ半年になりますけど、復興住宅の中でもまとまっていない状況です。だからもう少し町民に寄り添って復興公営住宅の中で絆づくりを進めるか課題なんです。その点も県の組織みんぷくありますから、もう少し一緒に連携してほしいと思えます。

あとは、最後の10番、継続住宅支援事業、これは仮設とかも退去のことを考えて、復興公営住宅の入居支援。これは解除になれば、今回の申込みで復興住宅には入れなくなるんですよ、解除されたところは。ただ、仮設住宅の場合は平成30年3月から半年前後延ばすと県では生活拠点がいつまでか未定ですけど、その残された人は復興公営住宅に入れなくなる恐れがあると思えます。これは町で要望になりますけど、要望をすべきだと思います。

以上お願いします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） まず6ページの3でございます。地区集会施設修築等事業補助金。現在のところ3行政区ほどから要望がございます。

なお、この制度につきましては5月に予定しております、行政区長会総会の中で説明をしていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。要望のように受け取っているんですが、よろしいですか。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ここでいう緊急通報システムは町外におきましては、アイネットに頼んでおりまして、各仮設住宅等を中心に配備をしております。町内においては、65歳以上の高齢者の単身世帯の見守りと孤独死防止ということでALSOOKといいますか緊急で駆けつけていただけるように緊急通報装置を対応する事業と

なってございます。

続きまして、その下の復興公営住宅サポートセンター運営事業でございしますが、一応ここでお示ししているのは二本松でいうところの石倉と根柄山に2カ所サポートセンターを設置いたします。そこを中心に住民の健康づくりや介護予防と絆を維持するためにいろいろな交流事業、サロン等々を計画して、町民が孤独にならないようにいろいろな施策を展開してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 予算資料7ページの10番、住宅支援事業の中で、避難指示が解除されると公営住宅に入居できなくなってしまう、その後の要望をしてはいかがかというご質問でございました。現状といたしまして、4月、5月に最終的に3月定期募集の後、もう一度申し込みできるようになっておりまして、一旦、形上申し込みできないという形になりますが、現在、県とも協議しておりまして、即座に入居できる形にはならないとは思いますが、その後他の町村と同じ条件で入居できるように検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 緊急通報機器、仮設住宅は大体退去して、住んでいる人みんな機器は備わっているのね。復興住宅でも使うところはない。だからちょっと無駄ではないかと私は思ったんですけど。あと高齢者、本当に復興住宅で90歳以上の方が単身で住んでいる方がいるんです。それで周りにはかなり迷惑かけているんです。だから要望とは失礼ですけど、対応課長は知っていますよね、認知症サポーター、今日本で800万人ぐらいいます。だから復興公営住宅でもそういう認知症サポーター、身近にサポーターがいるとだいぶ違います。よそからくるんじゃなくて認知症というのは、本当に身近な人しか分からないです。よそからきて話するとまともなことです。ただ、身近に住んでいると認知症というのは分かるんですよ。だから、復興公営住宅にもやっぱり講習とかやって、認知症サポーターを増やすのが私は先決だと思っています。そういう教育を考えてほしいと思います。

最後になりますけれども、この県の拠点に確認したんですよ。現実にもう終わりですと。町から強く要望しないと完全に打ち切られます。だから積極的に残された人が入れるように考えてくれないと、悪いけど仮設に残っている人というのは、本当に最後までいるんだっていう人は結構多いんですよ。せつかく絆づくり作ったのが新たなところで絆作るのが大変だと。結構高齢者が多いもので、町とし

て早めの対応をお願いします。もう要望で良いです。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

1 番、渡邊君。

○1 番（渡邊泰彦君） 予算書の121ページ、施策ですと10ページの8、継続事業でイノシシなんですけど、予算書を見ると今年度は4400万何某で前年度は1300万円で3000万円以上の予算アップになっているということで、町は非常にイノシシの駆除に力を入れているなど。現在、私も浪江には相当泊まっているんですけど、はっきり言って町内のイノシシはだいぶ減ったなという印象があります。というのはやっぱり人が住んでいるとそうなるのかなと思うんですが、そのイノシシはどっかに行っちゃっているということだと思っんです。町の中であんまり見かけなくなっんですけど、やっぱり114号線を通って、津島を通って浪江まで入るあれば、かなりのイノシシが見れます。余計なことを言ってすみません。この3100万円アップしたこの内容を詳しく説明していただきたい。予算書の122ページの節14で重機借上料200万円、自動車借上料が200万円、こう明細が出ているんですけど、ちょっと詳しく説明いただきたいと。それと追い込み猟をすると聞いているのでその辺はどの辺に予算が入っているのか確認したいと思います。というのが1点。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 予算書の121ページでございます。この3100万円ほど増えているということでございます。8の報償費、捕獲隊報償費が昨年から増えたという形であります。昨年であると、活動報償が1000円から5000円とかという形。あとイノシシの捕獲についても1頭2万円に町費の上乗せが5000円とかという形で上乗せしていますので、そこが増えているところでございます。それから、昨年から見ると例えば、コンテナの運搬一式という形でイノシシの運搬委託が162万円ほど新規であがっているところでございます。それから、重機借上料についてもバックを借り上げ、これらも昨年から見ると倍増しているところでございます。それから、捕獲隊のトラック関係、軽トラック。あとユニック借り上げ、これが昨年から見ると150万円くらい上がっているところでございます。あとは追い込みという形でございますが、追い込みとかは県の実証モデル事業とかという形でドローンでやるという形で、ここでやる分と市町村という形で整理されてまして、その経費等については、ここの中の予算書にはこれがこの追い込みの分だという形は明確にされていません。ただ、罾関係、檻ですか、そういう備品関係は予算を計上しているところでございます。ここの林業総務費ではございません

が、その前の農業費の目7地域農業活力再生支援の中の18備品購入費に猛獣用備品という形で、220万4000円ほど檻とか電気防柵等ここに計上したところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） よく分かりました。一応追い込みの猟は国の事業なので、この予算には入っていないということが分かったんですけど、それを除いて3100万円という莫大な金額がアップされているので、ぜひイノシシは避難指示解除もなるかと思っておりますので、その辺力を入れてこの予算を有意義に使っていただきたいと思っております。

それと、資料の9ページの2、新規でふるさと帰還生活再建支援事業補助金で県内外の応急仮設住宅から町の自宅等へ帰還する世帯に対し、引っ越しの費用を払う助成なんですけど、例えば、3696万円という予算を今組んでいるんですけど、例えば、町外にご夫婦でお住まいになっていると。避難指示解除になったんで奥様は戻らない、でも旦那さんは浪江に帰還するといった時に、例えば、旦那さんの荷物を浪江町に例えば、引っ越しをするトラックを雇ってやるという場合も、結局、夫婦一緒に戻らなくても単身で戻った場合も世帯と書いてあるので、大丈夫なのかなと。その確認だけお願いします。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） この制度についてせっかくの機会でございますので、簡単にご説明いたします。

世帯すべてが戻るということは、中々難しい場合もあるかと思っております。一人であっても支給する形にいたしますが、時間差があって1年後に戻るといった場合、1年後にこの予算が承認していただけるのならば、その際も補助金を出すということもあり得ると思っております。

○議長（吉田数博君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 新年度予算は、失礼、一般会計は268億1200万円、読み違いするほどの大型補正予算です。その限りではかなり意欲的な施策予算が各所にあるという点では私も評価をしたいと思っております。基本的な問題を明らかにして、今年度予算については反対の討論をするものであります。

第1に3月31日に避難解除容認ということになりました。これは町民の避難、あるいは浪江町の帰還しての生活環境の現実を無視し



た避難解除の強行が大きな問題だと思います。繰り返しになりますけれども、町民の多くは避難は継続せざるを得ないし、1丁目1番地の原発事故は収束していないということは明らかです。そのことに対する危機感は、いつまでも延ばせばいいということではなくて、戻って安心できる生活環境の確保が必要ではないか、それが不十分であるということです。さらに賠償、住宅、それから税金、国保、介護保険料免除など、生活支援打ち切りとセットで進められていると。大きくは国の打ち切り政策、15年6月の閣議決定で時間軸を設定して避難解除したと。現実の実態も避難者の意向とはかけ離れているということだと思います。さらに、かなり住民無視の形で解除されたことによって帰る人、帰らない人の間に新たな分断を持ち込み、さらに福島の切り捨てが加速するという問題があるということです。つい最近政府主催の6周年追悼式でも安倍総理が6年の歳月が流れ、福島においても順次避難指示が解除されて、復興は新たな段階に入ったという情勢判断をしつつ原発事故という言葉は使わなかったと、これについては県知事も大いなる違和感を示されたということです。帰還の様々な問題がありますけれども、既に解除した他町村でも帰還率は13%ということで、早期帰還の問題は他の自治体でも未解決であるということが明らかだと思います。さらに色々復興の成果を強調するそういう一面があるわけですがけれども、避難継続、あるいは賠償打ち切りの被災者の声がほとんどマスコミでも取り上げられなくなり、復興加速の視点での行動が加速し、ある意味では避難者であることに肩身の狭い思いをせざるを得ないという問題が身近なところでもあるということが大きな理由の一つです。

二つ目には、先ほどの議論でも明らかになりましたけれども、除染は終わったと、国は安全だから解除すると言っておりますけれども、除染後も線量が高い。そればかりではなくて700億円を超える浪江町の除染事業、明らかになったのはごく一部ではありますけれども、除染事業の不正が明らかにされたことも重大であります。除染の事業主体は国であっても戻って生活する浪江町は町民の生活の足場であります。最も肝心の除染作業において、除染が偽装されているということは、きわめて避難解除との関係でも重大な問題だということが大きな二つ目。さらにこのことで付け加えるならば、除染事業に対する町民の信頼は著しく失われたことになるし、重ねて帰還する町民の安全・安心が担保されていないということでもあります。

大きな三つ目には、マイナンバーによる個人情報のオンラインシステムによる操作と基本的人権、財産権、平穏生活権、これらを脅

かす事態になりかねないと。その一つが生活保護申請時において、従来は、申請者の同意を求めていたにもかかわらず、マイナンバーシステムによって、自治体間でワンタッチで個人情報赤裸々に明らかにされてしまう。まさに基本的人権に関わる問題であり、町民にとってはなんら利益になるものはないということです。所管委員会でこの状況について審査しましたがけれども、これまでのマイナンバーの発行件数はわずか1351件、6.5%そこそこです。これまでも数億を超える投資が行われてきましたけれども、マイナンバー推進はまさに基本的人権を損ねかねない重大なシステムであると、それが今年度予算にも反映されているということでもあります。

大きな4番目には、昨日の議会で条例審議が行われましたけれども、いじめ問題対策連絡協議会の設置条例が4月1日施行で可決されました。浪江町教育委員会はいつでも実施に移すことができるということでもあります。そもそもいじめ防止対策と警察が関与しての犯罪としてのいじめ対策は明確に区別すべきであります。協議会の組織に警察が参加する、果たしてそれでいじめ問題が改善されるのか、そうではありません。あまりにも拙速な対応と言わなければなりません。まず、いじめ対策の根本問題はいじめの実態把握にあり、教育を通じて教師と子どもの信頼関係、保護者の参加協力、教育行政の現場からいじめとは重大な人権侵害であると。子どもたちにも保護者との間にも共通理解を持つことが何より大事だと思います。教育の現場で子どもの人権と子どもの命を守るという責任が果たして、それが果たされるのかきわめて問題な条例が提案され可決されたということでもあります。

最後に職員の人事評価が継続されているということでもあります。町民に奉仕する公務員を成果主義の立場で人事評価をする。人事評価に基づいて賃金に格差をつける、それぞれ個人には優れた能力、特徴があります。まして全町避難という業務多忙、3月31日で避難解除されるという新たな困難を抱えながらの役場職員の業務遂行にあたって、果たして、人事評価をし、成果主義に基づいた賃金判断をすることが、妥当でしょうか。私は全く異質のものだと思います。成果主義ではなく、こういう困難な局面だからこそ身を挺して浪江町の復興と復旧、そして町民の立場を尊重した地方自治の本来の力を発揮するその先頭に立つ、そうした環境づくりこそが求められているのだと思います。職員の人事評価継続は甚だ問題があるということを指摘して当初予算の反対討論といたします。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） 私は平成29年度予算に賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度予算は継続事業を含め、浪江町再生に期待が持てる予算と評価をいたします。一例を挙げますと、住宅再建補助金であります。郡内では町内に新築したもの、町内での子育て世帯に限定されています。ところが浪江町においては町内はもちろん他市町村、他県に再建した人にも補助されると考えられます。町長が言うどこにいても浪江町民、それが立証されているのではないのでしょうか。八つの柱、104の主要事業を見ても浪江町再生を目指した適正な予算と判断をいたします。よって、平成29年度予算に賛成するものであります。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第39号 平成29年度浪江町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第40号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第40号 平成29年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第41号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 議案第41号について質問いたします。

予算資料の19ページです。収支項目別予算額が表示されています。

ここで、町民の医療と健康を担う診療所、特に双葉の医療過疎、中でも北部の浪江町においては、浪江町診療所が開始されるのみということです。そこで町民の健康管理という立場から来年4月富岡に開設される双葉医療センター、これは仮称になっていますけれども、ここと浪江町診療所、国民健康保険事業運営を考える場合、ここの連携が非常に重要だと考えますが、町としてはこのことについてどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をします。

（午前11時40分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時40分）

---

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 町民の健康保険という点から質疑したわけですが、その下に該当する浪江町国民健康保険直診事業特会が提案されていますので、そちらに振り替えたいと思います。従って、議案第41号に対する先ほどの質疑はすべて撤回したいと思います。ご了承いただきたい。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 反対の討論をさせていただきます。もう既に町民には国民健康保険の免除期間の通知が届いております。9月30日までという期限付きで、免除から外される対象については無申告者、あるいは世帯で600万円以上の所得のあるものが免除から外されるということにはなっておりますけれども、根本的には免除対象が限

りなく制限されている。しかも免除がなくなるという方向に進むことは明らかであります。先ほどの一般会計当初予算反対討論と同じく極めて重大な問題だと考えます。従って、本予算については、反対の態度を明らかにしておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第41号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第42号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 3月浪江町国保直診が開設されます。それに伴って、帰還する人、ある意味では引き続き浪江町の復旧、復興、再生にかかわる多くの方々の健康管理という点から診療所の果たす役割は極めて重要だと考えます。同時に、極めて限定的な体制であります。そこで、来年4月から富岡町に開設される双葉医療センター（仮称）こことの連携が極めて重要だと考えます。町としては、この連携プレーをどのように考えているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

議員お質しのとおり来年度から富岡町に2次救急医療センターが開設いたします。そこと津島診療所も同じですが、浪江診療所も連携を強化しながら広域圏の組合の中でも一緒にやっていくという話になっております。

それからもう1つ、檜葉町に郡立の診療所ができております。そこには、ドクターカーあるいはドクターヘリの整備もされておまして、特にドクターカーの中には福医大の先生方と連携して、救急車の中にお医者さんが常駐するというので、そういう頼もしい存

在がありますので、郡立の診療所とも連携をしながら一つ強化していきたいと、そういう今立場に立っておるところであります。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 全く適切な、極めて重要な町の対応だと思ひます。しかも、今の町長の答弁で広域圏でも。ちょっと待つて。

○議長（吉田数博君） 15番、続けてください。

○15番（馬場 績君） 極めて重要かつ適切な判断で、既に広域圏でも共通認識を持っているということですから、安心材料の一つです。

その上で、あるところを利用する、2次救急医療機関との連携も大事なわけだけれども、広域圏組合との間で物事の共通理解ということは極めて重要なことだと思ひますけれども、正直県が入った形で医療診療、救急医療の連携強化をするという確認書というのかな、県はその気ではいると思ひますが、なにせ県自体がもうお手上げ状態だと正直、そういう状況の中で具体的に対応すると、しかも町民に安心材料を与えるということであれば今一步踏み込む必要があるのではないかというのが私の考えですが、町長どういふふうにお考えになるかお答えいただければと思ひます。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） その件に関しましては、今県が主体となって国、あるいは自治体入った協議会をもって医療、福祉、介護も含めてそういった施設の再開に向けてやっております。その中から、榎葉町の県立の診療所の件であったり、郡立のいわき市の病院の関係であったり、そういったところも含めて検討されている中身でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第42号 平成29年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第43号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第43号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第43号 平成29年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第44号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第44号 平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
10番、山本君。
- 10番（山本幸一郎君） 工業団地造成特別会計ですが、今工業団地事業が頻繁に出ている中、この特会必要なのかと。普通ですと、すごい莫大な今事業をやっていて、なぜ継続しているのかどうかお聞きします。
- 議長（吉田数博君） 宮口副町長。
- 副町長（宮口勝美君） お質しの件、ご説明申し上げます。  
ここに今造成事業と載っている600万円のお金の関係でありますけれども、これは藤橋にありました日本ブレーキの地域貢献策としての地域に還元すべき資金としてあった中身です、中身的には。ただ、お金のやり取りの関係で以前の話になってしまうので詳しくはあれですけれども、要は地域の貢献策として行うべき事業の地域として固まりがつかない中でお金の支出だけは期限がきてしまったということもあって、その時点で一旦浪江町に預けると言いますか、そういった関係があったようであります。それで、この工業団地の会計に入れた中でずっときていたという経過があるようではありま

すけれども、これもいずれは地元に戻さなければならないお金ということもありましてここまで引っ張ってはきておりますが、今度は逆に町からどんな形で出せるのかというところがちょっと引っかかってきていますので、その辺の整理をした上でできれば地元にお返しをしたいと町としては考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） いろんな経過があつての特別会計なのは今の説明では分かりましたが、やはりそういうのは早急にやれるうちにやっておかないとあそこだと藤橋だか西台だか分かりませんけれども、そういうとこに逆にお金が戻らないことも出てくるかと思えますので、できれば来年度中にでも精査していただければと思います。これは、要望でお願いします。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第44号 平成29年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第45号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第45号 平成29年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。



本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第46号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 議案第46号介護保険特会も先ほど国保特会で反対討論をしましたとおり、避難継続中しかし平成29年3月31日で避難解除に伴って、介護保険料あるいは介護保険サービス事業の免除が打ち切られる。その入口に立っているという状況からすれば、この特会にそのまま同意するわけにはいかないという立場を明らかにしておくものであります。

○議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第47号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第47号 平成29年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第48号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 後期高齢者の対象者は現在何名ほどいるでしょうか。
- 議長（吉田数博君） 健康保険課長。
- 健康保険課長（居村 勲君） お答えをいたします。  
平成29年1月6日現在の資料でございますけれども、後期高齢者医療の被保険者総数は3379人となっております。
- 議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 議案第48号の反対討論をいたします。先ほどの一般会計予算の審議でも高齢者の孤独、孤立の問題さまざまな困難と障害を抱えながらの避難生活を送っているという議論が行われました。そういう状況を背景にしながらもこの議案第48号は、75歳以上の高齢者の医療費等についても従来も一部負担ということではありましたが、避難解除と並行してそうした免除、支援措置が打ち切られるということは極めて重大な問題だと考えます。その立場から本予算についても反対の態度を明らかにするものであります。
- 議長（吉田数博君） ほかに討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第48号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（吉田数博君） ここで午後1時30分まで昼食休憩といたします。

（午後 0時07分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

---

○議長（吉田数博君） ここで生活支援課長から、先ほどの質疑の中の補足説明をしたいと申し出がございますので、これを許可いたします。

生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 先ほど午前中の渡邊議員のご質問に対する答弁につきまして、補足をさせていただきます。

この引越補助金は、避難届のあった避難先ごとを1世帯と見做すこととしておりますので、例えば異なった避難先郡山市と安達町にあった夫婦においてはそれぞれ補助金は支給できますが、同じ部屋に避難していた夫婦が時間差で引っ越した場合1回のみでの支給となります。また、父母が別の避難先から同時に引っ越した場合も時間差で引っ越した場合もそれぞれ支給されます。このような要綱で今固めておりますので、何卒ご承認をお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第49号 平成29年度浪江町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 1点お尋ねをしたいと思います。

資料の1ページ、2ページ収益的収支の一覧表があります。今年度の収入が6738万3000円、収益的支出で3億7097万7000円完全に破綻状態であります。そこで、これまでたびたび議論になってきましたけれども、収益的収入を収益的支出が超えた場合には東電は賠償すると、それは損害が続く限り賠償すると言ってきたわけですから、当然なことだと思えます。3月14日の全員協議会で、水道事業の長

期的計画について資料をもとに説明がありました。改めてそこで損失が収入を超えた場合には賠償すると言われているという担当係長の説明がありました。私は、極めて重要な回答だと評価した上で、一つは今年度は賠償雑収入に61万円しか計上されておりませんが、今年度以降については町当局の説明によれば賠償されるということですから、この差額は補填されると思います。そこで、賠償がない場合本年度と同じような収支になるのかと。そういう場合の収支改善の計画はどうかということ。一方で、長期経営計画に基づく東電賠償が補填財源として一定期間計上されていると、従ってそれは間違いないのか。水道事業の長期的経営という立場からそういう町の計画に誤りはないかと議会に対しても町民に対してもそういう中身として今後とも説明できるということなのかどうか。2つの角度から水道事業の経営の問題について、今年度予算に触れてお尋ねをしておきたいと思います。お答えください。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（三瓶徳久君） 東京電力からの逸失利益の賠償について申し上げます。平成27年3月から平成29年2月の分、2年間の賠償金を平成28年度今年度賠償をされます。ですので、平成29年度につきましては、賠償金は先にいただいておりますので入らないということになります。賠償金につきましては、それ以降も実質的逸失的な利益があるわけですので、東京電力に継続して支払いをするよう求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） そのことを分かった上で、私は質問しているわけなので、これはちょっとあれだね町長だね。あとでにします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 逸失利益の賠償については、ただいま担当課長が説明したとおりです。その後の問題について、これはやはり給水収益が全く見込めない状況になりますので、中々収益を上げるということはここ数年は続くと考えます。

従って、まず第一には今の賠償について水道企業ですから一般企業と同じです。企業の努力を認めてもらうように東京電力にその賠償を支払いを続けていただくということがまず第一です。

それから第二番目については、それが非常に困難だという状況に入った場合には、私ども浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組みが提示をされまして、それを国と県が協議して私ども町と協議をして財政面、あるいは体制的な制度面そういうものもバックアップするという約束を先日合意書を取り付けておりますので、その合

意書に基づいて官民一体となった協議をしながら今後この財政担保はきっちりとっていきたいとそういう考え方でおります。それで、当座をしのぎながら震災前のような給水収益が出てくればある程度企業経営も成り立っていくのではないかと認識しておりますので、一つご理解をいただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 残された選択はそれしかないと思えます。その上で、考えられることは東電には営業賠償に対して極めて厳しい態度をとっていると。町長が今答弁されたように水道事業もそういう意味では同じ範ちゅうだということですから、私は東電のそういう態度を視野にいれつつ、場合によっては自治体の水道が破綻すると、極めて公共性のある事業ですから、営業賠償の突破口を開くためにもここは、一方では別な懐があるからそちらでということも安心材料ではあるけれどもそこはさておいて、加害企業である国や東電に対して全面賠償させると、そこは腰を引かないで頑張るということが大事ではないかと。それは、いろんな意味で大きな波及効果をもたらすと、政治的にも、経済的にも、自治体運営という点からも極めて重要な観点ではないかと、この事業を通じて、こういう言葉もあんまり適当ではないけれども正面から対峙できる問題だと思えますので、町長としてもその立場が続く限りは今私が指摘したことを踏まえてぜひ頑張っていたきたい。一方では企業努力を求められるということはそれはそれで当然だけれども、肝心要のところを外さないで今後とも対峙してもらいたいということを要望しておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第49号 平成29年度浪江町水道事業会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第50号 工事請負契約の変更について（幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第50号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事について、工事請負契約の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） それでは、ご説明いたします。

議案書をご覧くださいと思います。

契約の目的ですが、幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事でございます。

施工箇所は、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、変更前1億8792万円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1392万円。）

変更後1億9423万5840円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1438万7840円。）

契約の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

工期は、変更前平成28年7月29日から平成29年3月17日、変更後平成28年7月29日から平成29年3月27日であります。

次に、議案資料理由書をご覧くださいと思います。

変更内容でございますが、まず排水構造物工につきましても、当初県認定エコ製品でありますMV側溝により設計しておりましたが、震災後の需要の急増により調達が困難となり従来使用している勾配調整側溝を使用するため。

次に、舗装工につきましても、県の設計基準に従い砕石に再生材の使用を予定しておりましたが、震災後の需要の急増により調達が困難となり新材を使用するためでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（吉田数博君） ここで産業・建設常任委員会開催のため2時15

分まで休議といたします。

産業・建設常任委員会の方は小会議室A Bにお集りください。

(午後 1時46分)

---

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 2時15分)

---

○議長(吉田数博君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、馬場君。

○15番(馬場 績君) 変更の理由についてですが、資材調達ができないためということが大きな理由です。建設業界の現状はそうだと思いますけれども、変更理由としては公共事業の受注業者としては責任をどれだけ感じているのかと私は考えてしまったわけですけど、というのは議案書の6のところに書いてあるように変更前の工期は平成29年3月17日で、変更後は3月27日です。変更理由の折衝というか、受注業者からの変更の申し出がいつあったかは分かりませんが、3月17日までの締め切りだと、工期が3月17日だということ承知で受注しているわけです。変更後の延期はというとわずか10日間、先ほど言ったように、変更の理由としては資材の調達が難しいと。これは、私は公共事業の変更理由としては、こういう状況だから分かるけれども、こういう状況であればあるほどこういう事情を承知で受注しているということだし、申し出と変更後の締め切りの期間があまりにも切迫しているという点から考えても工事請負契約の変更の事情は分かりますが、受注業者の責任という点から言えば批判を受けてしかるべきだと思いました。この変更理由について町はどのように考えているかということをお聞きしたいと思います。

その上で、契約変更による変更増ということですが、工事契約の条項から判断して変更やむなしと判断したのでしょうか。700万円の金額の増、これも資材調達ができないということとあわせて私は受注業者の責任の範ちゅうではないかと。だから、契約条項に契約金額変更についての取り交わしがどういうふうになっているのか確認しておきたいと思います。お答えください。

○議長(吉田数博君) 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長(安倍 靖君) まず、契約変更の理由ということの町の受け止め方と言いますか、それについてでございますが、もちろん工事請負契約でございますので、発注者側、受注者側それぞれ監督なり現場代理人をおきまして、工程管理については定期的

に打ち合わせを行い適正な工事の管理を行っていたわけでございます。その中で、県認定のエコ製品、それから再生材というような県の工事標準設計の中のそういった使用材料については設計段階ではある程度調達を見込んで設計しておりました。その中で、実際に工事に取りかかって受注者が調達しようとする場合どうしても工期内に全量の調達が困難であるという申し出を受けたところでございます。

それについて受注者任せにするわけではなくて、発注者である町としても調達先そういうのを郡内あるいは他町村まで色々検討しまして、何とか工期内に調達できないかという調整もしたところでございます。そういった中でどうしてもやむを得ないと、工期内で竣工するためには材料の変更はやむを得ないということで、今回変更させていただいたということでございます。

また、町としての考え方でございますが、どうしても工期の変更については甲の申し出と言いますか、発注者側の理由、それから受注者側の申し出というかその理由によりまして、お互いの甲乙協議の中で変更理由がやむを得ない場合というか、工事を遂行する上で妥当な理由であるという場合は工事変更ができるということになってございますので、今回はお互いにこの乙の申し出を受けまして甲乙色々協議をした結果やむを得ないという判断のもとで工事請負契約を変更したわけでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 資材調達に困難を極めたと、町も何とか必要とする資材の調達のために努力をしたと、結果それができなかったと、工程管理の責任を負う町としても責任を感じているという答弁だと思います。

今1つは、契約条項の中にやむを得ない事情があれば工期の延長、契約変更できるという協議事項の項目が入っているので契約条項にしたがって今回は変更に至ったと、やむなしという答弁です。経過は分かりました。

そこで、先ほども少し触れましたけれども、変更前の工期が平成29年3月17日、変更後はその10日後3月27日です。本件について、工期変更の申し出があったのはいつだったのですか。

○議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えいたします。

工期変更の申し出につきましては、先月の打ち合わせの段階でございました。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。



○15番（馬場 績君） 本議案に同意はしたいと思っておりますけれども、私は今回の変更理由は極めて理由薄弱、変更理由に妥当性を欠くとあえて申し上げておきたいと思っております。その上で、今後さまざまな公共事業が執行されると思っております。工程管理はもちろん、受注業者にしかるべき責任、公共事業を受注した事業者としての社会的責任はきっちり持ってもらうと、そういう責任判断のもとに工程管理の協議の中で指導をします。こういうことが二度と発生しないように強く指摘をしておきたいと思っております。これは、私の意見ですから答弁はいたしません。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第50号 工事請負契約の変更について（幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（吉田数博君） ここで全員協議会開催のため暫時休議をいたします。

町側の方は、暫時会場の都合もあってこの会場で行いますので、退席をお願いします。

次第作成のために5分間休憩をいたします。35分から執り行います。

（午後 2時29分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時49分）

---

### ◎復興・特別委員会報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、復興・創生特別委員会報告を議題とします。

復興・創生特別委員会委員長から報告を求めます。

復興・創生特別委員会委員長、登壇でお願いします。

15番、馬場 績君。

[復興・創生特別委員会委員長 馬場 績君登壇]

○復興・創生特別委員会委員長（馬場 績君） 復興・創生特別委員会としての報告を取りまとめましたので、お手元の資料に基づいて報告をしたいと思います。

鑑はこのとおりです。1ページを開いてください。朗読をして報告をしたいと思います。

復興・創生に対する付議事件は、町の復興・創生に関する調査についてでした。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により未曾有の被害を受け、今なお町民生活に深刻な影響を与え続けている。

本委員会は、昨年3月18日に設置され、浪江町の復興・創生に向けた課題を調査し、必要な対策を進めていくために被災自治体の研修や町関係当局の取り組みと現地の調査活動に取り組んだ。

本委員会の調査活動により、避難生活を余儀なくされている町民が一日も早くふるさと浪江に帰還し、浪江の地で安心して生活ができるよう取り組むべき課題が明らかになり、引き続き今後の施策に反映させるべき意見について、下記のとおり報告することにします。

1 ふるさと浪江の再生に向けた取り組みについて

(1) 安全・安心なまちづくりの課題。

- ① 放射性物質の汚染による環境回復のため、環境省による除染が行われている。依然として線量の高いところがあり、年間追加被ばく1ミリシーベルト以下実現のため、再除染の徹底が必要である。

(2) 帰還の支援と住環境整備について

- ① 災害公営住宅等の整備が進められているところであるが、建設・改修工事が完了せず、帰還する町民の居住の確保が十分でない。安定確保のため民間企業との協調はもとより住宅再建の支援を一層強めるべきである。

(3) 医療・介護・福祉施設の整備について

- ① 浪江診療所が開設されることは帰還者の安心材料の一つではあるが、救急医療や診療科目の増設など医療・介護・福祉の供給体制の整備について県、国の具体的な支援が必要である。
- ② 高齢者の帰還が予想されるので、介護・福祉の受け皿の拡充を促進すべきである。

(4) 中心市街地の整備について

- ① 新しい街づくりの計画と関係者の協議、調整に努め、早期の整備を図るべきである。

(5) 国道・県道・町道の整備について

- ① 災害復旧工事を促進すると同時に、国、県の責任で国道114号の拡幅整備を促進すべきである。裏面をご覧ください。

2 産業の復興と再生・創生の取り組みについて。

(1) 安定雇用を確保するためにも、地元企業の再開が浪江町復興のカギを握っている。

- ① 損害の適切な賠償と、早期再開の条件整備、支援強化を図るべきである。
- ② 地元企業と調和したイノベーション・コスト構想の推進を図るべきである。

(2) 請戸漁港・漁業の復興・創生の促進を図るべきである。

(3) 地場産業（大堀相馬焼など）の復興・創生の促進を図るべきである。

(4) 農林業の復興・再生・創生について

- ① 実証栽培の継続と安全性の検証を図るべきである。
- ② 農地の地力回復と営農再開・新規参入支援事業を拡充すべきである。
- ③ 農業用水路の除染と同時に復旧・整備促進を図るべきである。
- ④ 林業再開のための実証研究と再開支援を拡充すべきである。

(5) 再生エネルギーの普及、促進について

- ① 再生可能エネルギーの先進地を目指し、先端技術の開発・研究の取り組みを促進すること。
- ② 町の普及計画を早急に策定し、事業促進のための助成制度を創設すること。

3 教育環境の整備について

(1) 再開を目指す幼保・小中学校の安全な生活環境の確保は当面の最優先課題である。

(2) 安全・安心を担保できる教育環境整備を図ることが喫緊の課題である。

4 原発事故収束対策について

(1) 福島第一原発の事故はいまだに収束していない。

- ① 安全な廃炉・汚染水対策は帰還に向けて重要な課題であ

る。情報隠ぺいはしないよう東電、国、県に引き続き求めるべきである。

- ② 県民の総意である第二原発の廃炉を国、東電に引き続き求めるべきである。

これが、復興・創生特別委員会としての政策、施策に関する調査結果に基づく調査結果のまとめであります。

ここに至った経過は、第1回会議から5ページの第8回会議、途中行政視察も行いました。現地調査も行いました。大いに議員同士で活発な議論を展開して、このとりまとめに至ったことを報告いたします。

なお、この報告については、執行部も真摯に受け止め、浪江町の復興・再生、町民の生活再建のために効果的な施策展開を強く求めて私の報告に代える次第であります。

- 議長（吉田数博君） 以上で説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑を終わります。

以上で、復興・創生特別委員会報告を終わります。

---

#### ◎請願・陳情審査報告

- 議長（吉田数博君） 日程第4、請願・陳情審査報告を議題とします。

---

#### ◎陳情第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 陳情第5号 避難指示解除の判断は6年後にと  
いう陳情を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

総務常任委員長、登壇をお願いします。

12番、佐藤君。

〔総務常任委員会委員長 佐藤文子君登壇〕

- 総務常任委員会委員長（佐藤文子君） 陳情第5号 避難指示解除の判断は6年後にと  
いう陳情の審査結果についてご説明をいたします。

本陳情を受理した時点では、浪江町の避難指示区域について解除時期は示されておりませんでした。今般、国と町との協議を経て、平成29年3月31日をもって居住制限区域及び避難指示解除準備区域を解除するということが決定されました。

一部の委員の中からは、本決定は時期尚早な判断であり、本陳情の趣旨を汲んで、採択すべきとの意見もございましたけれども、しかしながら、本陳情の趣旨については、避難指示区域の解除が決定された現状と合わないものということになりましたので、事務局長朗読のとおり不採択といたしたものでございます。

議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第5号 避難指示解除の判断は6年後にという陳情を採決します。

あらかじめ申し上げます。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

議案について採択しますので、委員長報告のとおり不採択に賛成の方は起立しないようご注意ください。

それでは、陳情第5号 避難指示解除の判断は6年後にという陳情について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（吉田数博君） 起立少数であります。

よって、陳情第5号については不採択とすることに決定いたしました。

---

### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の

説明を求めます。

議会運営委員会委員長、泉田君。

11番、泉田君。

[議会運営委員会委員長 泉田重章君登壇]

○**議会運営委員会委員長（泉田重章君）** それでは、提案理由を申し上げたいと思います。

浪江町事務組織の改編によりまして、常任委員会の所管を変更するため所管の改正を行うものでありますが、この案件につきましては、復興進捗状況により今後も変更の可能性があることを含んでいると思います。その都度、変更を余儀なくされることを含みながら各委員会への見直しをすることを示しました。

議員各位のご理解を賜りたいと思います。

○**議長（吉田数博君）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（吉田数博君）** 質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（吉田数博君）** 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第1号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○**議長（吉田数博君）** 起立多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○**議長（吉田数博君）** 日程第6、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（吉田数博君）** 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君）　ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君）　今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る3月7日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行及び町民支援に十分生かしてまいりたいと考えております。

いよいよ、3月31日からの避難指示区域の一部解除が近づいてまいりました。役場機能も既に先行して戻っている部署に加え、4月からは一部の業務を除いて、役場本庁舎に戻ることとなります。町民の皆様が安心して帰還できるよう、さらには帰還後の生活における安全が確保できるよう、私を初め役場職員一丸となって取り組んでまいります。

避難指示の解除はスタートラインに過ぎず、真の復興を果たすためには、これから長く険しい道のりが待ち受けております。先行して帰還される町民の皆様には、新たなまちづくりのパイオニアとして、行政と一体となり町の復興をけん引していただきたいと考えております。そのため、町といたしましても最大限の支援をしてまいりたいと考えております。

また、帰還できない方々についても、町とのつながりを維持するため、引き続き生活支援をしてまいります。

さて、議員各位におかれましては、4月末をもって任期満了を迎えられます。現在の任期を最後に後進に道を譲られる方々には、永年にわたり町行政の進展にご尽力をいただき、また、震災からの町の復興に道筋をつけるため、特にこの4年間は町の「復旧実現期」にあたる重要な時期でありましたが、町行政と一体となり、誠心誠意取り組んでいただきましたことを、改めて感謝を申し上げます。

また、再選を期して望まれる方々には、健康に十分留意され、これまでの政務活動を町民に訴え、所期の目的を達成されますようご健闘を心よりお祈り申し上げます。

なお、予算整理のため平成28年度一般会計及び特別会計の最終補

正予算については、3月末で専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員各位のご健勝をご祈念申し上げ、閉会のあいさついたします。

4年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

### ◎あいさつ

○議長（吉田数博君） 間もなく3月定例会が閉会となります。私ども議員の任期は、4月末日であります。改選期を迎えます。今定例会が最終議会と思われれます。そこで、浪江町復興のために引き続き議員として再選を目指される方、また新しいステージに向けて進まれる方々であると思えます。いずれにいたしましても健康が一番、健康に留意をされて再びのご活躍を期待しているものであります。

ここで、三瓶宝次君並びに鈴木幸治君から発言を求められておりますので、これを許可したいと思います。

まず、3番、鈴木幸治君。

○3番（鈴木幸治君） 議員の皆様1期4年という短い期間でありましたけれども、様々な面でご指導いただき誠にありがとうございました。また、職員の皆様に対しましては、職員OBという立場にしながら力にもなれず大変申し訳ございませんでした。議員という職を離れても何らかの形で浪江町の再生にかかわりたいと考えております。議員の皆様、そして町長初め職員の皆様益々のご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

[拍手]

○議長（吉田数博君） 続いて、三瓶宝次君。

○14番（三瓶宝次君） ただいま議長よりご紹介ありました。私今定例会を最後に議員を引退したいということで決意をするところでありまして、この場をお借りして若干一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。

私は、平成5年4月の浪江町議会議員の選挙に立候補、町民の数多くのご支援をいただきまして、お蔭様を持ちまして初当選以来現在まで連続6期24年を無事務めさせていただきました。この間私は、政治信条として住民の声を大切にをモットーとしてまいりました。同時に、町の発展はもちろんのこと、町内地域における格差のない住民の生活向上に取り組んでまいりました。この間ひとえに今までの各議員の同士からの叱咤激励と協力によりまして、それが力とな



りこの24年間大過なく現在までこられたのも改めて感謝と御礼を申し上げます。

特にこの24年間の中で、東日本大震災、そして東電の第一原発事故によりまして全町避難という想像することもできなかった非常事態が起き、この6年間町にとっては自治体が崩壊するすらも考える危機的な状態にさらされた時でありました。しかし、町はこの危機的な状態を見事乗り切ることができたのも、議会と町が一体となり懸命に取り組んできた結果であろうと考えておるところであります。今この大事な時期に引退することは、私にとっては後ろ髪を引かれるような思いであります。ご承知のように町もこの3月31日で帰還困難区域を除いて避難指示解除が決まっております。町の復興はこれからです。復興のスタートであります。議会においても町の復興再生、住民の生活再建とさまざまな課題に対応することとなり、この重い荷物を背負いながら長い道のりになろうと思っております。

議会、また議員ともどもそれぞれの役割責任を果たしながら、町と一体となり、車の両輪となり町の復興と夢のある町づくりを目指し、大いに活躍をしていただきたいと強く願っておるところでございます。

町においては、町長初め職員の皆さん方には大変長い間ご指導、ご協力いただきまして、改めて御礼と感謝を申し上げます。

なお、今後は一町民として、微力ではありますが町復興のため、また住民の生活再建のために引き続き協力して活躍してまいりたいと考えておるところでございます。

終わりに、皆様方のご健勝、ご健康をご祈念して、粗辞ではありますが御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

[拍手]

---

### ◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年3月浪江町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（午後 3時15分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 鈴 木 幸 治

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 松 田 孝 司